

## 目 次

### 第 1 号 3月12日（木曜日）

|                          |    |
|--------------------------|----|
| 平成27年第1回下郷町議会定例会会議録（第1号） | 1  |
| 議事日程第1号                  | 2  |
| 開会                       | 3  |
| 会議録署名議員の指名               | 3  |
| 会期の決定                    | 3  |
| 町長の施政方針及び提案理由の説明         | 4  |
| 請願・陳情                    | 14 |
| 休会の件                     | 15 |
| 散会                       | 15 |

### 第 2 号 3月17日（火曜日）

|                                |    |
|--------------------------------|----|
| 平成27年第1回下郷町議会定例会会議録（第2号）       | 17 |
| 議事日程第2号                        | 18 |
| 開議                             | 19 |
| 一般質問                           | 19 |
| 佐藤孔一君                          | 19 |
| 室井亜男君                          | 24 |
| 佐藤盛雄君                          | 31 |
| 星 輝夫君                          | 41 |
| 猪股謙喜君                          | 46 |
| 議案第32号 平成27年度下郷町一般会計予算         | 55 |
| 議案第33号 平成27年度下郷町国民健康保険特別会計予算   | 55 |
| 議案第34号 平成27年度下郷町後期高齢者医療特別会計予算  | 55 |
| 議案第35号 平成27年度下郷町介護保険特別会計予算     | 55 |
| 議案第36号 平成27年度下郷町簡易水道事業特別会計予算   | 55 |
| 議案第37号 平成27年度下郷町農業集落排水事業特別会計予算 | 55 |
| 議案第38号 平成27年度下郷町宅地分譲事業特別会計予算   | 55 |
| 日程の追加                          | 56 |
| 請願・陳情                          | 56 |
| 散会                             | 58 |

### 第 3 号 3月20日（金曜日）

|                          |    |
|--------------------------|----|
| 平成27年第1回下郷町議会定例会会議録（第3号） | 59 |
| 議事日程第3号                  | 60 |
| 開議                       | 63 |

|              |                                                                                                                  |     |
|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 報告第 1 号      | 専決処分の報告について（専決第 1 号 損害賠償の額の決定及び和解について） .....                                                                     | 6 3 |
| 議案第 1 号      | 専決処分につき承認を求めることについて（専決第 2 号 平成 26 年度下郷町一般会計補正予算（第 5 号）） .....                                                    | 6 4 |
| 議案第 2 号      | 人権擁護委員候補者の推薦について .....                                                                                           | 6 5 |
| 議案第 3 号      | 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定について .....                                                                              | 6 6 |
| 議案第 4 号      | 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の設定について .....                                                                 | 6 9 |
| 議案第 5 号      | 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の設定について .....                                                                | 7 0 |
| 議案第 6 号      | 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の設定について .....                                                                          | 7 2 |
| 議案第 7 号      | 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の設定について .....                                                              | 7 4 |
| 議案第 8 号      | 特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の設定について .....                                                                               | 7 4 |
| 議案第 9 号      | 教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の設定について .....                                                                              | 7 4 |
| 議案第 10 号     | 下郷町行政手続条例の一部を改正する条例の設定について .....                                                                                 | 7 7 |
| 議案第 11 号     | 下郷町介護保険法に基づく地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の設定について .....                                                            | 7 8 |
| 議案第 12 号     | 下郷町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の設定について .....                          | 7 8 |
| 動議について ..... |                                                                                                                  | 7 9 |
| 議案第 13 号     | 下郷町介護保険条例の一部を改正する条例の設定について .....                                                                                 | 8 1 |
| 議案第 14 号     | 下郷町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の設定について .....                                           | 8 4 |
| 議案第 15 号     | 下郷町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の設定について ..... | 8 4 |
| 議案第 16 号     | 下郷町介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の一部を改正する条例の設定について .....                                              | 8 4 |
| 動議について ..... |                                                                                                                  | 8 5 |
| 議案第 17 号     | 保育の実施に関する条例を廃止する条例の設定について .....                                                                                  | 8 7 |
| 議案第 18 号     | 下郷町公立保育所条例の一部を改正する条例の設定について .....                                                                                | 8 7 |
| 議案第 19 号     | 下郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関す                                                                                    |     |

|                     |                                               |       |
|---------------------|-----------------------------------------------|-------|
|                     | る基準を定める条例の設定について……………                         | 8 7   |
| 議案第 2 0 号           | 下郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定について……………    | 8 7   |
| 議案第 2 1 号           | 下郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定について…………… | 8 7   |
| 動議について……………         |                                               | 8 7   |
| 議案第 2 2 号           | 下郷町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の設定について……………            | 9 3   |
| 議案第 2 3 号           | 下郷町公園条例の一部を改正する条例の設定について……………                 | 9 4   |
| 議案第 2 4 号           | 町道の路線認定について……………                              | 9 6   |
| 議案第 2 5 号           | 平成 2 6 年度下郷町一般会計補正予算（第 6 号）……………              | 9 7   |
| 議案第 2 6 号           | 平成 2 6 年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）……………        | 9 7   |
| 議案第 2 7 号           | 平成 2 6 年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）……………       | 9 8   |
| 議案第 2 8 号           | 平成 2 6 年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）……………          | 9 8   |
| 議案第 2 9 号           | 平成 2 6 年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）……………        | 9 8   |
| 議案第 3 0 号           | 平成 2 6 年度下郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 4 号）……………      | 9 8   |
| 議案第 3 1 号           | 平成 2 6 年度下郷町宅地分譲事業特別会計補正予算（第 1 号）……………        | 9 8   |
| 議案第 3 2 号           | 平成 2 7 年度下郷町一般会計予算……………                       | 1 1 5 |
| 議案第 3 3 号           | 平成 2 7 年度下郷町国民健康保険特別会計予算……………                 | 1 1 5 |
| 議案第 3 4 号           | 平成 2 7 年度下郷町後期高齢者医療特別会計予算……………                | 1 1 5 |
| 議案第 3 5 号           | 平成 2 7 年度下郷町介護保険特別会計予算……………                   | 1 1 5 |
| 議案第 3 6 号           | 平成 2 7 年度下郷町簡易水道事業特別会計予算……………                 | 1 1 5 |
| 議案第 3 7 号           | 平成 2 7 年度下郷町農業集落排水事業特別会計予算……………               | 1 1 5 |
| 議案第 3 8 号           | 平成 2 7 年度下郷町宅地分譲事業特別会計予算……………                 | 1 1 5 |
| 議員提出議案第 1 号         | 下郷町議会委員会条例の一部を改正する条例の設定について……………              | 1 2 0 |
| 議員提出議案第 2 号         | 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について……………          | 1 2 0 |
| 議員派遣の件……………         |                                               | 1 2 1 |
| 日程の追加……………          |                                               | 1 2 1 |
| 閉会中の継続審査申出について…………… |                                               | 1 2 2 |
| 町長提案理由の説明……………      |                                               | 1 2 2 |
| 議案第 3 9 号           | 教育長の任命について……………                               | 1 2 3 |
| 閉会……………             |                                               | 1 2 6 |

平成27年第1回下郷町議会定例会会議録第1号

|                                                |                         |                     |          |         |            |
|------------------------------------------------|-------------------------|---------------------|----------|---------|------------|
| 招 集 年 月 日                                      | 平成２７年３月１２日              |                     |          |         |            |
| 本会議の会期                                         | 平成２７年３月１２日から３月２０日までの９日間 |                     |          |         |            |
| 招 集 の 場 所                                      | 下郷町役場議場                 |                     |          |         |            |
| 本 日 の 会 議                                      | 開会                      | 平成２７年３月１２日　午前１０時００分 |          |         | 議長 佐 藤 一 美 |
|                                                | 散会                      | 平成２７年３月１２日　午前１１時１３分 |          |         | 議長 佐 藤 一 美 |
| 応 招 議 員                                        | １番                      | 星 正 延               | ２番       | 佐 藤 孔 一 |            |
|                                                | ３番                      | 佐 藤 勤               | ４番       | 星 嘉 明   |            |
|                                                | ５番                      | 佐 藤 盛 雄             | ６番       | 星 政 征   |            |
|                                                | ７番                      | 猪 股 謙 喜             | ８番       | 室 井 亜 男 |            |
|                                                | ９番                      | 山 田 武               | １０番      | 星 輝 夫   |            |
|                                                | １１番                     | 小 玉 智 和             | １２番      | 佐 藤 一 美 |            |
| 不 応 招 議 員                                      | なし                      |                     |          |         |            |
| 出 席 議 員                                        | １番                      | 星 正 延               | ２番       | 佐 藤 孔 一 |            |
|                                                | ３番                      | 佐 藤 勤               | ４番       | 星 嘉 明   |            |
|                                                | ５番                      | 佐 藤 盛 雄             | ６番       | 星 政 征   |            |
|                                                | ７番                      | 猪 股 謙 喜             | ８番       | 室 井 亜 男 |            |
|                                                | ９番                      | 山 田 武               | １０番      | 星 輝 夫   |            |
|                                                | １１番                     | 小 玉 智 和             | １２番      | 佐 藤 一 美 |            |
| 欠 席 議 員                                        | なし                      |                     |          |         |            |
| 会議録署名議員                                        | ２番                      | 佐 藤 孔 一             | ３番       | 佐 藤 勤   |            |
| 地方自治法第<br>１２１条の規定<br>により説明の<br>ため出席した<br>者の職氏名 | 町 長                     | 星 學                 | 副 町 長    | 玉 川 一 郎 |            |
|                                                | 参事兼総務課長                 | 星 敏 恵               | 参事兼税務課長  | 室 井 孝 宏 |            |
|                                                | 町 民 課 長                 | 星 昌 彦               | 健康福祉課長   | 渡 部 善 一 |            |
|                                                | 産 業 課 長                 | 佐 藤 壽 一             | 建 設 課 長  | 室 井 一 弘 |            |
|                                                | 主幹兼会計管理者                | 星 永津子               | 教育委員会委員長 | 白 石 光 史 |            |
|                                                | 教育長職務代理者                | 五十嵐 正 俊             | 代表監査委員   | 渡 部 正 晴 |            |
|                                                | 教 育 次 長                 |                     |          |         |            |
|                                                | 農業委員会事務局長               | 湯 田 真 澄             |          |         |            |
| 本会議に職務<br>のため出席し<br>た者の職氏名                     | 事 務 局 長                 | 大 竹 義 則             | 書 記      | 室 井 哲   |            |
|                                                | 書 記                     | 大 竹 浩 二             |          |         |            |
| 議 事 日 程                                        | 別紙のとおり                  |                     |          |         |            |
| 会議に付した事件名                                      | 別紙のとおり                  |                     |          |         |            |
| 会 議 の 経 過                                      | 別紙のとおり                  |                     |          |         |            |

平成 2 7 年第 1 回下郷町議会定例会議事日程（第 1 号）

期日：平成 2 7 年 3 月 1 2 日（木）午前 1 0 時開会

開 会

開 議

諸般の報告

日程第 1

会議録署名議員の指名

2 番 佐 藤 孔 一

3 番 佐 藤 勤

日程第 2

会期の決定

日程第 3

町長の施政方針及び提案理由の説明

日程第 4

請願・陳情

委員会付託

（産業厚生常任委員会）

陳情第 1 号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書  
提出の陳情

日程第 5

休会の件

散 会

(会議の経過)

○議長（佐藤一美君） おはようございます。

開会に先立ち、ご連絡申し上げます。本日の会議の散会后、全員協議会を開かせていただきます。案件につきましては、お手元に配付されておりますので、よろしくご協力をお願いします。

また、今定例会の説明のため出席を求めた農業委員会会長、渡部和夫君が公務のため本日の会議を欠席いたしますので、ご了承願います。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成27年第1回下郷町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。（午前10時00分）

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配りましたとおりであります。

日程に入るに先立ち、議会事務局長より諸般の報告を順次行います。

議会事務局長、大竹義則君。

○議会事務局長（大竹義則君） おはようございます。諸般の報告をいたします。

皆さんのお手元に昨年12月定例会から今定例会までの間の議員の皆さんの活動状況を記載して配付してございます。

また、議員の派遣内容を記載し、お手元に配付してございます。

さらに、今定例会に説明員として出席されます執行機関の職氏名一覧表につきましてもお手元に配付してあります。

また、内閣官房、まち・ひと・しごと創生本部事務局より地方創生の説明会を収録したDVDが配布され、総務課を通して議員の皆様方にご視聴いただくよう連絡がありましたので、あわせて配付してあります。

以上で諸般の報告といたします。

○議長（佐藤一美君） これで諸般の報告を終わります。

---

**日程第1 会議録署名議員の指名**

○議長（佐藤一美君） これより日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第112条の規定により、議長において2番、佐藤孔一君及び3番、佐藤勤君を指名いたします。なお、両君には、今定例会の会議録についてのご署名をお願いいたします。

---

**日程第2 会期の決定**

○議長（佐藤一美君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月20日までの9日間にいたしたいと思ひます。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月20日までの9日間と決定いたしました。

---

### 日程第3 町長の施政方針及び提案理由の説明

○議長（佐藤一美君） 日程第3、町長の施政方針及び提案理由の説明を行います。

町長から施政方針及び提案理由の説明を求めます。なお、この際当局提案に係る議案を一括上程いたします。

町長、星學君。

○町長（星學君） 皆さん、おはようございます。

本日、平成27年第1回下郷町議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては年度末を迎え、大変お忙しいところご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

初めに、東日本大震災からきのうで丸4年となりました。県内の死者、行方不明者は3,900人を超し、今でも約11万9,000人が県内外で不自由な避難生活を強いられている状況であります。改めて犠牲者になられた方々のご冥福と、残された遺族と被害者に対しお見舞いを申し上げます。

本町においては、原発事故による放射線量は少なかったものの、農産物や観光面での風評被害が続いております。今後も町民の皆様と一体となって、安全で安心なまちづくりに取り組んでまいります。

それでは、提案理由に先立ち、新年度に対する基本姿勢と所信の一端を申し述べ、町議会及び町民の皆様のご理解とご協力をお願いするものであります。

現在の我が国の経済は、アベノミクス第一の矢である大胆な金融緩和による円安基調の中で、輸出型の大企業を中心に業績が改善しておりますが、中小企業の多い地方には十分な効果があらわれていない状況にあります。

先ごろ発表された内閣府の2月の月例経済報告では、景気は個人消費などに弱さが見られるが、緩やかな回復基調が続いているとしている。先行きについては雇用、所得環境の改善傾向が続く中で、原油価格下落による影響や各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待されるとし、消費者マインドの弱さや海外景気の下振れなど、我が国の景気を下押しするリスクに留意する必要があるとしている。

県内の経済状況については、県内経済は一部に弱さが見られるものの、回復しつつあるとしている。各種政策の効果や復興需要などを背景に、景気が回復していくことが期待されるものの、消費者マインドの低下や海外景気の下振れなどの、リスクに留意する必要があるとし、原発事故後の状況にも留意する必要があるとしている。

国の平成27年度一般会計予算は、前年度から4兆5,000億円がふえ、総額で96兆3,400億円となり、高齢化に伴う社会保障費は1兆円の増、31兆5,300億円、道路や橋などの補修する公共事業費は5兆9,400億円の見込みとなる。

歳入面では、税収は国、地方とも回復し、54兆5,300億円、新規国債発行額は前年比4兆3,900億円減の36兆8,600億円としている。社会保障費は、高齢化や医療技術の高度化などによる自然増や保育所や認定こども園の増設、職員増、子育て支援で1,000億円、難病疾患への医療費助成対象の拡大で1,000億円、住民税を課されない低所得者への現金給

付継続で1,800億円、国民健康保険税への財政支援で1,700億円の増加となっています。公共事業費では、老朽化対策や経済効果の高いインフラ整備に重点配分するとしている。

また、国の総合戦略等を踏まえ、地域の実情に応じたきめ細かな施策を可能にする観点から、地方創生の取り組みに要する経費を平成26年度補正予算と合わせ1兆円計上するとしている。国の26年度補正予算では、経済対策の柱として地方自治体向けに新設した地域住民生活等緊急支援のための交付金、地方創生交付金として総額4,200億円を計上し、個人消費を下支えする地方消費喚起・生活支援型として2,500億円、人口減少問題など、継続的な課題に対応するための地方創生先行型として1,700億円を計上されています。

さらに、今後の経済対策と26年度補正予算や27年度の税制改正とあわせ、経済再生と財政再建の両立を目指すとしています。

県では、平成27年度の当初予算総額は福島を拓（ひら）く予算と位置づけ、復興関連予算を含め、一般会計の総額は県政史上最高の1兆8,994億円とし、前年度より1,849億円、10.8%の増加となりました。歳出では、県総合計画で定めた13の重点プロジェクトに重点配分し、内堀知事の独自性を打ち出す、人口減少、高齢化対策として（仮称）ふくしま結婚・子育て応援センター、（仮称）周産期医療人材養成支援センターを設置するとし、また人口減少対策など、市町村の地方創生の取り組みを後押しするため、市町村向けの新たな補助制度、地域づくりサポート事業、市町村枠を設けるとして当初予算案に3億円を確保し、市町村が地域の特色を生かして自主的に進める地域振興の取り組みを促すとしています。

このような状況下において、地方創生を契機に、自らが活力を創出していくことが重要であると考え、町の特徴とする観光と農業の2つの強みを生かし、新たな資源の掘り起こしと、美しい景観をさらに磨き上げる振興策に取り組んでまいります。議員の皆さん、そして町民の皆様と協働で取り組んでまいりたいと考えております。

一昨年9月30日、町長に就任してから1年5カ月が過ぎました。就任直後には、台風26号による大雨による被害が発生し、昨年2月には記録的な大雪に見舞われ、また8月には降ひょう被害と、自然災害に追われた年でもありました。

一方、企業の誘致により新たな企業の進出と事業の拡大等により、雇用の拡大、昨年5月には会津縦貫南道路国道118号小沼崎バイパス工事の着工、12月には289号線南倉沢トンネル工事が着工され、町の産業振興と地域経済に大きくつながるものと期待するものです。

また、この間、私が掲げる地域の特色を生かした活力ある町、安全・安心・健康で暮らせる住みよい町、思いやりのある教育と文化の町を基本に、各種施策を着実に進めてまいりました。今年は、下郷町町制施行60周年の節目の年と、第5次下郷町振興計画のスタートの年であり、今年度の重点施策といたしましては、私の公約とする基本施策と第5次下郷町振興計画での美しく輝く笑顔あふれる交流のまちしごうを将来像に掲げたまちづくりを目標として、これまでと同様に7項目の大綱を掲げました。その7項目の大綱に沿って、町民の方々が幸せを実現できるまちづくりのため、平成27年度当初予

算を編成したところであります。

大綱の第1、基盤条件整備、住みやすく美しいまちとしましては生活路線バス、会津鉄道、野岩鉄道などの公共交通機関維持対策事業、町道整備事業、集会施設整備事業などに5億340万3,000円。

第2の交流促進、心ふれあう賑わいと活力を創出するまちとしましては、継続事業として着地型ツーリズム推進事業や風評対策事業として町観光協会への助成事業、新しい観光資源の発掘として日暮滝の駒返し階段整備事業、野際口留番所跡試掘調査事業、塔のへつり駅トイレ改修事業などに7,065万9,000円。

第3の産業経済、ふるさと産業の創造としましては、農林業の支援として中山間地域等直接支払事業、多面的機能支払交付金事業、経営所得安定対策推進事業によるがんばる農業支援事業補助金、農林業機械等購入援助対策として利子補給や貸付制度預託金、新たな事業として下郷農業振興地域整備計画事業、商工業の活性化として地場産品開発するためのメイドインしもごう推進事業などに1億4,308万1,000円。

第4の生活環境整備、安全で住みよいまちとしましては、公営住宅建てかえ事業のための基本設計委託、合併処理浄化槽設置整備事業、新規事業としましては、冬期間の高齢者の除雪支援事業、防災体制の充実としては、広域負担分では消防救急デジタル無線整備事業と、新たに緊急車両更新事業、町単独事業では倉村集落へ小型動力ポンプ積載車の配備、災害対策備品等の整備などに1億3,997万8,000円。

第5の健康福祉、健やかに暮らせるまちとしては、町民の健康保持増進として今年度新たに心電図検査、眼底検査を加えた総合健診及び予防接種委託料、子ども・子育て支援事業として子ども医療無料化、児童手当、大川ふるさと公園遊具改修事業、高齢者・障害者支援事業などに3億1,761万6,000円。

第6の教育文化、思いやりのある教育と文化のまちとしては、教育環境の整備として檜原小学校体育館耐震補強工事及び各小中学校の施設改修、学力向上支援事業、家庭教育支援事業、県の指定を受け、新たに南会津学習サポート事業の実施、大内宿地域活性化事業などに2億3,400万4,000円。

第7の行財政、住民と行政による協働のまちとしては、昨年ひょう害による建物損害共済で実施する屋根の塗装工事、平成29年度までに地方公共団体において統一的な基準による財務書類となることから、公共施設等の固定資産台帳整備、町制施行60周年記念式典等の経費として9,225万9,000円。

以上、重点施策として予算化したところでございます。

それでは、27年度の一般会計の概要についてご説明申し上げます。予算総額は45億3,800万円であります。前年度比で8,800万円、2.0%の増額計上であります。

歳入についてであります。町税全体で10億6,745万9,000円を計上し、前年度比1.0%、1,042万2,000円の減額であります。このうち個人町民税については、所得の伸びなどにより前年度比8.2%、1,226万6,000円の増額、法人町民税については前年度比6.7%、175万6,000円の減額であります。また、固定資産税については大規模償却資産の減額により前年度比2.4%、2,006万2,000円の減額であります。

地方譲与税については7,847万円を計上し、前年度比6.5%、548万6,000円の減額であります。

地方消費税交付金については4,553万1,000円を計上し、前年度比45%、1,412万9,000円の増額であります。

地方交付税につきましては15億8,240万円を計上し、前年度比0.3%、460万円の減額であります。

国庫支出金については3億5,232万8,000円を計上し、前年度比17.3%、5,208万7,000円の増額であります。その主なものは、道路整備に伴う防災安全等交付金事業、檜原小学校体育館耐震補強事業補助金、文化財建造物群を活用した地域活性化事業、社会保障・税番号制度システム整備補助金の増額であります。

県支出金については2億4,515万9,000円を計上し、前年度比5.4%、1,256万3,000円の増額であります。その主なものは、多面的機能支払交付金事業、南会津学習サポート事業、国勢調査委託金、福島県議会議員一般選挙委託金の増額であります。

繰入金については4億7,149万5,000円を計上し、前年度比4.7%、2,104万7,000円の増額計上であります。その主なものは、財政調整基金3億5,500万円を計上し、前年度比1億500万円の増額となり、復興基金については1,500万円を計上し、前年度比1億2,482万5,000円の減額となりました。

地方債については3億9,410万円を計上し、前年度比16.2%、7,610万円の減額となりました。過疎対策事業債で橋梁維持補修事業、檜原小学校屋内体育館耐震改修事業、高規格救急自動車整備事業を計上、また昨年度、定住促進住宅整備事業、消防救急デジタル無線整備広域負担金、臨時財政対策債で減額計上となりました。

歳出につきましては、人件費8億4,433万6,000円を計上し、前年度比3.9%、3,204万7,000円の増額となり、昨年の給与改定による増額計上であります。

物件費は7億3,671万5,000円の計上で、前年度比5.2%、3,636万5,000円の増額計上であります。主なものは、社会保障・税番号制度システム整備委託料、固定資産台帳整備委託料、公営住宅基本設計業務委託料などの増額です。

維持補修費では9,466万3,000円の計上で、前年度比9.5%、823万円の増額計上であります。庁舎・ふれあいセンター・保育所等の一般修繕料の増額です。

扶助費では2億4,748万5,000円の計上で、前年度比22.1%、7,011万円の減額計上となりました。減額要因としては、昨年度実施いたしました臨時福祉給付金、子育て世帯に対する特例給付等の事業費の確定に伴う減額です。

補助費等については8億7,003万2,000円の計上で、前年度比3.6%、3,262万2,000円の減額となりました。減額要因としては、緑資源幹線林道事業受益者賦課金、南会津広域市町村圏組合負担金が減額となりました。

普通建設事業費では8億5,998万3,000円の計上で、前年度比16.5%、1億2,156万円の増額となりました。主な要因としては、檜原小学校屋内体育館耐震補強工事、大内宿地域活性化事業、降ひょう被害による役場庁舎屋根を含む6施設の屋根の塗装工事、大川ふるさと公園遊具改修工事などによる増額であります。

公債費では3億9,952万7,000円の計上で、前年度比7.9%、3,427万円の減額となりました。公債費につきましては、将来の財政負担をできるだけ軽減し、健全財政を維持するという方針に基づき、償還金が交付税によって措置される地方債の起債以外は極力抑えてまいりました。

繰出金では3億6,712万1,000円の計上で、前年度比5.8%、2,027万6,000円の増額であります。主な要因としては、平成27年度から3カ年の計画となる第6期介護保険事業計画の策定により、介護保険給付費等の見込み額の増により介護保険特別会計繰出金が増額となりました。

以上が平成27年度一般会計当初予算の概要につきましてご説明を申し上げます。今後とも議会の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、ご提案申し上げます議案の概要につきまして説明を申し上げます。

初めに、報告第1号 専決処分の報告についての件でございますが、専決第1号 損害賠償の額の決定及び和解についてであります。平成26年11月2日に発生いたしました、沼尾集落において小沼崎へ配備の消防ポンプ積載車が火防督励巡回中に方向を転換する際、車両後部が防護柵に接触し、破損させたものです。自動車損害事故に係る損害の賠償及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

事故防止については、部長会を通じながら各団員に周知を行っているところでございますが、今回このような事故が起こったことに対して心よりおわびを申し上げます。今後も職員を含め、事故防止に努めてまいる所存であります。

次に、議案第1号 専決処分につき承認を求めることについての件でございますが、専決第2号 平成26年度下郷町一般会計補正予算（第5号）につきましては、歳出予算の総額に変更はないものとし、内容につきましては湯野上保育所の食器洗浄器が壊れたことにより、新たに更新するための経費として113万4,000円を計上、昨年12月17日から18日にかけて全国的に大雪となり、本町でも積雪が75センチとなり、除排雪経費がかさみ、予算不足となることから、今後の経費を含め、2,500万円の除排雪経費などを専決処分したのであります。地方自治法第179条第1項本文の規定により、平成27年1月30日に専決いたしましたので、同条第3項の規定により承認を求めるものであります。

次に、議案第2号 人権擁護委員候補者の推薦についての件であります。現在法務大臣から人権擁護委員に委嘱されている3名のうち、弓田忠夫氏の任期が平成27年6月30日をもって3年を満了するために、再度候補者として推薦したく、議会の意見を求めるものであります。弓田氏は、平成24年7月1日に就任され、人権擁護についての理解も深く、人格並びに識見も高く、広く社会事情に精通していることから、委員として適格と判断し、再度推薦するものであります。

次に、議案第3号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定についての件でございますが、福島県人事委員会勧告による平成27年4月以降の給与制度の総合的見直しに基づく給与改定を実施するための給与表等について改めるものです。

さらに、現行の災害派遣手当に準じ、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び大規

模災害からの復興に関する法律の制定に伴う災害派遣手当の支給について所要の改正を行うものです。

次に、議案第4号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件でございますが、県人事委員会勧告及び県の取り扱いに準じ、平成26年12月期に教育長に支給する期末手当の算定基礎額に乗ずる割合を改正するものです。この改正については、平成26年12月期改正のみの一部改正となります。

次に、議案第5号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の設定について、県人事委員会勧告及び県の取り扱いに準じ、議会議員に支給する6月期と12月期に支給される期末手当の算定基準額に乗ずる割合を改正するものです。県の取り扱いにより、附則において平成26年12月期に支給する割合を改正し、12月1日から適用するものです。

次に、議案第6号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件でございますが、県人事委員会勧告及び県の取り扱いに準じ、町長等に支給する6月期と12月期に支給される期末手当の算定基礎額に乗ずる割合を改正するものです。

さらに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律についての、以下、改正地方教育行政法として説明しますが、当該法改正に伴い、教育長の給与等の支給根拠が地方自治法に定められることから、本条例に教育長を追加するとともに、旧教育長に対する給与等の支給条例は廃止となる内容です。県の取り扱いにより、附則において平成26年12月期に支給する割合を改正し、12月1日から適用するものです。

次に、議案第7号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件でございますが、改正地方教育行政法の施行に伴い、旧教育長及び教育委員長制度の廃止に関する規定の整備をするものです。

次に、議案第8号 特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の設定についての件でございますが、改正地方教育行政法の施行に伴い、教育長の位置づけが一般職、教育公務員特例法の適用を受ける一般職から常勤の特別職にかわることから改正するものです。そのため特別職報酬等審議会に諮問することとなる特別職の範囲を整理するものです。改正内容につきましては、諮問する特別職の範囲をこれまでの議会議員、町長、副町長に、教育長を加える内容となっております。

次に、議案第9号 教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の設定についての件でございますが、改正地方教育行政法により、新教育長の職は常勤で、職務に専念する義務が課せられ、その免除については条例で定めていることから、根拠規定を定めるものです。

次に、議案第10号 下郷町行政手続条例の一部を改正する条例の設定についての件でございますが、行政処分に関し国民が行政庁に不服を申し立てる制度、行政不服審査制度が平成26年6月、公正性の向上、使いやすさの向上、国民の救済手段の観点から、時代に即した見直しが行われました。行政不服審査法の改正にあわせ、行政手続法の一部の改正が行われたことから、下郷町行政手続条例の一部改正を行うものです。

次に、議案第11号 下郷町介護保険法に基づく地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の設定について及び議案第12号 下郷町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の設定についての2件については、平成25年6月14日に公布された地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第3次一括法）において、介護保険法の一部が改正されたことに伴い、新たに条例を制定するものです。

次に、議案第13号 下郷町介護保険条例の一部を改正する条例の設定についての件でございますが、平成27年度から平成29年度までの第6期介護保険事業計画において、介護保険料を改正するものでございます。介護保険料月額基準額は、現行の3,900円から4,900円、率にして25.6%の改正をするものです。介護保険については、施設入所者の増加を見越した3カ年の保険料の設定となります。

次に、議案第14号 下郷町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件及び議案第15号 下郷町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の設定についての2件については、議案第11号、12号でも説明いたしました第3次一括法において、介護保険法の一部改正並びに平成27年1月16日に公布された介護保険法施行規則等の一部を改正する省令になり、条例の一部を改正するものです。この条例は、平成27年4月1日から施行するものです。

次に、議案第16号 下郷町介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件についても第3次一括法において介護保険法の一部が改正されたことに伴い、地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の一部を改正するものです。この条例は、平成27年4月1日から施行するものです。

次に、議案第17号 保育の実施に関する条例を廃止する条例の設定についての件については、子ども・子育て支援制度に伴い、保育所への入所できる基準が定められ、本条例での保育所の入所基準が下郷町公立保育所条例に組み込まれることから、本条例を廃止するものです。

次に、議案第18号 下郷町公立保育所条例の一部を改正する条例の設定についての件については、子ども・子育て支援制度により、保育所への入所できる基準が定められたことから、下郷町公立保育所条例の一部を改正するものです。

次に、議案第19号 下郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の設定については、子ども・子育て支援制度により、国で定める基準により市町村が基準を定めることとされていることから、条例を新たに設定するものです。施行期日は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律

の整備等に関する法律の施行の日から施行するものです。

次に、議案第20号 下郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定についての件及び議案第21号 下郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定についての2件については、子ども・子育て支援関連3法の制定により、児童福祉法が改正され、家庭的保育事業等の設備運営について及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、国で定める基準により市町村が基準を定めることとされていることから、条例を新たに設定するものです。

次に、議案第22号 下郷町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についての件についてでございますが、改正理由につきましては、平成25年11月1日に道路法施行令の一部を改正する政令について閣議決定がなされ、所在地区分及び占用料の額について見直されたものです。改正については、平成24年度に行われた固定資産税評価額の評価がえ、地価に対する賃料の水準の変動等を踏まえ、所在地区分ごとに占用料が算出され、現行の3区分、甲、乙、丙から、第一級地から第五級地の5区分に改正されるものです。福島県においても国に準じ、福島県道路占用料条例を改正し、平成27年4月1日から施行されることから、町においても県に準じ、改正するものです。下郷町においては、現行の丙地から第五級地に見直された占用料に改正するものです。

次に、議案第23号 下郷町公園条例の一部を改正する条例の設定についての件でございますが、下郷町大川ふるさと公園に建設されたパークゴルフ場の9ホールでの平成27年度開設に当たり、下郷町公園条例第6条関係、別表1にパークゴルフの使用料を加え、一部を改正するものです。利用料については町民は無料とし、町民以外は200円、レンタル用具を使用する場合は1日につき100円を加算する内容であります。

次に、議案第24号 町道の路線認定についての件でございますが、町が企業誘致した株式会社コトブキ下郷工場への進入道路を整備した新規路線、赤岩線、延長77.9メートル、幅員5.6メートル、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第25号 平成26年度下郷町一般会計補正予算（第6号）につきましては、既決予算の総額から4,380万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ45億4,713万2,000円とするものです。

歳入につきましては、固定資産税の償却資産分の減額見込みが少なかったことから、1,057万6,000円の増額計上、地方消費税交付金1,152万7,000円、特別交付税が8,510万3,000円の増額計上であります。また、平成26年度の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業4,000万のうち、地方創生先行型に2,800万円、地方消費喚起・生活支援型に1,200万円を新たに計上したもので、事業内容については歳出のほうで述べさせていただきます。減額計上といたしましたのは、各給付費等の精査や補助金事業等の確定による国、県補助、起債等の減額計上、財政調整基金についても7,000万円を減額するものです。

歳出につきましては、歳入でご説明いたしました地方創生先行型では、総務費に地方版総合戦略計画策定業務委託料、湯野上地域整備基本構想策定業務委託料と合わせて

1,566万円を計上、民生費に高齢者タクシー助成事業700万円、農林水産業費に夢ある農業担い手育成支援事業366万円、教育費に学校給食補助金として627万3,000円を計上しました。地方消費喚起・生活支援型については、商工会補助金として消費喚起プレミアム付き商品券発行事業として1,250万円を計上いたしました。いずれの事業も平成26年度で予算計上し、平成27年度への繰り越し事業となりますので、よろしくお願いいたします。基金積立金については、教育施設整備基金積立金と橋梁整備基金積立金にそれぞれ4,000万円を計上したところです。除雪委託料につきましては、1月30日付で2,500万円の専決処分をさせていただきましたが、その後の例年にならぬ降雪により除雪経費が不足する状況となったことから、新たに2,000万円の増額計上したところです。教育費では、5年に1回の教科書改訂に伴う図書購入として513万5,000円を増額計上したところです。

減額計上につきましては、定住促進住宅建設のための基本設計及び実施設計委託料につきましては、基本設計から見直しすることとしたため3,965万円の減額、南会津地方広域市町村圏組合負担金が広域消防署のデジタル無線整備事業費確定に伴い2,536万6,000円の減額計上となったところです。

次に、議案第26号 平成26年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、既決予算の総額から1,435万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億709万7,000円とするものです。歳入につきましては、療養給付費の再算定による増、保険財政共同安定化事業交付金の減額計上するものです。歳出につきましては、一般被保険者の医療費が見込み額より減少したことにより、療養給付費及び高額医療費共同事業拠出金を減額計上するものです。

次に、議案第27号 平成26年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましては、既決予算の総額から254万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,931万7,000円とするものです。歳入につきましては、後期高齢者医療保険料の収入見込み額の再算定に伴う減と、保険基盤安定繰入金を減額計上するものです。歳出につきましては、歳入の減額に伴い、後期高齢者医療広域連合納付費を減額計上するものです。

次に、議案第28号 平成26年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、既決予算の総額から2,761万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億2,279万円とするものです。歳入につきましては、保険給付費の各種サービス費等が再算定により減額になったことから、国、県支払基金交付金及び一般会計からの繰入金を減額計上し、介護給付費基金の繰り入れが不要となったため1,000万円を減額するものです。歳出につきましては、各種サービス、保険給付費が見込まれ、精査により減額するものです。

次に、議案第29号 平成26年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）につきましては、既決予算の総額から825万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億1,719万円とするものです。歳入につきましては、事業の精査により一般会計繰入金の高料金対策分及び県支出金の減額計上するものです。歳出につきましては、田代地

区、檜原地区の水道管移設事業の確定に伴う減額計上、平成25年度消費税の確定に伴う公課費の消費税決算分の確定に伴う減額計上となっております。

次に、議案第30号 平成26年度下郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）につきましては、歳入歳出の総額に変更はありませんが、歳出について事業確定に伴い、汚泥処分料及び処理施設管理委託料を減額し、予備費により調整するものであります。

次に、議案第31号 平成26年度下郷町宅地分譲事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、既決予算の総額から592万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9万6,000円とするものです。歳入につきましては、分譲地1区画の売り払いの見込みがないことから、土地売払収入の減額と、事務費の一般会計からの繰入金の減額計上するものです。歳出につきましては、事務費の精査によるもの、一般会計への繰出金の減額計上するものです。

次に、議案第32号から議案第38号までの7議案につきましては、平成27年度一般会計及び特別会計に係る予算となります。

議案第32号 平成27年度下郷町一般会計予算については、歳入歳出予算の総額をそれぞれ45億3,800万円で、前年度比8,800万円、2.0%の増額計上とするものであり、さきに重点施策についてご説明いたしましたので、省略をさせていただきます。

次に、議案第33号 平成27年度下郷町国民健康保険特別会計予算につきましては、歳入歳出予算総額それぞれ10億5,000万円で、前年度比6,000万円、6.1%の増額計上となりました。歳入については、国から示された基礎数値と医療費実績等により算定され、平成27年度では算定基礎となる医療実績が少なかったことに伴い、国庫支出金、県支出金、前期高齢者交付金等の歳入も減額計上となり、減額分を国保会計基金繰入金4,000万円を計上したところです。また、保険財政共同安定化事業がこれまで30万円以上のレセプトを対象に行われている対象事業を、平成27年度から全てのレセプトに拡大されたことにより2億927万3,000円、前年比で126.5%の増額計上となりました。歳出については、給付実績等を踏まえ試算した結果、保険給付費等が減額計上となり、保険財政共同安定化事業の拠出金が歳入と同様に増額計上となっております。本予算につきましては、去る3月4日開催の下郷町国民健康保険運営協議会に諮問いたし、適当である旨の答申がなされていることを申し添えます。

次に、議案第34号 平成27年度下郷町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、歳入歳出予算総額それぞれ7,036万円とするものです。前年度比141万8,000円、2.0%の減額計上となりました。その主な要因は、制度の財政運営を行っている福島県後期高齢者医療広域連合の算定により示された保険料を賦課対象となる前年度所得をもって推計したところによるものです。

次に、議案第35号 平成27年度下郷町介護保険特別会計予算につきましては、歳入歳出予算総額それぞれ8億4,971万4,000円とするものであります。前年度比1億1,656万円、15.9%の増額計上となりました。本会計の9割を占める給付については、平成27年度から29年度までの第6期介護保険事業計画の推計値及び給付実績等をもとに算定いたしました。収入につきましては、特別養護老人ホームが本町に7月開所される予定から、

施設介護サービス利用者等の増加を見込み、介護保険料の引き上げにより 1 億 2,978 万 5,000 円を前年度比 26% 増額とともに、国、県支出金、支払基金交付金が増額計上となっております。歳出については、介護サービスの利用者の増加に伴い、居宅介護サービス給付費、施設介護サービス給付費が大きな増額の要因となっております。

議案第 36 号 平成 27 年度下郷町簡易水道事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算総額それぞれ 2 億 2,500 万円とするものです。前年度比 308 万 7,000 円、1.4% の増額計上となりました。本年度より中山・統合簡易水道の管路図の整備委託料の計上、倉村・檜原ほ場整備に伴う配水管移転の工事費を計上したところです。公債費については、起債残高の減少によりまして地方債償還金の減額計上となっております。

次に、議案第 37 号 平成 27 年度下郷町農業集落排水事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算総額それぞれ 2,799 万 6,000 円とするものです。前年度比 105 万 1,000 円、3.9% の増額計上となりました。主な要因は、機能強化事業の元金償還が始まったことによる増額計上となっております。

次に、議案第 38 号 平成 27 年度下郷町宅地分譲事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算総額それぞれ 602 万円とするものであります。前年度と同額計上となっております。やごしま団地 12 区画中、残り 1 区画となり、販売促進に取り組んでいるところですが、昨年同様に 1 区画の販売に取り組んでまいりますので、皆様のご協力をお願いいたします。

以上、平成 27 年度の主な施策と諸議案についてご説明をいたしました。各議案の詳細につきましては、所管課長等に説明をさせますので、慎重なるご審議の上、ご議決を賜りますようよろしくお願い申し上げ、施政方針及び提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤一美君） 町長、星學君。

○町長（星學君） それでは、2 カ所訂正をお願いいたします。

国の平成 27 年度一般会計予算は、前年度から 4 兆 5,000 億円を超え、総額で 96 兆 3,400 円と申し上げましたけれども、400 億円と訂正いたします。

次に、議案第 36 号の簡易水道事業特別会計予算の関係で、歳入歳出予算総額それぞれ 2 億 2,005 万円と申し上げます。訂正いたします。

以上です。よろしくお願いいたします。

（何事か声あり）

○議長（佐藤一美君） ただいまより休憩といたします。（午前 10 時 57 分）

○議長（佐藤一美君） 再開いたします。（午前 11 時 10 分）

#### 日程第 4 請願・陳情

○議長（佐藤一美君） 日程第 4、請願・陳情を議題とします。

陳情第 1 号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情の件を

議題とします。

ただいま議題となっております陳情第1号を会議規則第36条の規定に基づき朗読を省略したいと思います。お手元に配付しました陳情書の写しにてご承知願います。

お諮りいたします。ただいま議題となっております陳情第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情の件を産業厚生常任委員会に会議規則第87条及び第90条の規定に基づき付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 異議なしと認めます。

したがって、さよう決定いたしました。

---

## 日程第5 休会の件

○議長（佐藤一美君） 日程第5、休会の件を議題とします。

お諮りします。3月13日は議案思考のため、3月14日は土曜閉庁で休日のため、3月15日は日曜日のため、3月16日は議案思考のため、3月18及び19日は委員会審査のため、それぞれ休会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 異議なしと認めます。

したがって、3月13、14、15、16、18日及び19日の6日間を休会とすることに決定しました。再開本会議は3月17日であります。

議事日程を配ります。

（資料配付）

○議長（佐藤一美君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。（午前11時13分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成27年3月12日

下郷町議会議長

同 署名議員

同 署名議員

平成27年第1回下郷町議会定例会会議録第2号

|                                                |                         |                     |                   |     |         |         |
|------------------------------------------------|-------------------------|---------------------|-------------------|-----|---------|---------|
| 招 集 年 月 日                                      | 平成２７年３月１２日              |                     |                   |     |         |         |
| 本会議の会期                                         | 平成２７年３月１２日から３月２０日までの９日間 |                     |                   |     |         |         |
| 招 集 の 場 所                                      | 下郷町役場議場                 |                     |                   |     |         |         |
| 本 日 の 会 議                                      | 開議                      | 平成２７年３月１７日　午前１０時００分 |                   |     | 議長      | 佐　藤　一　美 |
|                                                | 散会                      | 平成２７年３月１７日　午後　２時２４分 |                   |     | 議長      | 佐　藤　一　美 |
| 応 招 議 員                                        | １番                      | 星                   | 正 延               | ２番  | 佐 藤 孔 一 |         |
|                                                | ３番                      | 佐 藤                 | 勤                 | ４番  | 星 嘉 明   |         |
|                                                | ５番                      | 佐 藤                 | 盛 雄               | ６番  | 星 政 征   |         |
|                                                | ７番                      | 猪 股                 | 謙 喜               | ８番  | 室 井 亜 男 |         |
|                                                | ９番                      | 山 田                 | 武                 | １０番 | 星 輝 夫   |         |
|                                                | １１番                     | 小 玉                 | 智 和               | １２番 | 佐 藤 一 美 |         |
| 不 応 招 議 員                                      | なし                      |                     |                   |     |         |         |
| 出 席 議 員                                        | １番                      | 星                   | 正 延               | ２番  | 佐 藤 孔 一 |         |
|                                                | ３番                      | 佐 藤                 | 勤                 | ４番  | 星 嘉 明   |         |
|                                                | ５番                      | 佐 藤                 | 盛 雄               | ６番  | 星 政 征   |         |
|                                                | ７番                      | 猪 股                 | 謙 喜               | ８番  | 室 井 亜 男 |         |
|                                                | ９番                      | 山 田                 | 武                 | １０番 | 星 輝 夫   |         |
|                                                | １１番                     | 小 玉                 | 智 和               | １２番 | 佐 藤 一 美 |         |
| 欠 席 議 員                                        | なし                      |                     |                   |     |         |         |
| 会議録署名議員                                        | ２番                      | 佐 藤 孔 一             | ３番 佐 藤 勤          |     |         |         |
| 地方自治法第<br>１２１条の規定<br>により説明の<br>ため出席した<br>者の職氏名 | 町 長                     | 星 學                 | 副 町 長 玉 川 一 郎     |     |         |         |
|                                                | 参事兼総務課長                 | 星 敏 恵               | 参事兼税務課長 室 井 孝 宏   |     |         |         |
|                                                | 町 民 課 長                 | 星 昌 彦               | 健康福祉課長 渡 部 善 一    |     |         |         |
|                                                | 産 業 課 長                 | 佐 藤 壽 一             | 建 設 課 長 室 井 一 弘   |     |         |         |
|                                                | 主幹兼会計管理者                | 星 永津子               | 教育委員会委員長 白 石 光 史  |     |         |         |
|                                                | 教育長職務代理者                | 五十嵐 正 俊             | 代表監査委員 渡 部 正 晴    |     |         |         |
|                                                | 教 育 次 長                 |                     | 農業委員会事務局長 湯 田 真 澄 |     |         |         |
|                                                | 農業委員会会長                 | 渡 部 和 夫             |                   |     |         |         |
| 本会議に職務<br>のため出席し<br>た者の職氏名                     | 事 務 局 長                 | 大 竹 義 則             | 書 記 室 井 哲         |     |         |         |
|                                                | 書 記                     | 大 竹 浩 二             |                   |     |         |         |
| 議 事 日 程                                        | 別紙のとおり                  |                     |                   |     |         |         |
| 会議に付した事件名                                      | 別紙のとおり                  |                     |                   |     |         |         |
| 会 議 の 経 過                                      | 別紙のとおり                  |                     |                   |     |         |         |

平成 27 年第 1 回下郷町議会定例会議事日程（第 2 号）

期日：平成 27 年 3 月 17 日（火）午前 10 時開議

開 議

日程第 1 一般質問

日程第 2 議案第 32 号 平成 27 年度下郷町一般会計予算  
(総務文教常任委員会付託)

日程第 3 議案第 33 号 平成 27 年度下郷町国民健康保険特別会計予算  
(産業厚生常任委員会付託)

日程第 4 議案第 34 号 平成 27 年度下郷町後期高齢者医療特別会計予算  
(産業厚生常任委員会付託)

日程第 5 議案第 35 号 平成 27 年度下郷町介護保険特別会計予算  
(産業厚生常任委員会付託)

日程第 6 議案第 36 号 平成 27 年度下郷町簡易水道事業特別会計予算  
(産業厚生常任委員会付託)

日程第 7 議案第 37 号 平成 27 年度下郷町農業集落排水事業特別会計予算  
(産業厚生常任委員会付託)

日程第 8 議案第 38 号 平成 27 年度下郷町宅地分譲事業特別会計予算  
(総務文教常任委員会付託)

追加日程第 1 請願・陳情

委員会報告

(産業厚生常任委員会)

陳情第 1 号 町道湯野上小野線無散水消雪施設の設置に関する陳情

陳情第 1 号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書  
提出の陳情

散 会

(会議の経過)

○議長（佐藤一美君） おはようございます。

ご連絡します。

今定例会の説明のため出席を求めた農業委員会会長、渡部和夫君が遅参するとの届けがありましたので、ご了承願います。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。（午前10時00分）

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配りましたとおりであります。

---

**日程第1 一般質問**

○議長（佐藤一美君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、発言を許します。

2番、佐藤孔一君。

○2番（佐藤孔一君） おはようございます。2番、佐藤孔一でございますが、これより通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

まず、3件ほどお願いしてございますが、第1点、会津縦貫南道路の湯野上バイパスについてでございますが、長い間の強力な要望活動が実りまして、ようやく本事業も着手の段階に入りました。このたび数回にわたりまして地権者並びに住民説明会が開催されたところでございます。それによって、種々問題点が浮上してまいりました。それらの問題点を申し述べまして、町として先頭に立たれましてこれらの問題解決に対策を講じていただきたいというふうなお願いをしたいと存じます。

まず、区内における問題の第1点でございますが、区の共有地の買収についてでございます。これどこの集落もそうだと思うのですが、共有地は相続登記の未登記の分が大分多くございます。我が区も先祖伝来にわたる地権者の相続登記がなされておらないというようなことで、国から登記をせよというふうな要求がございます。それそのものに問題はないわけでございますが、登記にかかる費用が非常に大きいということで、その負担を地権者に求めているということでございます。区民の感情としては、道路ができる、土地を提供する、当然応分の補償があるというふうに考えておったんですが、むしろ個人負担を出さなければならないというふうな現状が発生してございます。本当にこれは区民一同驚いて今けんけんがくがくの話題になっておるところでございます。

さらに、区内を道路が上から下に縦断する、いわゆる県道並びに国道沿いに縦断するというようなことで、今まで使っておった水路、生活道路、農道、あらゆる面が寸断されまして大変使い勝手の悪い状態になります。さらに、用地買収も残地が残りまして、それが四角ない農地ですといいんですが、三角にされたり、あるいは細長く全く利用のできないような状態に置かれております。さらに、今まですばらしい農村景観の周囲であったわけですが、道路がかさ上げされて整備されることにより、向かいの対岸の弥五島の景観、さらには周りの景観が、いわゆるいい農村景観が損なわれ、今後生活する

上に精神的に負担があると私は予想しております。さらに、ご承知のように中妻の地区的に竹原、柳ノ下は町内でもトップクラスのいわゆる米作として量質ともに誇れる利点であります。これがなくなる。面積的には町のほうでもご承知だと思いますが、中妻においては4町2反、張平においては6町8反ほど潰れるわけですが、何といても農業の根幹は米づくりでございますので、その基本が崩れますので、これが今後の農家経営にいろんな支障があるというふうな問題がございます。

かように中妻区内においては犠牲だけ払って、インターもない、何もないということで、目の前のごちそうに手を出せないというふうな状態でございますので、これらの問題点をひとつ町にご提起申し上げますので、いろいろと対策を講じていただきたいと存じます。

まず第1点は、インターチェンジをつくってほしい。ミニインターチェンジでもいいですが、そうでないとただ通るだけで全く利用のできない道路ができて上がるわけですが、特に中妻を初め弥五島、沢入、水門の人たちが当然利用できるわけですが、それ以上に私は121号の通過の客が減ることから、観光産業に携わる飲食店あるいは各商店、特に地区的には塔のへつりの観光に大きな影響があるというふうに思われますので、ぜひインターチェンジをつくっていただきたい。これらの矛先は、ごらんのとおり町に申し上げておりますが、国に対しての要望でございますので、どうぞ町が先頭に立ちまして、大川ダム声明のときのようにダム対策協議会いわゆる高規格の対策協議会などを設置し、今度第5区の計画もあるようでございますので、落合、沢田あるいはもちろん今申し上げた集落、林中、弥五島、合川地区などを包含した対策協議会を設立していただきまして、それぞれの区が抱える課題を取り上げてひとつ地区町民の要望のために立ち上げていただきたいと思います。インフラ整備の一大プロジェクトでございますが、これはまちづくりの大きな一環でございますので、ぜひそのような対策を講じていただきたいと思います。

あわせて、共有地の相続の問題でございますが、これは国の負担によって解決をしていただき、地権者に応分の代償を支払っていただけるような対策を講じていただきたいと思います。これが1点でございます。

次に、塔のへつりの周辺の整備についてお願いをいたします。かねてよりこの我が町は観光地として、農業、観光というような2大産業でこれからのまちづくりを進める必要があるだろうと、これは皆さんも思っていると思いますが、そういうふうに考えられます。それで、塔のへつりの大内宿といろいろあるわけですが、特に塔のへつりの周辺整備がまだまだ十分でないというように私は思料をしております。特に入り口のところ、かねがねの私の主張でございます。地権者の問題もありますが、まず物産館から真っすぐに入ってやる道路を整備していただき、それから駐車場の整備でございますが、やっぱり園内に車を入れないで観光客がゆつくりと散策できるような対策が必要であると思われる。前にも質問いたしまして、いろいろ問題があったようでございますが、まずは抜本的な対策をする必要がある。特に第5次振興計画によりますと230万人の観光客を目指しておる、入り込み客を目指しておるというふうなこともう

たってございますので、ぜひ抜本的な対策を講じていただきまして、まずは道路の整備、特に塔のへつりからの国道に通ずる道路はカーブあるいは傾斜などにより事故も往々に発生しておりますので、その解決のためにも、あるいはまた訪れるお客さんのためにも、道路の整備が一番必要かと存じますので、踏切をまたぐ高架などそれぞれ多額の経費を要するわけではございますが、観光立町としてこれからさらに発展するためには、そうしたグレードの高い観光地としての対策が必要と考えますので、町の基本的な考えをお伺いしたいと存じます。

3点目、観光特区についてでございますが、先般3月7日の民報によりますと、観光特区が51市町村、県と共同で申請をしたというふうな記事がございました。それで、このことについて県よりの働きかけがあったのかどうか、またそれに対して町は応じたかどうか、それらの内容につきまして、より具体的な内容を教えていただきたいと思います。

以上3点明快なるご答弁を期待いたしまして、私の一般質問といたします。

○議長（佐藤一美君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） それでは、2番、佐藤孔一議員の質問にお答えします。

まず初めに、会津縦貫南道路についてのご質問でございますが、1点目の、インターチェンジを中妻に設置を要望する件につきましては、地区要望としてあることは承知しておりますが、国直轄により事業を実施していることから、容易に要望が聞き入れられることとは思っておりません。しかし、本事業は皆様の貴重な田や畑を提供いただくことにより進められる事業であり、本事業の円滑な推進を図るためにも、地区要望については随時郡山国道事務所等に伝えるなど手段を講じていきたいと考えております。なお、要望活動の実施に当たっては、地区の皆様と手を携え行うよう検討していきたいと考えております。本町において、会津縦貫南道路の整備は国道289号甲子道路のトンネル開通に次ぐ大きなプロジェクトであるとともに、福島県にとっても会津縦貫北道路と接続することにより、山形県、栃木県を結ぶ広域ネットワークを形成する重要な道路となります。また、緊急患者搬送時間の短縮など重要な効果が期待される。しかし、南道路の整備により国道121号の通行量は減少すると思われます。このため、沿線の商店や観光施設には多大な影響があるものと考えられることから、対策を講じる必要があると認識しております。地域住民の、いや沿線事業者の対策協議会の設置については、今後検討していきたいと思います。

次に、2点目の塔のへつり周辺の整備のご質問でございますが、国道121号から塔のへつりに至る町道弥五島白岩線については、従来より改良計画や新たな路線が計画されており、町にとって貴重な観光資源であり、塔のへつりへのアクセス路線として重要な路線であることはよく認識されているところです。過去の改良計画等については、計画整備が整理されずに実現できませんでした。昨年度の事業は地権者の理解をいただき国道121号からの進入口を拡幅する工事の実施に至りました。新たなアクセス道路の整備計画については、過去に検討した経緯はありますが、道路構造上の問題により実現には至

っておりません。しかし、会津縦貫南道路の湯野上バイパス整備事業が着手した現在、バイパス完成後の国道121号の通行量等を勘案した場合、大きな懸念材料があることが事実です。観光を基幹産業とする本町にとって、観光振興の障害となる事案については、最大限の努力をもって改善に努めていきたいと考えております。アクセス道路の整備にとどまることなく、駐車場を含めた塔のへつり一帯の整備について、沿線の行政区及び観光事業者と協議検討するなどの機会を講じてまいりたいと考えております。

次に、観光特区についてのご質問でございますが、ふくしま観光復興特区については、既に新聞等の報道のとおり独自に認定を受けたいわき市を除く、県と県内の51市町村が共同で復興推進計画、ふくしま観光促進特区を作成し、その認定については本年3月5日付で復興庁へ申請を行ったところです。この計画は、福島県復興計画の重点プロジェクトの一つとして推進するために実施するもので、東日本大震災により県内の観光関連産業が大きな影響を受けたことから、観光関連産業への集積を行い県内の多くの観光拠点に観光客の集客を促進することにより、震災からの復興にとまらない、さらなる地域経済活性化及び観光関連産業に係る雇用の確保を図る内容となっております。町では、平成25年7月に共同申請参加の意思を県に伝え、事前協議に係る事務及び手続を進めてきました。新聞等の報道によりますと、今月中に認可される見込みとなっております。町内の観光関連産業集積区域については、歴史文化体験、自然、温泉、娯楽の4つの要旨を中心に、1つは大内宿地区、2つは大川羽鳥県立自然公園及び周辺地区、3つ目は日光国立公園及び周辺地区を重点地区として指定し、それぞれの観光資源や観光産業の振興を目的とした投資や雇用を行う事業者を対象に、一定の課税免除や均一課税などの税制上の優遇措置が受けられる内容となっております。また、第5次振興計画や地方創生との関連についてですが、基本構想に示されている地域の特色を生かした活力ある交遊のまちづくり、町の基幹産業である農林業と観光業の振興の基本理念にマッチするものと考えております。また、地方創生との関連についても、復興の加速や産業再生の観点から、共通課題として県と町の連携を強化した取り組みは、地方創生につながるものと認識しております。

説明の内容は以上でございます。

○議長（佐藤一美君） 再質問はありませんか。

2番、佐藤孔一君。

○2番（佐藤孔一君） 再質問を申し上げます。

まず、縦貫南道路の関係でございますが、インターも含めいろいろ問題点、これ矛先はもちろん先ほど申し上げましたとおり町でなくて国に要望する事項でございますが、1人あるいは中妻区のみ小さな団体が申し上げてもなかなか国はそれに十分対応しないというのが現状でございます。したがって、いろんな課題を町のほうで取りまとめ、申し上げましたとおり対策協議会など、くどいようですが設立して、検討するのでなくて設立をしていただいて、これが解決に当たっていただくというようなことでございます。

あわせて、共有地の問題ですが、理論、理屈的に考えても、場所も提供する、負

担をするということは、到底一般論では考えられないことですので、ぜひ国が肩がわりしていただけるように強力に働きかけをいただき、その他もろもろの問題がございますが、まずは申し上げますとおり町が先頭に立って新しい町のまちづくりのために、この際一大プロジェクトの高規格道の整備を十分に検討しながら将来明るい未来のあるまちづくりにすることが重要であると思われますので、ぜひその実現のために特段のご努力をお願いしたいと思います。

塔のへつりの問題でございますが、もちろん地権者の問題もありまして、運営する塔のへつりの人と土地提供の弥五島とのいろいろな課題がございますが、まずはやっぱり立派な観光地、きれいな観光地をつかって本町の一番の産業でございます観光産業の発展につなげていただきたい。旅行客は高齢者が多いわけですので、今ある駐車場などを具体的に利用していただいて、まず大川羽鳥自然公園の枠がございますので、それらの問題をクリアしながら自然にマッチした駐車場整備をしていただきまして、来ても安心して観光ができるような整備が、あるいは交通事故のないような安心安全な観光地づくりを目指していただきたいと、お願いをするものでございます。

3点目の特区の関係につきましては、いろいろ復興事業のための種々の事業が展開されますので、国の補助、県の補助などを有効に使いながらさらなるまちづくりを推進していくことをお願いして、再質問を終わります。よろしくお願いします。

○議長（佐藤一美君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 再質問につきましての対策協議会の設立について、検討するのではなくて設置してほしいという再質問でございますが、私は協議会の設置について大賛成でございます。ぜひ地域の人たち、沿線の人たちを含めた協議会を設立して事業の推進に努めていきたい、要望していきたい、こう思っています。

次に、土地の共有地の問題の関係でございますが、これは町の例を挙げますと、町が道路を新設する場合は、当然町が登記事務をやっていました。その道路分になるについても。そういうことを考えますと、やはり国においてもやってほしいという気持ちは変わりません。そういうことで、国への働きはこれからやっていきたいと、こう考えています。

次に、塔のへつりの課題いろいろ観光振興、それから駐車場の整備、安全安心した観光地にしていただきたいと再質問でございますが、私も以前塔のへつりの計画には携わったことがございますので、そのような考え方は依然として変わりはありませんので、推進に当たっての事業は進めていきたいと、こう思っています。

特区の関係については、国の補助あるいは県の補助を見きわめながら、そういう企業等の関係者についてはぜひ利用していただくと。その特区の最大限の利用は図ってきたいと、こう考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤一美君） 再々質問はありませんか。

○2番（佐藤孔一君） ありません。

○議長（佐藤一美君） 答弁漏れはございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） これで2番、佐藤孔一君の一般質問を終わります。

次に、8番、室井亜男君。

○8番（室井亜男君） 8番、室井亜男、5つほど一般質問をいたします。

まず最初に、例年どおり雪が多く降りました。その除雪体制についてお伺いをいたします。2月10日の日、雪が降る日に中妻橋坂地区に丸一日除雪車が来ませんでした。何かあったのでしょうか。1日雪が降っていたのです。当日私は、物差しを出してその積雪量を2カ所ほどはかってみました。1カ所は9センチ8ミリでした。もう一カ所は13センチ3ミリでした。除雪車は何センチぐらい積もったら出るのでしょうか、町の考えを教えてくださいたいと思います。

今年は例年よりも雪の量が多いように見受けられますが、降雪量や積雪量は今年ほどの程度あったのでしょうか、教えてくださいたい。

また、町の除雪において、委託業者へ機械貸し付けで1時間昨年よりも2,000円上がり1時間1万4,000円、土建業者の機械の場合でも昨年より3,000円値上げをし1時間2万5,000円を支払っております。現在までの稼働時間数及び委託実績などの合計を教えてくださいたいをお願いします。

また、軽トラックで凍結防止剤の散布も行っているようでございますが、その散布した量、袋でやっていると思うのですが、その袋などをどのぐらい使ったのか教えてくださいたいと思います。

2つ目に、町長は公約の中でタクシー券について実施いたしました。平成26年度で高齢者等にタクシー券を配付したようですが、このタクシー券を受領できる対象者の人数とタクシー券の準備した量はどれくらいで、実際に申請して受領した方は何人であったのか、平成26年度の実績を教えてくださいたいと思います。また、この事業に対して高齢者の方から、よい、悪いと話はありますが、そのような声を町長は聞いておりますか。

あわせて聞きますが、平成27年度はどうするのか。実施するのであれば、対象者数または見込み数を教えてくださいたいと思います。

次に、インフルエンザ予防接種についてお伺いをいたします。このインフルエンザ予防接種の補助金は、おとしまでは子供1人当たり2,500円、2回やらないと効かないということで5,000円、それを子供3人いた場合1万5,000円かかるから、我々に補助金を出してもらいたいということで、健康福祉班長あたりに話をしたらば、このような制度ができたということでございますが、今回の補助金で子供1人当たり1回2,500円のところを1,000円補助金を出しやったわけでございますが、平成26年度は何人ぐらい接種したのでしょうか。インフルエンザにより学級閉鎖があったとも聞いております。その学校名で閉鎖となった日数、感染者数、さらには閉鎖になった理由等は何であったのか。その学級閉鎖になった児童は、インフルエンザ予防接種をやったのかどうか、教えてくださいたいと思います。

4つ目に、農業支援についてお伺いをいたします。昨年の12月の定例議会の一般質問

でもこのことについて質問をいたしました。納得がいかないから、ここでもう一度聞くのです。我が下郷町が米は基幹作物であると十分認識し、多面的な政策展開、総合的できめ細かい農業政策を展開しておりますが、これらは、町長が農業再生協議会に1,000万を出したから、これを通じてあらゆる角度から継続して支援していくとの回答がなされておりますが、米が基幹産業であると認識した中で、平成26年度に農業再生協議会はどのような事業を行いどのような実績が得られたのでしょうか。事業量と実績額をお示しいただきたいと思います。米農家の方は、国から1反歩当たり所得補償制度により7,500円を交付を受けています。農業再生協議会の事業は、この農業所得補償制度の7,500円をもらった農家全部に恩恵があるのかお聞きしたい。12月の定例議会では、この農業再生協議会の1,000万でそれに補うのだという町長の考えが私の聞き間違いかもわかりませんが、そのように聞いたものですから、もう一度ここでお伺いをいたします。また、農業再生協議会は、町長が会長となり、町産業課が事務局を担っているようですが、平成26年度の実績に対しては、委員の方々からどのような意見があったのでしょうか。さらには、町長は農業再生協議会で協議していくと12月には回答しておりますが、平成27年度の予算の中で補助金が計上されておりますが、この補助金額を決めるに当たっては、会長事務局である町は、協議会にどのような提案をし、協議会委員の方々からはどのような意見が出されたのか、教えていただきたいと思います。

最後になりますが、5番の質問をいたします。固定資産税について、3月10日の民報新聞で報道において、西郷村で固定資産税等における課税誤りによる返納及び追徴の記事が掲載されておりましたが、我が下郷町においては、固定資産税、町県民税、国民健康保険については誤りなどはないのでしょうか、お伺いをいたします。

以上5つの質問を終わりますが、明快なる答弁をお願いを申し上げます。

○議長（佐藤一美君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） それでは、室井亜男議員の質問にお答えします。

1つ目の除雪体制についての質問でございますが、除雪車は何センチ積もったら出動するのかとのご質問ですが、平成26年度町除雪計画の中で、路面上の積雪の深さが15センチ以上で出動することとなっております。なお、町道は広範に及んでおり、積雪状況もさまざまであります。このため、委託路線にあっては受託業者の判断にお任せしております。

次に、2点目の降雪量や積雪量はどの程度かとご質問でございますが、今年と昨年度の比較について申し上げます。昨年平成25年度と26年度の12月、1月、2月の比較で申し上げますが、12月としましては月平均で降雪量が0.5センチ前年度より多く、積雪量も8.6センチ多くなっておりますが、12月18日に1日降雪量が60センチを記録しており、積雪量といたしましても75センチと前年の同時期よりも積雪量は58センチ多くなっております。今年度は12月から多くの降雪、積雪量となっております。また、1月におきましても昨年よりも月平均で降雪量が0.8センチ、積雪量が5.9センチと多くなっております。2月におきましては、逆に昨年よりも降雪量が1.3センチ、積雪量が9センチ少なくなっ

ております。それと、言われていますのは昨年の2月16日には1日で50センチの積雪を記録した日もあり、後半以降も寒く多くの量が降っております。

次に、3つ目の質問の現在までの除雪稼働時間及び委託実績額の合計を教えてくださいとの質問でございますが、3月12日現在で除雪稼働時間は4,016時間、委託実績額は8,648万5,294円であります。また、現在までの凍結防止剤の使用袋数でありますが、290袋となっております。

続いて、2点目のタクシー券についての質問でございますが、私の公約いたしました高齢者定額予約タクシー事業であります。事業化しやすい形として検討した結果、公約しました事業として、平成26年度より高齢者を対象としたタクシー利用料金の一部補助により交通手段の確保と社会参加の促進を図るため、下郷町高齢者タクシー助成事業を実施しております。本事業は、町内に住所を有する満70歳以上の方及び身体障害者手帳を所持している65歳以上の方を対象とする、助成額は1枚500円の助成券を20枚つづりとして、お一人1冊1万円分を助成しております。平成26年度における本事業の対象者数と準備したタクシー助成券の量はとのお尋ねでございますが、平成25年11月現在の対象者となり得る人数は1,866人でした。それをもとに助成金2,000冊を準備いたしました。また、申請して受領した方は何人だったかとお尋ねでございますが、実際に申請した方は平成27年3月5日までに609人で、約33%の申請率となっております。また、町民の皆様の本事業に対する評価についてのお尋ねでございますが、タクシー業者、利用業者に対し耳を傾け改善すべきところは改善し、本事業をよりよい事業にしていきたいと思いますので、ご意見を賜りますようお願いいたします。平成27年度における本事業についてでございますが、高齢者の皆様からありがたいとの声も伺っておりますので、本年度同様に実施していきたいと考えております。現時点での対象者は1,854人ですが、平成26年度の実績等から700人分、700枚を予算計上させていただいておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

続いて、3点目のインフルエンザ予防接種のご質問でございますが、平成26年度より新規の任意接種として子供インフルエンザ予防接種事業を実施したところであります。助成対象となる年齢及び接種回数は、1歳から12歳までが2回、13歳から15歳までが1回となっております。平成26年度に何人が接種したのかとお尋ねですが、実人数が443人、延べ数が687人が接種しております。

次に、インフルエンザにより学級閉鎖があった学校名、閉鎖の日数、感染者数、さらには学級閉鎖になった学級の児童のインフルエンザ予防接種の接種の有無についてのお尋ねでございますが、学校名は、檜原小学校の6学年であります。閉鎖日数は2月3日から2月5日の3日間であります。罹患者数は、6学年21名の全児童中12名であります。また、予防接種を接種したかどうかにつきましては、2回とも接種した児童が10名、1回のみ接種した児童が1名の計11名が接種しております。

次に、平成26年度の町農業再生協議会事業等の実績でございますが、3月13日現在で5事業を実施し、全体で支出額739万6,468円の実績となっております。その内訳は、農地維持活動への支援として、音金、張平、落合、倉村、小池、戸赤の6地区へ合計243万3,000円

を補助いたしました。2つ目に、物産館道の駅「よらっしえ」を初めとする町内6カ所の直売所運営組織合計198万4,000円を補助、3つ目に、畑作物の直接支払い交付金にかかわるソバ検査手数料等に対して計154万7,266円を補助、4つ目に、農家のパイプハウス資材購入支援制度として92万6,000円の補助、5つ目に米の生産調整に係る地域間調整助成金として50万6,202円の補助、それぞれ実施したところです。これらの事業が農家全部に恩恵があるかというお尋ねですが、経営所得安定対策の米の交付金対象者が26年度で延べ525に対して、町再生協議会の5事業合計が延べ897名の皆さんに助成金を支出したことになりますので、相当数の農家の皆さんに恩恵があったものと考えております。27年度においては、本町農業の基本である水稻生産農家にかかわる支援といたしまして、農業再生協議会への補助金を新規に当初予算に計上しております。水稻生産農家への本助成金は、米価下落分に対する補填という意味ではなく、生産農家の負担軽減、生産意欲の向上と経営の安定を図る目的で、単年度で終わることなく継続補助事業として盛り込んでおりますので、農家の皆さんに対する継続的な農業支援対策として講じていきたいと考えております。

また、平成26年度実績に対する委員から意見については、まだ伺っておりませんが、27年度予算の事業計画とあわせ4月に町農業再生協議会の監事会及び総会において、ご報告とご提案をする予定となっておりますので、同協議会の各委員の皆様より評価、ご意見を賜り柔軟に対応してまいりますから、今後とも本町の力強い農業の振興に対しまして、継続して支援してまいりたいと思っております。

次に、5点目の固定資産税についてのご質問でございますが、土地と家屋については原則として3年ごとに評価額を見直す制度がとられています。通常この評価がえは知事から通知された基準価格等に基づき決定し、県に報告し、それらを県の固定資産評価審議会が適当であるか審議し評価額が決まります。今回の西郷村での固定資産税の課税誤りについては、東日本大震災の影響もあり、本来4月の課税時期を6月におくられた際に独自の区割りで価格を見直し県に報告を怠ったことにより、審議会の審議がなされず地域の評価額との差が生じたものであり、我が下郷町においては評価がえの基準にのっとり正規な手続を得て評価額が算定されており、ご質問の町県民税、国民健康保険税を含め誤りはございません。

以上でございます。

○議長（佐藤一美君） 再質問はありませんか。

8番、室井亜男君。

○8番（室井亜男君） 二、三再質問をいたします。

除雪体制について、15センチにならないと出ないということになると、15センチだと道路を車が通った場合にわだちが低くなって真ん中が雪が結構自動車の真ん中に入ってくるのです。非常に走りづらい状況でございます。そういう中で、1日来ないから私も見ているに見かねて自分のトラクターのローダーを出して、坂道特にひどかったものですから私はかきました。それはいいのですが、それと交わる中妻の下の方のから来る道路があるのですが、それは業者三立土建さんが請け負っているところなのです。この

三立土建さんが10時ごろに雪降ったからといってかいてきたのです。一方の土建業者がかいて、町の本部がかかないということは、私はおかしい。これ報告が間違っている、もっと素直になったらどうですか。町長、課長、これはどういうことを私が意味しているかという、2月10日の日に大内宿の雪まつりに雪を集めるためにローダーが2台ほど全部行ってしまったのです。運転手も行ってしまったのです。そのために運転手がいなかったからかけなかった。素直にちゃんと答弁しないとおかしいでしょう。15センチになるまで待っていたらば、三立だって結局はある程度雪降ったからかいてきたわけでしょう。そこの交わる地点になったらすごかったです。坂の上りおりもなかなか難しかった。課長、2月10日の日の計画路線のちゃんと見てみなさい。町のローダーが2台2人ともローダーと一緒に大内宿に雪集積のために行っているでしょう。私が間違っているのですか、私は間違っていないと思います。そういうふうにあるのかどうか。もう一度聞きますが、15センチ、10センチではないですか、お伺いをいたします。

2つ目にタクシー券でございますが、33%、609人というようなことでございますが、私は1回500円ではなく、もう少し金額を上げて1回1,000円とか、そのぐらいのやっぱり金額でないとなかなか、音金から出てくる場合に3,000円とか2,000円とかかかるわけでしょう。そういうようなことを考えた場合、遠くから来た場合に500円というものは余りにも少ないのではないだろうかという風評被害もございます。そういうことをもう一回検討して、やるならばひとつやっただきますようお願いを申し上げます。

インフルエンザ予防接種でございますが、なぜやらなかったのかということになると、やらない人が1人いたために学級閉鎖になったのかなという考えもあるのですが、やはりもっとならない方法は、その1回しかやらないのは、生活保護とかそういうふうなのを受けてはいないのでしょうね。全員がやれるような1つの方策というものを、やはり考えるべきではないだろうか。学級閉鎖にならないようにこのインフルエンザの予防接種というものをやったわけですので、なるべくひとつやるように指導をひとつ仕向けるようお願いを申し上げます。

農業支援についてご答弁がありましたけれども、私も国の農水省から通帳に1反歩当たり7,500円という所得補償制度が12月に入っております。私は12月のときにその農水省からもらった7,500円のときに、我々も農業再生協議会のほうから恩恵を受けるのでしょいうねということを知った。そしたら町長は、1,000万円農業に出しているから、うんというように、私もわけのわからなくて、うんということになってしまったために、もう一回ここで質問するわけですが、民主党のときには農水省から1反歩当たり1万5,000円、2年前に自民党政権になってから7,500円になったわけでございます。南会津町さんは、昨年は所得補償制度の7,500円に対して、町独自で2,500円をプラスして1万円にして所得補償制度を補ったことが南会津町でございます。只見町さんは、昨年の12月の定例議会でその1反歩当たり2,500円を補正で組みまして、その所得補償制度にプラスして出しました。南会津郡全体で出さなかったのは、この下郷町だけなのです。桧枝岐はつくっていないと思いますけれども、そういうことを考えた場合に、やはりいろんなことで南会津郡として一応足並みをそろえているところがいろいろあるわけですが、都

合の悪いのは知らぬふり、都合のいいところは見倣ってというようなことですが、やはり私も南会津町の隣の長野がもらって落合がもらえなかったというようなこともあるわけですが、やはり昨年のことをいろいろ見ながら、町として途中でも結構ですので、所得補償制度というものをやはり少し見直して、やっぱり米農家全部に行き渡るような方策というものを、私は考えていただきますようお願いを申し上げます。農業再生協議会というのは、一部の人だけなのです。ソバをつくってとか、集落営農だとか、そういうふうな人たちだけなのです。我々はそういうところに入っていないから関係ないのです。そこから不満が出ているのです。そういうようなことをひとつお願いを申し上げます。

最後に、固定資産税、町県民税、健康保険税というようなことですが、最後になりますが、小さな誤りもなかったのですか、お伺いをいたします。

以上です。

○議長（佐藤一美君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） それでは、8番議員の室井亜男議員についての再質問についてのお答えをいたします。

除雪ローダーの2台分で大内雪まつりに行ったから除雪体制がとれなかったかどうかについては、建設課長からその当時のことをお話ししていただきますが、除雪会議において決めた内容で、しっかりとやらせていただくということが基本でございますので、ご理解の上に課長のお話を聞いていただきたい。

それから、タクシー券の1回500円でなく、1回につき1,000円につきましては、27年度の検討として1回1,000円分を利用したらどうかという案が出ていますので、その辺は委員会等において確認の上、協議していただきたいと思います。

それから、インフルエンザ学級閉鎖にならぬように指導していただきたいというのは、教育委員会のほうから答弁させます。

それから、所得補償の見直しについては、十分に私も考えておりますので、委員それから監事の皆さんには米の経営所得安定対策加入した農家に恩恵があるように知恵を出し、そして実施していただくことをここでお約束したいと思います。

次に、固定資産税の関係については、税務課長のほうから答弁させます。

以上でございます。

○議長（佐藤一美君） 答弁を求めます。

建設課長、室井一弘君。

○建設課長（室井一弘君） 今ほどの除雪体制の件についてお答えいたします。

まず、除雪車出動の基準でございますが、町としてはあくまでも積雪深15センチで出動をするようにという基準で行っております。また、2月10日の件につきましては、間違いなく大内宿の雪まつりに町ローダーは2台、大内宿のほうには上がっております。そのためにもし皆様のほうの町道除雪で不備な点がありまして、ご迷惑をおかけしたということであれば、この場をおかりしましておわび申し上げます。申しわけございませんでした。

○議長（佐藤一美君） 次に、教育委員会次長、五十嵐正俊君。答弁を求めます。

○教育長職務代理者教育次長（五十嵐正俊君） 教育委員会としましては、インフルエンザによる学級閉鎖等がない、この予防策といたしましては、やはり手洗い、うがいの励行、子供たちに励行するよう徹底を図っているところであります。インフルエンザの予防接種の受診につきましては、保護者等の考え方もいろいろございまして、その辺につきましては、うちのほうとしては答弁を差し控えたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤一美君） 答弁を求めます。

税務課長、室井孝宏君。

○参事兼税務課長（室井孝宏君） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

事務上、小さな修正等はございますが、これらを含め手続ミスのないよう執行してまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（佐藤一美君） 再々質問はありませんか。

8番、室井亜男君。

○8番（室井亜男君） 健康福祉課長、インフルエンザのことで、受診関係は教育委員会関係ないということですので、これどのぐらいの補助金で、どのぐらい利用してどのぐらいあれしたのか、予算を例えば幾らとって、幾ら使って、ちょっと残ったのかな、残ったようなことがあれば、やっぱりその分が学級閉鎖になったのかな、こういうふうに見てみたいのですが、わかったならば健康福祉課長、お願いいたします。

○議長（佐藤一美君） 答弁を求めます。

健康福祉課長、渡部善一君。

○健康福祉課長（渡部善一君） それでは、インフルエンザ関係につきましては、先ほど町長から答弁ありましたように、1歳から12歳までの子供につきましては2回分、13歳から15歳までの中学生については1回の予防接種を1人当たり1,000円ということで予算計上してございます。11月から1月までの期間で予防接種を接種していただくように保護者の方にはお願いしております。予診票を該当する児童の住所、氏名をプリントアウトしたものを各保護者に送付してございまして、それを各医療機関のほうに持っていけば受診できるような形になってございますので、今後もそういう形で受けていただくように勧奨を勧めてまいりたいと思います。26年度の実診率でございますが、1歳から12歳までは483人の対象者に対しまして、接種者が346人、接種率が71.6%になってございます。同じく1歳から12歳の2回目の接種につきましては、同じく483名の対象者に対しまして244人ということで、実診率が50.5%となっております。中学生13歳から15歳、1回でございますが、163名の対象者に対して、97人が接種してございまして、59.5%ということで、全体で60.9%ということでございまして、予算的には全対象者の80%を予算化してございますので、予算的には余ってございます。

以上でございます。

○議長（佐藤一美君） 答弁漏れはございませんか。

○８番（室井亜男君） 了解。

○議長（佐藤一美君） これで８番、室井亜男君の一般質問を終わります。

ただいまより休憩します。再開は11時15分とします。（午前 1 1 時 0 3 分）

---

○議長（佐藤一美君） 再開いたします。（午前 1 1 時 1 5 分）

次に、５番、佐藤盛雄君。

○５番（佐藤盛雄君） ５番、佐藤盛雄でございます。通告書によりまして、これから一般質問をさせていただきます。５つの項目についてお伺いいたします。明快なるご答弁をお願い申し上げます。

まず、第１点でございます。定住促進住宅の建設についての件をお伺いいたします。定住促進住宅の建設については、用地買収から敷地造成まで終了し、実施設計委託料を計上し、建設に向けて一步前進するものと思っておりましたが、今回補正で3,965万円が減額されました。平成27年度当初予算には130万円が計上されておりますが、委託費も建設費も計上されておられません。スケジュールにどのような変更が生じたのか、またボーリング調査を実施したと伺っておりますが、何か問題が生じたのか、そうであればその対策にどのように取り組むのか、そして今後の計画あるいはスケジュールの変更どのように考えておるのか。また、地盤が悪いとすれば、その下層路盤の地盤の造成をやり直すのか。道路と現在の敷地が段差がございますが、その段差を解消するために道路とフラットにするのか、そういう計画はあるのかどうか。また、造成する場合、路盤材その確保、それとそれに対する予算措置というのは考えておるのかどうか。それから、現在の雇用促進住宅に関しましての国の補助事業を使っておやりになるのか、あるいは過疎債を使ってこれから事業を進めておるのか。もし過疎債をお使いになるとすれば、過疎債の今後の元利とも元利合計で後に交付税で補填されますが、その充当率は幾らになるのか、お願いいたします。

一方、企業の新增設によりまして、新たな雇用が生まれました。住宅を必要としている方も多くいると伺っておりますが、この計画変更によりその対策はお考えになっているのかどうか、町長のご所見をお伺いいたします。

続きまして、第２点でございます。観光協会補助金と県の宿泊費補助についてお伺いいたします。観光の風評被害対策として、26年度は3,000万円、27年度は3,950万円が当初予算に計上されておりますが、観光協会ではどのように取り組むのでしょうか。昨年と同じく東武トラベルとタイアップしておやりになるのかどうか。ほかの旅行エージェントを含め幅広く対応するのか。本年度は福島ＤＣキャンペーンが４月から実施される予定になっておりますが、この福島デスティネーションキャンペーンはＪＲが中心になってこの事業を進めていくわけですが、ＪＲを主管として多くの旅行代理店と取り組んでいく必要があると私は考えますが、町長のご所見をお伺いいたします。

また、福島県では地方創生関連の交付金を財源に、十数万人規模の観光客が利用できる旅行券を発行する方針です。宿泊代金１万以上の宿泊施設で１万円の旅行券を5,000円で販売する内容で、県外からの観光客だけではなく、県民も利用できるようであります。

販売方法は、コンビニの販売端末で購入する案と、インターネットの宿泊予約サイトを利用する案とされているのであります。町や観光協会としても、これに付随した内容で上乘せ補助するようにすれば、県発行の旅行券利用者を下郷に誘導する、向けることができるのではないのでしょうか。町長のご所見をお伺いいたします。

続きまして、第3点、高齢者等除雪支援事業についてお伺いいたします。雪国の宿命である冬の除雪には、高齢者やひとり暮らしの方は大変ご苦労されております。27年度当初予算に1,691万7,000円を新たに創設されましたが、その内容についてお伺いいたします。また、除雪ボランティア等に対する委託費の検討、修理代、また傷害保険等の内容を盛り込んだのかどうかをお伺いいたします。例えば、各地区でボランティア組織をつくってこれに当たるとか、あるいは幅広く従来の対象者を絞るのではなくて、もっと対象者を広くしてそれに当たるのかどうか。その対象世帯をどういう世帯になるのか、それを含めてご答弁をお願い申し上げます。

続きまして、第4点でございます。江川小校庭に防犯カメラの設置についての件をお伺いいたします。犯罪の未然防止と犯罪の抑止効果のため、公共施設等に防犯カメラの設置については再三申し上げてまいりましたが、27年度江川小学校に監視カメラを設置する予算が計上されました。これに至るまで、学校、保護者との協議がなされたのかどうか。カメラの設置につきましては、いろいろプライバシーの問題でございます。プライバシー保護の観点からどのような検討がなされたのか。また、今後ほかの学校や保育所等にも順次設置を検討していくのか、さらに録画機能をつけるのかお伺いいたします。録画機能をつけることはどういう意味があるかということ、やはり万が一犯罪が起こってしまった場合には、そういった犯罪を構成する者の特定とか事後の解決にいち早く対応できると、そういう利点がございまして。確かに録画機能をつけるとすれば予算もかさむでしょうが、やはり予算以上の効果があるということで、私は録画機能をつけるべきだと思っておりますが、町長のご所見をお伺いいたします。

続きまして、第5点でございます。農林業の振興対策についてお伺いいたします。町では26年度農業機械等購入貸付育成制度が創設されました。26年度の実績は何人で、利子補給は幾らになったのか、この実績についてご報告をお願いいたします。

27年度はさらに1,000万を農協に預託する予算が計上されておりますが、本年度の見込みは幾らになっているのか。認定農業者や大規模農家の経営者のお話をお伺いしますと、利子補給ではなく、農業機械等の初期導入購入時に補助金としていただけないかという声があります。農業を取り巻く環境がますます厳しくなる中で下郷町農業を担う中核農家や集落営農で作業受託をしている団体の育成等これは重要な政策テーマであるとは私と考えております。ぜひ機械等の導入時にやはり補助事業をできるようなそういう政策の検討をしていただきたいと思いますと思いますが、検討するお考えはあるかどうか、町長のご所見をお伺いいたします。

以上5点をお伺いしますが、より丁寧なご答弁を求めて質問を終わります。

○議長（佐藤一美君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） それでは、5番、佐藤盛雄議員の一般質問にお答えします。

1点目の定住促進住宅の建設についてのご質問でございますが、平成26年度当初予算に基本設計及び実施設計予算を計上させていただきましたが、整備計画を再度検討したところ、基本設計を実施する以前に基本計画の策定を実施することがベストとの判断に至り、現在基本計画の策定を進めております。このため、本年度中の基本設計及び実施設計を発注することが困難となり、本補正予算に減額計上をお願いしているものでございます。計画変更につきましては、大きな事業があることから、将来に課題は残さないよう最善のものを整備すべく検討した結果であることをご理解いただきますようお願い申し上げます。

また、ボーリング調査いわゆる造成測量調査設計業務委託での地質調査によりますと、施工箇所によっては砂れき層面が深度3メートルを超える可能性もあり、直接基礎プラス地盤改良も視野に入れておく必要があるという調査結果を得ております。また、予定地について、現在県道からの進入路線や排水対策を考慮し、敷地の盛り土作業についても検討している状況であります。このため、今後今年度策定される基本計画をもとに、再度整備計画を検討していきたいと考えております。なお、定住促進住宅への入居予定者対策につきましては、雇用企業に対し本計画の変更を説明するとともに、空き家情報を提供するなど本町への移住推進に住宅完成後の利活用をするよう努力していきたいと思っております。

2点目の町観光協会補助金と県の宿泊費助成補助についてのご質問でございますが、平成27年度は町観光協会に対し風評被害対策事業費として395万円の補助を予算計上しております。主な取り組みですが、観光キャラバン、福島デスティネーションキャンペーン向け等の広告宣伝事業を、また応援ありがとう事業として、湯野上温泉を中心とした個人向け旅行商品のお一人様2,000円のキャッシュバックと2,000円のお土産券の発売を予定しております。団体向けのツアー商品の情勢につきましては、全国販売促進会議や商談会に積極的に参加し、JRグループ側等を初めとした大手メディアエージェントへの町の魅力や観光情報を幅広く発信する取り組みを進めてきました。大手や海外のエージェントによる旅行商品も構成されていますが、町観光協会といたしましては、これまでどおり実績ある東武鉄道、東武トラベルと継続してタイアップし、誘客事業を拡大したいと考えております。なお、東武トラベルにつきましては、4月から、旧東急観光を東武鉄道グループの傘下におさめ、新しく東武トップツアーズ株式会社として全国展開していくことを確認しております。また、地方創生関連の交付金を財源とした県の福が満開、福のしま。旅行券事業につきましては、新聞等でその一部が紹介されましたが、その実施規模、割引額、割引率、具体的な実施方法等については現在検討中となっております。観光協会としては、既に県で実施しているふくしまっ子体験活動応援事業に体験活動費として3,000円を上乗せ補助を行っていますが、観光意欲の喚起、地域における消費拡大を図る目的で、旅行者が県内宿泊施設を利用する場合にその一部を助成する取り組みを行うことという趣旨については、十分理解しておりますので、町観光協会としても来月から始まるデスティネーションキャンペーンに

あわせ、先ほど説明しましたとおり2,000円のキャッシュバックと、2,000円のお土産券の発行について進めているところでございます。

続いて、3点目の高齢者等除雪支援事業についてのご質問でございますが、平成24年度より軽度作業生活援助サービスの一つとして除雪援助事業を実施してまいりましたが、本事業における課題もあることから、改善すべく別事業での内容検討を進めておりましたが、平成27年度より高齢者等除雪支援事業を新規事業として取り組むこととしたところであります。事業の内容でございますが、事業は町が直営で行い、そのため除雪機運搬用の車両を購入するとともに12月から3月までの4カ月間除雪作業のための作業員を雇用して実施するものであります。除雪支援の対象者は、70歳以上のひとり暮らしの高齢者、70歳以上の高齢者のみの世帯、それらに準ずる高齢者世帯とし、前事業の除雪援助事業と同様登録制とします。また、9段階の料金体系を設定し料金の負担をいただきながら、住民税の課税、非課税等の所得による対象、対象外は設けないものいたします。

続いて、除雪体制であります。危険防止の観点から、2人1組で作業するものとし、安全対策に万全を期して作業に当たるものです。平成25年度、26年度の大雪の経験を踏まえ、迅速に対応できるよう2班体制をとるよう計画しております。このようなことから、現在実施しております除雪援助事業にかわる新たな事業として取り組むものでございます。ご理解を賜りますようお願いいたします。

続いて、江川小学校庭に防犯カメラ設置についてのご質問でございますが、江川小学校にあっては職員室と校庭の間に体育館があり、職員室から校庭を直接見通すことができない配置になっています。そのため、学校からの要望もあり、体育の授業や休み時間に万が一児童がけがなどをした場合迅速に対応ができるよう、児童の安全のために簡易的なカメラを設置するものです。今後のカメラ設置については、12月の佐藤盛雄議員の一般質問の中でお答え申し上げましたが、調査すべきものと考えております。まず設置状況について、県に防犯カメラ設置状況について問い合わせたところ、公共施設、商店街、道路など所管がさまざまな理由から、防犯カメラの設置について実施を把握していない状況から、今後各方面に設置状況について情報収集を図りながら検討してまいりたいと思います。

続いて、5点目の農林業の振興対策についてのご質問でございますが、農林業機械等購入貸付育成制度についてでございますが、本事業は本年度新たに創設した制度であり、農林業者が農林業機械等を購入するための資金をJA会津みなみ下郷支店から新規に借り入れた場合に発生する利息を町が5年間補助する制度であります。本年度トラクター1台の購入にかかわる利子補給1件の実績が上がっておりまして、利子補給額は3万1,812円の補助額となっております。なお、同購入貸付育成制度にかかわる1,000万円の予算を計上しておりますが、本予算はJA会津みなみ下郷支店が貸付限度額5倍に当たる総額5,000万まで貸し付けできるようにするための預託金の予算計上であります。これは農林業機械等が1件でも高額になる場合がありますので、そのための予算措置であります。平成27年度につきましては、貸付見込みの案件はJA会津みなみ下郷支店より貸

付予定情報がございませんが、農業を取り巻く環境の見通しの厳しさや、機械費用の高額化などからまだ制度１年目でございますので、今後も農家の経営の支援策の一つとして継続してまいりたいと考えております。

また、農林業機械等の直接購入補助でございますが、農家個人購入の農業機械補助については、国並びに県の補助事業等におきましても平成27年度より個人に対する補助金事業を実施しない方針でもあります。制度上、町でも個人購入の農業機械等に単独で補助金を交付するということは難しい情勢となっているものと考えております。しかしながら、地区単位の合意のもとに地域で農業を維持して守っていくということは非常に大切なことであり、集落営農を初め営農団体等で購入する補助事業につきましては、国、県でも継続実施を予定しており、町でも上乘せして補助事業を実施するなど、今後も継続して支援していかなければならないと考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤一美君） 再質問はありませんか。

５番、佐藤盛雄君。

○５番（佐藤盛雄君） 再質問いたします。

全体的なそのスケジュールが変わったということですが、本年度基本計画を策定するということでございますが、その基本計画をつくって、そしてこれから要するにまた造成をし直しというその手順からすれば、建設に向けてはいつごろになるのか、具体的に。

それから、答弁をいただきますが、要するにボーリング調査やった結果についての件がまだご答弁いただきませんでした。ボーリング調査やった結果で当初予定した住宅をつくる場合に問題点があったということから、このスケジュールを変更したことで、ボーリング調査やった結果これまず発表していただかないと、質問ができないのですが、もしボーリング調査やった結果に問題点があるとすれば、昨年も委員会での所管事務調査を実施いたしました。やはり軟弱地盤で、ちゃんとした将来に禍根を残さないような立派な住宅をつくるには地盤に問題があるということだと私は考えます。それで、路盤を入れかえする、あるいは河川砂利等を入れてしっかりした安定地盤にするためにそういった新たな施工が必要だと思うのです。ですから、そうやる場合には、路盤をもう一度、河川砂利等を入れて道路とフラットな状態にして路盤をつくり直す。先ほど質問しましたが、それのご答弁をいただきませんでした。それをおやりになるかどうか。当然やる必要があると思うのです。

それから、そうした場合には、当然１メートル以上の河川砂利等の埋め立てを必要です。ですから、相当な予算かさむでしょう。河川砂利等で造成した場合でも、路盤が安定するためにはある程度の年限を置かなければ、砂利を造成してやった場合、すぐ建てる場合には路盤が安定しませんから、やっぱり１年とか２年とか路盤が安定するまでに時間が経過するでしょうから、当然スケジュールもおくれることだと思っております。ですから、そういった今後のスケジュール、建てるまでのビジョン、スケジュールを示してもらいたいということ。それから、路盤材を入れかえて新たにやり直すのかどうか。これを実施する場合に、その予算、国交省の特定住宅の予算を使うのか、あるいは促進事

業にかかわる予算を使うのか、あるいは縛りのない町単独の過疎債を使って、入居制限とか所得制限とかないような形で過疎債を使って建設するのか、その辺もご答弁いただきませんでした。何をを使うのか。また、過疎債を使った場合には後年度の充当率がどのくらいになるのか。それから、先ほどの質問では申しませんでした。おくれた場合には、例えば姫川住宅の空き家がありますから、これもやっぱり利用することも考えるべきだと思います。町長は入居予定者にその説明をし、空き家情報を提供するというお話でございましたが、これが不十分だと思うのです。ですから、姫川住宅の空き家対策、あるいは昨年姫川住宅の地盤調査といいますか、地質調査やって、将来的に姫川住宅も建てかえするという計画であると思うのですが、それを先行させてやるとか、そういった対策が必要かと思うのですが、その辺はどうなっているのでしょうか。

2点目の観光協会補助金、観光協会の補助金は、もう2年、26年度で多分3年目だと思うのですが、今までの観光協会に対する補助金が幾らなのか、合計で累計で幾らになったのか。

それから、26年の決算で観光協会の決算の繰越額が、まだ決算は終わっていませんでしょうが、繰越金が出ると思うのです。大体繰越金がどれくらいになる見込みか。昨年は3,000万補助しましたが、それが全額使い切っているのかどうか。残ったものがどれくらいになっているのか。

それから、やはり旅行エージェントが東武トラベルを中心にしてやると、東急観光もその傘下に入って東急観光もトップツアーを含めてやるということですが、J Rが福島デスティネーションキャンペーンの主管者でありますので、やはり下郷の観光協会の補助金もJ Rも利用できると。また、J T Bとかほかの旅行エージェントも使えるようにしないと、やはりこの辺の整合性がとれないと思うのです。その辺をもっとやっぱり対応する旅行エージェントを広げていただきたいと私は考えております。

それから、あと問題になるのは、湯野上温泉の旅行代金、要するに泊まりの宿泊料金ですが、旅館は1万円以上で、民宿は1万円以下の設定だと思うのです。ですから、県の今回の観光補助金、旅行補助金ですか、これは1万円以上の宿泊代金ではないとこれが該当しないということですので、そういったことの対策も町としてもやっぱり検討すべきだと思います。

続きまして、3番目の高齢者等の除雪支援事業でございますが、今ほどのご答弁ですと、町が直営でおやりになる、車両を購入して従業員を雇用してやるということですが、車両はどういう車両を購入するのか、また雇用するということですが、雇用の人数、これだけ該当者が70歳以上ということですから、当然かなりの人数になってくると思います。ですから、これに対応するに雪は一度にどんと降るわけですから、除雪をお願いしたいというのは多分一度に要望が来ると思うのです。ですから、雇用も相当な人を雇用しないとこれに対応できない。順番ですから、1週間、2週間待ってくださいとなると、なかなか高齢者も待ちきれないということで、その辺の車両購入は何台で、どういう機械を購入するのか。それから雇用は何人雇用する計画なのか、その辺のさらなる説明をお願いいたします。

それから、4点目の江川小学校の防犯カメラについてでございますが、職員室から校庭が死角になってよく見えないということでございますが、そこに簡単な簡易カメラをつけるということでございます。今の説明ですと、防犯カメラ的な意味合いよりも、要するに校庭での子供たちの学習の場の安全を確保するという意味合いが強いと思うのですが、当初予算の関係で私は防犯カメラというふうに考えておりましたが、今の説明ですと、子供たちの安全を管理するための意味合いのカメラということでございますが、やはり今学校を取り巻く周りの環境というのが、これだけ高速交通も発達してどこからそういう潜在的な犯罪者が来るかもわからない。常にやっぱり危険対応といえますか、そういうものはやっぱり検討しておくべきだし、ですから、事が起こってからではなくて、事が起こる前の事前の防犯、抑止効果。これを高めるためには、私は防犯カメラの設置というのが必要であると。今は本当に犯罪を構成する因果関係がはっきりしない中で、誰でもよかったとか、あるいは突発的に犯罪に及ぶというそのような事犯がいろいろ多発していますから、教育委員会のほうでも子供の安全を担当するためには、やはりそういった対策が必要だと思います。ですから、これを含めまして今後各小学校あるいは保育所等にも防犯カメラの設置というものは強く求めたいし、その必要があると思いますが、その安全対策上の意味で今後の計画どのようにまた考えているか、さらに答弁をお願いいたします。

5点目の農林業の振興対策の農業機械の導入の利子補給の点でございますが、最終的に5,000万まで基金を積み増ししてその中で利子補給をしていくのだということでございますが、26年度は該当者1人、利子補給額は3万1,812円ということで、本当に町長が大々的に宣伝した割にはなかなか手を上げる人がいない。だから、こういうのも必要でしょうけれども、私はこれからTPPの問題等、あるいは30年には減反政策が撤廃するという中で、米価の要するに価格の低価格での安定しているという中で米生産は原価割れ、要するに赤字の状態、これから米つくりを今後継続してやっていく場合に、例えばコンバイン壊れた、乾燥機壊れた、そういう大型機械が壊れた場合は当然農業からもうリタイアしなければならないと、そういう声がほとんどです。ですから、機械を買って再生産するという力の人はいいいけれども、そうでない人も結構いるのです。認定農業、大規模農業者、あるいは集落営農、作業受託とかそういうのも、農林関係のあれで今後進めていくというような計画でありますし、第5次振興計画もそういったことをうたっています。ですから、やはり下郷町の農地を守り、耕作放棄地がこれ以上広がらないようにするためには、そういう中核を担う農家のために、やはり機械の更新する場合、壊れた場合にそういう制度がいれるということはこれは政策的に私は必要だと思う。中妻の篤農家の方も大分来ておられますけれども、本当そういう人の声なんかいろいろ聞くと、やはり機械壊れたらどうするのだということで悩んでいる方がたくさんいらっしゃいます。ぜひそういったものに対して町長聞く耳を持って新たな、確かに国、県の補助金ですと、個人補助事業は適切でないというようなことがありますから、町独自のそういう補助事業の規約、要綱をつくって、そしてこれ町単独でもできると思うのです。ただ、個人全部にやれではなくて、要するに町の認定農業者、大規模農家、あるいは集落

営農で作業受諾をしているとか、特別化したそういうグループに対しては、ではこういう補助制度がありますよということを制度化して、そして町単独の予算でもやるべきだと私は考えます。ぜひその辺を町長、町の農業の振興のためにそういう決断も必要かなと思って特段お願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（佐藤一美君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） それでは、定住促進住宅の関係で、まずボーリング調査の報告でございますが、先ほど答弁を申し上げましたが、具体的にということになりますと、資料については今のところは明確なるものはまだお見せできませんけれども、まず私が考えているのは、要するに先ほど申し上げた砂れき層が3メートルほどあるという場合と50センチ、いろいろ場所を4カ所ボーリングしたのです。場所も異なってきました。それから、私が一番注視するのは冬の期間凍結防止のためにやっぱりそれを何ぼ見るかということだと、これどういう事業でもやっぱりこの地方でいうと81センチは見なければだめなのです。そうすると、今の高さから81センチはやっぱり土壌改良しなくてはだめだ。そういう凍結ならないような土を入れる必要があるのではないかとすることはまず考えます。そうでないと、建築したはいいが、道路をつくったはいいが、凍結して亀裂が入ってしまうと、それが持ち上がってしまうおそれがあるので、その辺を一番重視しているのです。そのために今基本計画の中で位置図だとか道路の配置図だとか検討させてもらって、今年度3月いっぱいにはできると思うのです。そんなことで、それを踏まえながら事業費が出てきますから、概略事業が、そんなところでスケジュールの関係、建設関係は決めていきたいと。そして、あくまでも下郷の財政状況を考えるならば、やっぱり補助事業対象が一番いいのではないかと、これは皆さんそう思うはずです。私もそのようにしていきたいということで、その辺のスケジュール、それから建設、それから予算措置について、それから安定基盤等の改良、路盤改良等も含めて3月に出てくる計画を重視して検討していきたいということでございます。空き家情報については、常に情報を入れながら進出した企業については提示してお知らせしていきたいということです。

それから、観光協会の補助金の今までの合計については、資料を今私持っていないので、そういうことで課長から答弁させますけれども、まず観光協会に対する補助事業については、前町長からもありましたけれども、風評被害対策事業なのです。要するに風評によって宿泊も減って、そして観光客も減ってきた、そういう意味から観光協会に対して補助金を補助してそして対策を講じてきたというのが今までのやり方でございます。これをご了解願いたいと思います。

それから、やっぱりエージェントについては、あらゆるエージェントを通じ、JRも含めながらやっぱりやっていくということは当然なことだと思います、私。ですから、そのことは頭に置きながら担当の事務方ではやっていくのではないかと思います。なお、県で実施している関係の旅行の補助関係については、再度その内容を詳しく調べた上でやっぱり答弁させていただくと思います。

それから、除雪の関係でございますが、あくまでも町で直営でございますので、やっぱり予算の限りもございます。自動車だとか人員の確保については、後から課長に答えさせますけれども、基本的にはそういう高齢者のために除雪作業を町がやっていくということの基本には変わらないので、その方法についてはいろいろ議員の皆様方の意見も聞きながら委員会で協議していただく、そして予算を速やかに執行していただくというような方法をとっていただければと思っております。

それから、防犯カメラの設置については、先ほど答弁を申しましたが、当然その考えは私も変わりはありません。しかし、やはり情報を入れながら、そして再度検討していくということでご了解いただきたい。

それから、農業機械の助成補助金のことでございますが、議員も農業再生委員の総会の委員でございますので、その辺は十分に協議していただくと、それが一番だと思います。先ほども室井議員にもお答えしましたが、やっぱり今その必要性があるとすれば、再生委員会でもって協議していただいて、そして知恵を絞り合って予算の範囲内でやっていただくということが私が望んでいるところでございます。特にだめだとかいいとかということではここでは答弁はいたしません。そのことを再生協議会で、委員会で、監事会で検討していただければ、こう思っております。

以上です。よろしいですか。

○議長（佐藤一美君） 防犯カメラについて、教育次長、五十嵐正俊君。

○教育長職務代理者教育次長（五十嵐正俊君） 学校における今後の防犯上の対策はどう考えるかということの趣旨かというふうに理解しました。学校等の指導によりこれまでも子供たちには防犯教室とか、あるいは集団による登下校、あるいは防犯ブザーの励行といったことで指導しておりますし、教育委員会といたしましてはこども避難の家の設置やあるいは教職員による定時の施設見回りといったものを過去に行っているところがあります。確かに年に1回程度不審者情報というものが教育委員会あるいは学校に入ってくることもございます。あるいは学校で不審者みたいな人を見たという、歌の世界かも知れませんが、そういった事例がありますと、即町内の学校にあるいは教育委員会にファクスで流し注意を喚起するというような対策を現在とってございます。確かに学校の職員室から視覚不良となる場所においては、各学校からそういった来年度江川小学校に設置しますカメラ、簡易的なカメラでございますが、そういった要望があれば今後とも対応していきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（佐藤一美君） 観光について、産業課長、佐藤壽一君。

○産業課長（佐藤壽一君） 観光協会に対します質問でございますけれども、観光協会では3月末までキャッシュバック等々がございまして、精算がまだ報告されていません。3月の末には理事会が開かれる予定になっておりますので、そのとき幾らというふうなことで金額提示あるのかなというふうに思っております。また、補助金の累計でございますけれども、さかのぼりまして5,000万円が24年度、25年度で3,000万円、本年度で3,000万円ということで、合計1億1,000万円これまで補助しておるところでございます。

以上です。

○議長（佐藤一美君） 除雪について、健康福祉課長、渡部善一君。

○健康福祉課長（渡部善一君） それでは、高齢者等の除雪支援事業についてご答弁いたします。

本年度まで実施しております除雪援助事業の実績をまず述べさせていただきますが、まだ26年度は実績出ておりませんので、25年度の実績でご了解いただきたいと思います。それに対して作業していただく作業員は110人、除雪機械を登録していただいたのは17台ということでございました。これに對しまして、実際に活動、作業してもらった高齢者のほうは39人で、作業員の方は40人ということでございます。これをもとに、先ほどご質問のございました車両はどういうものを購入するのだというご質問でございますが、これにつきましては1.5トンの平ボディの車を1台と軽トラックを1台。雇用人数はということでございますが、1班2人体制で2班ということで4人を考えてございます。なかなか対応できないのではないかとご質問でございましたが、多少は待っていただく時間も見ていただくようになるかと思いますが、25年度の実績から見てこれで何とか対応できるのではないかなというふうに現在のところ考えています。

以上でございます。

○議長（佐藤一美君） 再々質問はありませんか。

5番、佐藤盛雄君。

○5番（佐藤盛雄君） 簡単をお願いします。

定住促進住宅は3月にその内容が出てきた後検討するということでございますが、今後とも例えば委員会等でご提言申し上げ、結果的につくってよかったと言われるように、10年たって例えば液状化現象になったり傾いたりとかそういうこともないように、あのときにつくったものがよかったとやっぱり評価されるようなものにしたいということで私申し上げておりますし、町長もそうお考えだと思いますので、禍根の残らないような建設に向けてやっていただきたいということでございます。

あと風評被害対策は県の復興交付金から使って多分おやりになったと思うのですが、今まで1億1,000万ということでございますが、こういうものを使ってやっぱりリピーターを起こすということもあるでしょうから、そういったことにDCキャンペーンもそうですが、一回来ていただいておもてなしの心でお迎えして、そして再度また下郷、大内宿に、また塔のへつりにリピーターが来ていただくようなつながりのあるようなやっぱり対策というのが、ただ金を出せばいいではなくて、もう一度来ていただくというようなつながりのある予算執行というのを求めたいと思います。そういうリピーターの確保のためにもっときめ細かな対策も必要ではないかと思っております。

それから、防犯カメラ今後検討するということでございますので、やはり防犯カメラのあるところの町村とないところの町村では、例えば下郷町は防犯カメラがかなり設置してありまして、防犯に対する抑止対策はかなり進んでいるところだというようなことが広く広まれば、やはり核の抑止力ではないのですけれども、防犯カメラに犯罪の抑止

力になると思うのです。ですから、それほど重大な事犯の発生しないだろうということではなくて、やはり犯罪はどこでどういう形の犯罪が起こるかわからないものですから、それに対する対応、やっぱり教育委員会、今度新しい教育委員会制度ができて、新しい教育長ができるわけですが、教育委員会を中心にしてやっぱり子供の対策、そういう抜かりのない対策というのが求められる。ですから、やはりそういう抑止力を狙った対策というのが今後計画的にやるべきだと思っております。

農業機械の対策でございますが、下郷町農業再生協議会でございます。私も入っております。ですから、そういったところでやはり今後こういうことが必要かどうかを含めて私もその場で提言させていただいて、要するに必要であれば皆さんの同意を求められてこういうのが必要だとなれば、そのときは町長ぜひ予算措置をお願いしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（佐藤一美君） 佐藤盛雄君の要望ですね。

○5番（佐藤盛雄君） 要望です。

○議長（佐藤一美君） 答弁漏れはございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） これで5番、佐藤盛雄君の一般質問を終わります。

ただいまより休憩します。再開は1時とします。（午後 零時06分）

---

○議長（佐藤一美君） 再開いたします。（午後 1時00分）

一般質問を行います。

10番、星輝夫君。

○10番（星輝夫君） 皆様、こんにちは。議席番号10番の星輝夫でございます。今回も一般質問させていただきます。なお、今回は3項目ほどありまして、1つ目に簡易水道と消火栓について、2つ目に観光周辺の交通安全対策について、3つ目に空き家対策について、この3点を通告どおり一般質問させていただきますので、どうかよろしくお願いいたします。

まず初めに、昨年の12月に簡易水道と消火栓について一般質問をしました。その中で、消火栓、モニタリング、福島DCに関する質問をしました。しかし、消火栓未設置地区には簡易水道がないとの回答をいただきました。水道がないので消火栓がない。町民を一人でも守る義務が行政にあってほしいと私は思うのです。本町へ移住を呼びかけても、安心、安全の担保がなくては誰も来てくれないと思います。いまだ水道、簡易水道も整備されていない地区がある。移住者、定住者を求めるならば、安全、安心は必須条件だと思います。未整備地区について、整備する考えはあるのかお答え願いたいと思います。

2番目、観光周辺の交通安全対策についてお尋ねします。大内宿、塔のへつり、観音沼森林公園等々に数多くの観光資源があり、年間150万人ほどの来町者があるという。それに伴い車両の往来も過去と比べ大幅に増加しました。トップシーズンになると大内宿周辺では長蛇の大渋滞が発生しております。大事故が起きる前に改善策が必要と思われる。近隣住民の安全、来町者への安心を最優先的に国や県また関係機関に要望願いた

いと思います。信号機1つできれば全てが改善されるわけではないが、今までよりはよい方向へ行くのは、確かであると私は思います。なお、4月からは福島D Cで大型バスの通行が増加すると思われます。当局の考えを伺いたいと思います。

3番目、空き家対策について、2月21日、国道121号線沿いの建物が大雪のため崩壊するおそれがありました。それで、区長の指示により地区住民に緊急の除雪を要請し対応したとお聞きしました。町では、ひとり暮らし宅また高齢者宅や空き家など多数あるが、今回のような危険を伴った場合の対応策はどうなっているのかお尋ねいたします。また、空き家などの建物を撤去する際には、町、県、国などからの補助金制度などがあるのかをお尋ねいたします。処分、撤去については、その所有者が行うこと当然であるが、所有者がいなかったり、所有者がわかっても費用を出さなかったりしたときには、生活環境悪化や安全な生活への支障が生じるため、町では空き家等の適正な管理を図るための条例を制定する考えはあるのかお尋ねいたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤一美君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 10番、星輝夫議員の質問にお答えします。

まず、1点目の簡易水道と消火栓についてのご質問でございますが、消火栓については、防火水槽、自然水利とともに重要な消防水利であります。消火栓についても、簡易水道施設や及び給水施設未整備地区においては消火栓がございません。また、水圧や水道管の口径の問題から設置できない箇所もあります。このような場所においては、防火水槽や自然水利で対応しているのが実情であります。消火栓のみでなく防火水槽、自然水利まで加えますと、安全、安心は確保されると考えております。

次に、2点目の観光周辺の安全対策についてのご質問でございますが、県が主宰しております大内宿周辺地域渋滞対策協議会があり、主に大内宿の渋滞対策を協議しております。平成25年度には、県道湯野上会津本郷線、大内駐車場先に大型バス乗降場として両車両線に待機所を設置し、今年度は一番新しい大内駐車場から左側へ歩道の設置が完了する予定であります。いずれも県事業であります。協議会での渋滞及び安全対策として協議内容が反映された内容でございます。

次に、観光地周辺の事故多発地点については、国道118号線湯野上先にありますスノーシェットは27年1月だけで4件の事故、国道289号線においては道の駅先で幅員が狭くなっている区間で平成26年中に5件の事故が発生していることから、南会津警察署を通じて県に対応を要望しているところでございます。このように福島デスティネーションキャンペーンのみを対象とした対策ではございませんが、観光地及び周辺での対策は今後も継続的に要望活動を実施していきたいと考えております。

次に、3点目の空き家対策についてのご質問でございますが、まずひとり暮らし宅、高齢者宅空き家の危険を伴った対応策についてですが、大雪等の警戒時には職員により町内巡回を行いますので、家屋の倒壊のおそれ等に関しても注意を払うようにしています。また、本町には下郷町高齢者見守り隊が組織されております。ひとり暮らしや高齢

者世帯を支援員の方々が訪ね、週に2回程度巡回し声かけ等による安否の確認を行っておりますので、大雪等による建物危険を察した場合には速やかに町に報告していただくよう指示しています。

続いて、空き家などの建物を撤去する際の町、県、国などの補助金制度についてですが、今のところ本町では個人が受けられる解体関係の補助金はありません。空き家等の適正な管理を図るため条例制定についてですが、本町に限らず人が住まずに放置されている空き家の増加が社会問題化しており、その対策として一部の自治体では独自に空き家対策条例を制定し所有者への除却や修繕などの指導助言を行うことが規定されています。本町においても今後は行政区等の協力のもと、各地区の空き家調査を実施し、空き家対策計画を策定、空き家等の所有者の調査等の対策を検討してまいりたいと考えております。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（佐藤一美君） 再質問はありませんか。

10番、星輝夫君。

○10番（星輝夫君） 1番の簡易水道と消火栓についてでございますけれども、未整備地区が本町に何カ所かあると聞いたのですけれども、その未整備地区はどの地区なのか、一応教えていただきたいと思います。

それから、簡易水道があっても消火栓がないということを12月わかったのですけれども、後から聞いた話では水圧がないからできないと聞いておりますので、そこら辺のほうも対応をよろしくお願いいたしますと思います。

それから、今回要望の中で上水道と簡易水道の2つあることわかったのですけれども、その定義はどうか教えていただきたいと思います。

それから、町長さんは本町に移住者、定住者を呼ぼうということで頑張っているわけでございますけれども、25年前に町長さんは当時企画観光係長だったと思います。それから、私も大川溪流太鼓をしていたのですけれども、そのときに下郷に人を呼ぼうということで私呼んできました。そして、あの当時水道課の課長さん、係長さんが、飲む水はくると、トイレと風呂はくれないと言われたのですけれども、今後町長さんは本町に移住者、定住者が来た場合には、簡易水道を気持ちよく配給してくれるかどうかお聞かせ願いたいと思います。

あと、2番目の観光地交通安全対策でございますけれども、本町では昨年は交通事故前年度より多かったのか少なかったのかお知らせ願いたいと思います。それから、3月の4日に湯野上駐在所連絡協議会が発足いたしました。そのときに江川地区の区長さん並びに南会津交通対策会長さん、それから南会津警察署長、課長さんが来て話をしました。大内宿の出たところがかかなり交通事故があると、そこであそこに大内宿から出た場合に赤の点滅、そして国道は黄色の点滅すれば、交通事故減るのではないかなと言われておりますので、そこら辺の対応もよろしくお願いいたしますと思います。

あと、3番目の空き家対策についてでございますけれども、本町ではそういう条例はないのですけれども、郡内でそういった危険空き家撤去支援事業という話があると聞いて

ておるのですけれども、その地区はどこ地区なのか。そして、解体費に上限を設けておると聞いておりますけれども、どのくらいの金額をもって設定しているのか、そこら辺わかれば教えていただきたいと思います。

○議長（佐藤一美君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 質問の、未整備地区があるとすればどこなのかということですが、簡易水道のことなのですけれども、この件については担当課長のほうから説明させます。

それから、簡易水道があっても消火栓がない箇所もあろうかと思いますが、その辺も担当課長から。それから、簡易水道、上水道の定義についても、これも担当課長。

移住者に簡易水道の給水するのか、これは当然移住者にも簡易水道の給水をいたします。これはやっていきたい。それから、交通事故の前年との比較ということですが、これも担当課長から答弁させます。それから、大内宿の入り口についての交通信号については、要望をしていきたい。

空き家対策の条例関係については、他町村のことですので私もしっかりと覚えていませんから、担当課長のほうが知っていれば答えられると思います。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（佐藤一美君） 答弁を求めます。

建設課長、室井一弘君。

○建設課長（室井一弘君） 質問にありました上水道と簡易水道の違いの件なのですが、まず上水道と簡易水道、給水人口が5,000人以下か5,000人以上で上水道か簡易水道の区分がなされます。本町においては、旭田それから湯野上と簡水が別々なので、その簡水ごとには5,000人を下回っているということで簡易水道で実施しております。もう一点は、その水道事業が上水道の場合は公営企業会計ということで独立採算制が原則になってきますので、必要経費は全て水道料で賄うというのが原則になっています。ただ、簡水の場合はそれでは膨大な金額になるということで、一般会計の繰出金、俗にいう高料金対策という繰出金制度が認められております。一応大きな相違点としては以上の2点だというふうに考えています。

以上でございます。

（「水道やっていないところどこだ」の声あり）

○建設課長（室井一弘君） 水道の未整備地区については、今のところ芦ノ原地区それから戸石川沿いの三ツ井地区が未整備地区になっております。ただ、全て簡易水道ではなくて給水施設というような形で整備はされておまして、給水施設にもなっていないというところは、今申しあげました芦ノ原地区と三ツ井地区であります。

以上でございます。

○議長（佐藤一美君） 交通安全について、町民課長、星昌彦君。

○町民課長（星昌彦君） 町民課長ですが、消火栓、簡易水道はあるのですが、先ほど町長から説明あったように、十文字地区、それから白岩、柏木原地区については、水圧が足りないということで消火栓をつくっても水圧がないために放水されないという内容がご

ざいます。技術的なことは私どものほうではちょっとわかりかねますので、水圧がどう  
いうふうになったらどういうふうに出るというのはちょっと私のほうからは答弁は差し  
控えたいと思います。

あと、先ほどの下郷町の交通事故の状況でございますが、今手元に下郷町の2カ所の  
資料がございますので、申し上げたいと思います。まず、湯野上のスノーシートでの  
事故なのですが、24年7件ございます。車両の同士の事故は1件でございます。それか  
ら、25年が6件、車両事故が1件でございます。車両同士の衝突事故です。26年度につ  
いては、人身事故はございませんでした。27年に入りまして、先ほど町長からのご説明  
もありましたように、1月だけで4件発生しています。その中で車両事故が1件、あと  
は単独の事故が3件ということで、先ほど申し上げました4件と合っております。あ  
ともう一つでございますが、甲子トンネル付近で申し上げておきたいと思いますが、甲  
子の入り口あたりから白河のトンネル抜けるちゃぽランドの手前あたりまでの中の状況  
でございますが、25年が8件、うち車両が3件、26年が5件発生しております。27年が  
人身事故はございませんが、単独の車両事故が1件発生しております。27年の1月4日  
に発生しております。それ以降は今のところ発生していません。交通事故の内容でござ  
います。

以上でございます。

○議長（佐藤一美君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 今課長からも申し上げましたけれども、簡易水道があっても消火栓がな  
いというところですから、それは技術的な問題があらうかと思いますが、今後技  
術者と協議しながら検討していきたい、こう思っています。なお、その辺をご理解いた  
だいて、行政区のほうにもお願いしたいと、こう思っております。消火栓の設置に当た  
っては、要望書を提出されたときに検討することになっていますが、要望書、申請する  
前の検討事項がこの件であらうかと思いますが、つけ加えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（佐藤一美君） 空き家対策について、総務課長。

○参事兼総務課長（星敏恵君） それでは、私のほうから空き家対策について説明させてい  
ただきます。今のところ郡内では南会津町ということで私のほうで情報を得ています。  
南会津町につきましては、昨年4月1日から施行しているということで、空き家等の  
危険箇所の除去の補助金ということで、補助額につきましては、市町村民税の非課税世  
帯で経費の3分の2以内ということで、限度額が80万円になっております。そのほか市  
町村民税の課税世帯については2分の1ということで、限度額が50万円ということで補助  
をしている中身です。その中には、税金完納している方とかいろいろ条件ありますが、  
そういった形で26年度実施しているというような状況でございます。概略をお話ししま  
した。よろしくお願いします。

○議長（佐藤一美君） 再々質問はありませんか。

10番、星輝夫君。

○10番（星輝夫君） 1点だけ再々質問をさせていただきます。

空き家対策についてでございますけれども、南会津郡で南会津町が一応80万の補助を出しておりますので、やはり下郷町もそういった補助を出すような感じでお願いしたいと思います。

それから、空き家壊した場合に、新聞紙上等そういったところで見るとはございますけれども、固定資産税が6割上がると聞いておるのとはございますけれども、本町もそういう考えでいるのかどうかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（佐藤一美君） 税務課長、室井孝宏君。

○参事兼税務課長（室井孝宏君） 今の固定資産税の宅地の関係の恐らく6倍になるという話だと思うのですが、宅地については特例措置として200平米までは6分の1の減額措置がございます。それで、その建物を壊すことによって家屋のある専用住宅の土地という形にはなりませんので、6分の1の適用がなくなり6倍になるという形であります。

以上でございます。

○議長（佐藤一美君） 答弁漏れはありませんか。

○10番（星輝夫君） ありません。どうもありがとうございました。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤一美君） これで10番、星輝夫君の一般質問を終わります。

次に、7番、猪股謙喜君。

○7番（猪股謙喜君） それでは、7番、猪股謙喜、一般質問を行います。3件でございます。

まず1点目、消防団員の確保についてでございます。町内各地域におきまして、消防団員の不足という問題がございます。これは長年の問題でございまして、補充がきかないとか、補充がきかないのでやめられないといった状況で現在に至ってございます。それで、団員の確保としまして次の施策について町の考えを伺いたいと思います。

（1）、消防団員個人に対して、税の免除や減額などの優遇措置をする考えはあるかどうか。

（2）、企業に対する優遇措置として、入札制度における点数加算を県及び町は行っているのか、また固定資産税等の減免を考えてはどうかお尋ねいたします。

（3）、町職員に現在消防団に未加入者がいると聞きますが、こういった職員に対しての下郷町消防団に対する入団を促してはいかがかと思っておりますので、この件に関してお伺いいたします。

（4）、婦人消防隊の町における位置づけはどうなっているのかということでございます。下郷町の例規集を調べてみますと、消防団の関係の条例はございますが、婦人消防隊に関しては条例が制定されておられません。それからまた婦人消防隊の年俸が低いので、これに対しての増額を考慮してはどうかということでございます。並びに、婦人消防隊も消防団員と同様の優遇措置を何らかの優遇措置を考えていただきたいということでございまして、町の考えをお伺いいたします。

次に、町長の公約として掲げている（仮称）湯野上温泉会館ということに関してご質問いたします。町長は公約で、当初から（仮称）湯野上温泉会館ということで何らかのものを湯野上に建てるという理解でしたのでございますが、その中身はどういったものかお尋ねいたします。それから、この（仮称）湯野上温泉会館というものは、今度制定される第5次下郷町振興計画の中で基本構想や基本計画の中での位置づけはどうなっているのかお尋ねいたします。

最後に、平成27年度の予算についてお尋ねいたします。平成27年度一般会計当初予算は、今回から始まる第5次下郷町振興計画に基づいて編成された予算であるかどうかということでございます。議会の開会日3月12日の全員協議会におきまして、第5次振興計画における基本構想、そして基本計画についての説明がありましたが、今回編成された27年度の一般会計当初予算というのは、実施計画に沿った予算であるのかをお尋ねいたします。

以上でございます。よろしくご答弁お願いいたします。

○議長（佐藤一美君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 7番、猪股謙喜議員のご質問にお答えします。

全国的に消防団の確保については、団員の減少やサラリーマン団員の増加に伴い地域消防力の低下が懸念されており、当町でも苦慮しているところでございます。まず、（1）番の消防団員個人に対する税の減免や減額の優遇措置等及び（2）番の企業に対する優遇措置の2件を、関連がありますのであわせてお答えさせていただきます。各減免措置の件であります。確かに猪股議員が申されるような事例は全国でも少数ですが、現在県の減税措置として長野県などにおいて中小法人、個人事業主への事業税の減税を実施しておりますが、これは県独自の条例を制定し、社員が消防団に加入したことによる負担を減税するという形で軽減されたものと考えられます。消防団個人に対する優遇措置や減免措置については、団員が少しであります。報酬を得ていることや、各種税金等の減免規定に該当していないことや、課税の公平性からも、団員だけの免除についてはなかなか難しいのではないかと考えております。しかし、当町でも団員の確保は喫緊の課題であることから、消防団協力事業所表示制度などを活用し、団員の確保を推進してまいりたいと考えております。また、入札制度における点数加算については、一般競争入札制度その評価を前提にしたものであり、本町の導入しております指名競争入札制度に反映することは慎重に検討が必要と思います。

続いて、（3）番の町職員の消防団への未加入への入団促進については、現在男子職員が65名の職員がおりますが、消防団経験者20年以上在籍の方は現職員消防団員を含めると74%の加入率となっております。残り26%未加入職員を調査しましたところ、町外からの職員、年齢が既に55歳を過ぎている職員、兄弟が既に消防団員加入者であること、または父親が既に消防団員であることなどが考えられます。そのような理由から、何人かの職員の加入は可能と考えられますが、啓発等を含め理解を得ながら勧誘を継続していきたいと思っております。

最後に（４）番、婦人消防隊の町の位置づけに関してですが、昭和38年５月に災害対策基本法第42条下郷町地域防災計画の自主防災組織として設立されております。年報酬の増額についてでございますが、財政面を勘案しますと、我が町を自分たちで守るという自衛消防の精神を尊重しながら対応していく考えであります。

次に、湯野上温泉を利用した施設についての件でございますが、１点目の（仮称）湯野上温泉会館はどのようなものかとのご質問ですが、平成26年度地方創生先行型事業の湯野上地域活性化事業として、地域の資源を磨き直しによる地域の魅力の向上、集客の向上を目的としております。そのためには、地域住民を主体としたまちづくりが重要となり、地域づくりのための検討組織ワークショップ、住民アンケート等を実施し、地域に合った湯野上地域の開発に取り組んでまいります。このような事業展開のもと、（仮称）湯野上温泉会館については、地域住民が望む湯野上地域に合った施設を計画したいと考えております。

２点目の第５次下郷町振興計画の中での基本構想や基本計画での位置づけはどのようなのかとの質問であります。第５次下郷町振興計画での位置づけについては、基本構想では心ふれあう賑わいと活力を創出するまちとして、基本計画では観光資源の磨き上げと新しい資源の発掘として、観光資源のルート化の中に湯野上地区については整備構想を策定し、豊富な湯量を活用した魅力ある温泉街の形成に向けた取り組みを支援しますと位置づけておりますので、ご理解いただきたいと思います。

次に、平成27年度予算についての件でございますが、１点目の平成27年度一般会計当初予算は、第５次下郷町振興計画に基づいているのかのご質問でございますが、私が所信表明で述べさせていただきました第５次下郷町振興計画での美しく輝く笑顔あふれる交流のまち下郷を将来像に掲げたまちづくりを目標に、７つの基本目標、政策大綱を掲げました。この７項目基本目標に沿った平成27年度の当初予算を編成したところでございます。１つ目としては、基盤条件の整備、住みやすく美しいまち、２つ目として、交流促進、心ふれあう賑わいと活力を創出するまち、３つ目として、産業経済、ふるさと産業の創造、４つ目として、生活環境整備、安全で住みよいまち、５つ目として、健康福祉、健やかに暮らせるまち、６つ目として、教育文化、思いやりのある教育と文化のまち、７つ目として、行財政、住民と行政による協働のまちとして予算編成しました。今回予算審議資料としてお配りしてございます重点事業説明書に政策大綱に主な予算が盛り込んでございますので、よろしくご理解いただきますようお願い申し上げます。

２点目の基本構想、基本計画は説明あったが、実施計画に沿った予算であるのかとの質問でございますが、実施計画については、３カ年ローリング方式の実施計画として毎年見直す計画となります。27年度については、当初予算に反映された事業が実施計画の初年度の計画となります。２年目以降については、平成27年度までの下郷町過疎地域自立促進計画が、過疎地域自立促進特別措置法の有効期限が５カ年延長されましたことから、平成27年度中に平成28年度から平成32年度までの５カ年の計画が見直しとなります。過疎計画と整合性をとりながら実施計画を策定予定しているのでご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（佐藤一美君） 再質問はございませんか。

猪股謙喜君。

○7番（猪股謙喜君） それでは、再質問をいたします。

まず、団員の確保でございますが、税の不公平感があるから消防団員には援助しないという回答でございましたが、私は逆だと思います。ボランティアとして活動しているわけですから、一般の住民とはまた区別して報酬以外の何らかの措置が必要ではないのかと思って今回質問したわけです。税の不公平感だけで言われれば、以前と同じです。団員それプラス何か下郷町だからできることというのが必要だと思って質問したわけですから、町長がそういう考えであれば、しょうがないですね。税の不公平感だから消防団員であろうが入っていないかろうが差別はできないよ、だから消防団員は我慢してやりなさいと、そういう解釈でよろしいのかどうか。

次に、企業に関してでございますが、事業税というのは県でございますので、この辺は福島県も、長野県でこういう事例があるのだから考えてくれないかということ町長が県のほうに申し出てもらいたいと思うのですが、これをやっていただけるかどうかお願いいたします。

それから、町職員の未加入の理由としまして、町外在住であると、それから兄弟の誰かが入っていると、それから父親が入っていると、だから団に入らないという理由に聞こえましたが、親子消防で表彰された例も過去にございます。町外であろうが、役場職員ということであればやはり、公務員としての貢献以外にさらに地域に対する貢献も考えるのが普通ではないのかなと私は思うのですが、そういった思いが町側にあるのかどうか。その思いがあれば、団員としての加入に対する説得とまではいきませんが、上手に団に入っていけるような促しの仕方ができるのではないかなと思いますのですが、いかがでしょうか。

それから、婦人消防隊なのですが、自主防災組織として発足したということでございます。婦人消防隊というのは、年俸が3,000円ですか、出動手当は出るのかどうかわかりませんが、それで年間火防督励で毎月各戸を訪問して火の用心を一生懸命やっているわけでございます。保険は入っているみたいですが、改めて自主防災組織ということで発足はしてありますが、例規集に載っていないわけです。婦人消防隊の例えば年俸が幾らだというのは、これは町の条例には載っていません。載っていますか。私調べてみましたが、団員の部分は載っていましたが、婦人消防隊は例規集には載っていなかったと思います。それは載っているかどうかお尋ねします。

それから、その地位向上というのは、地位向上と言うとおかしいのですけれども、他町村では婦人会組織がそのまま婦人消防隊になっているところもありますし、我が町でも婦人消防隊がない集落があると聞いております。ですから、その組織そのものが明文化されていない、例規集に載っていないということで、なかなかその充足率をはかるまでにはいかない。自主防災組織ですから、入るか入らないかも、その集落でつくるかつくらないかも、その集落に任せるといような状態になっております。そういった自主

防災組織でいいのかどうか、今後の婦人消防隊のあり方というのをどう考えているのかお尋ねします。

それから、先ほど予防消防で各戸を訪問して防災や火災予防で毎月何人かで集落を歩いている消防隊員もいらっしゃいますが、そういったことに対する出動手当等を考えられると思うのです。半日で集落を回れるのであれば半日分の出動手当と、1日かかるのであれば1日の出動手当とか、そういった手当も含めての婦人消防隊の優遇措置というのは考えられないのかどうかお尋ねします。

町長公約の（仮称）湯野上温泉会館でございますが、今の答弁では地域づくりでワークショップとかアンケートをこれからとるという答弁だったのか、まずもう一度お尋ねします。町長の答弁は、最後のほうがちょっと聞き取れないときがございますので、これ確認したいと思います。

それから、地域住民の望むものを建てたいということなのですが、地域住民が要らないと言ったならば建てないわけですか、これをお尋ねします。最初に（仮称）湯野上温泉会館を建てるという前提でアンケートをとるのか、それとも、湯野上温泉会館が要るのか要らないのかからアンケートをとるのか、そこら辺もお尋ねいたします。

また、この温泉会館でございますが、振興計画書の中で観光の磨き上げという位置づけで、豊富な湯野上温泉の温泉を活用したものという答弁がありましたが、これは温泉施設の新たな温泉を利用した施設をまで考えているのかどうか。アンケートをどうのこうのなくて、町長の頭の中に、温泉を利用した施設まで考えているのかどうかお尋ねいたします。

平成27年度予算でございますが、実施計画に沿って編成されているということなのですが、なぜお尋ねしたかといいますと、3月の12日にまだ製本されていないものを全員協議会で渡されましたので、これはいつこの原稿ができ上がったのか、まずお尋ねします。予算で町長の査定が終わったのがいつかお尋ねします。それから、この中で第2章の第2基本姿勢の（2）で財政状況との整合性ということで、町長も27年度までの過疎対策関係の財源の件を今答弁いただきましたが、これ5年延長で28年から32年、27年度にかけて新しい計画を立てるということでございますが、今回のこの27年度の予算というのは、財政計画でいえば一番最後の計画に基づいたものと考えていいのかどうかお尋ねします。健全財政というのは町長もおっしゃっていますので、この財政の裏づけがちゃんと過疎計画にのっとったものとか、それから償還や借入れ、借りかえ等いろいろ財政計画立てていると思いますが、それにちゃんとのった予算なのかどうか、改めてその財政の裏づけということでお聞きいたします。

以上でございます。

○議長（佐藤一美君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） それでは、消防団の税の不公平の問題、解釈の理解についてでございますが、最初の答弁では、なかなか難しいのではないかとことを申し上げましたけれども、税制条例の関係ですから、それは税制条例にのった現在のところは税金をい

ただいていると思っております。消防団についてのみ、そういう税金の減免措置あるいは減額措置はされておられませんので、現在のところを申し上げました。今後については、やはり先ほど申し上げましたように、難しいのではないかと考えております。

それから、町職員の消防団の加入の促し方は、今後もやはり職員の消防団加入について促していきたいと、議員がおっしゃるようなことで促していきたいと思えます。

婦人消防隊の年報酬の件でございますが、これは3,600円だと思いますけれども、条例化にしていたかどうかについては担当の課長の関係の課長に答弁させます。

今後の婦人消防隊のあり方については、当然加入者、脱退者といろいろ考慮しますと大変難しいと思えますけれども、自主消防組織を考えますとやはり続けていくと、消防隊をぜひなくさないで今後も続けていくということが町に求められている、あるいは地域に求められているものと考えております。

優遇措置についても、先ほど精神を尊重しながら対応していく考えでありますということをご答弁させていただきました。

次に、（仮称）湯野上温泉の会館でございますが、私の公約でございますので、ただいま申し上げました中身の内容を再度申し上げますけれども、地域づくりのための組織を検討して、そしてワークショップ、住民アンケートなどをとりながら実施、地域にあっては湯野上地域の開発に取り組んでまいりますということで、先ほど1回目の答弁したとおりの内容でございます。

それから、温泉施設を利用した建物になるのかというご質問でございますが、それも含めてやはり地域が望む、住民が望むものに地区に建設をしていきたいと考えてございます。計画予算については、今年度26年度中に基本計画ということを計画しておりますので、それが繰り越し予算でもって実施するわけですから、その中身によって計画がされていく。予算も当然その中からついてくるものと思えます。

それから、財政計画の裏づけでございますが、これは担当の課長、総務課長のほうから答弁させたほうがより明確なものになるのではないかと考えております。

企業に対しての消防団の加入についての減免措置等のものがございますが、長野県でも実施しているということですので、福島県についても機会があり次第担当の部署でお話をしていきたいと、こう思っております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤一美君） 町民課長、星昌彦君。

○町民課長（星昌彦君） 猪股議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず、条例に婦人消防隊の規約等が載っていないのではないかとのお話でございますが、下郷町婦人消防隊連合隊規約という規約がございます。この中に、第1条から第13条までございまして、第2条の中に、連合隊は災害対策基本法第42条で定める下郷町地域防災計画の自主防災組織として組織されるという明示がございます。先ほど町長がご説明申し上げましたように、自主防災組織の中に入るという判断をしております。

あと、先ほど猪股議員おっしゃったように、連合隊の構成ですが、各集落の中で婦人消防隊も隊員とするという内容が載っているわけです。あともう一つは、報酬について

はどうかというおただしの件でございますが、これについては、町の条例、特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償にかかわるものの中で、消防団から婦人消防隊の報酬が載っております。申し上げますと、連合隊長が2万9,500円、それから連合副隊長が2万2,500円、それから隊長が7,100円、それから隊員については先ほど町長が申し上げましたように3,600円というような内容になって、条例でのっかっております。

あと、他町村と比べてどうかというお話でございますが、先ほど猪股議員おっしゃるのとおり婦人会組織の中での位置づけの中で婦人消防隊がつくられております。私のほうでちょっと聞いてみましたところ、南会津町については、4地区が合併になったということで、補助金としてもとの町村単位になるのですが、1町村11万円を補助しているという内容でございます。只見についても、同じく婦人会の中の婦人消防隊という位置づけでございまして、これもやはり3町が、只見、朝日、明和ということで合併したことにより、1旧町村に対して3万円、数はちょっと把握しておりませんが、補助金としてお出ししているという内容でございます。

以上でございます。

○議長（佐藤一美君） 総務課長、星敏恵君。

○参事兼総務課長（星敏恵君） 私のほうの計画の関係についてご説明申し上げます。事業計画につきましては、平成22年度から平成27年度までということで計画されております。これにつきましては、過疎計画と同様にリンクしてございます。その中で、今年度の重点事業、27年度の予算編成につきましては、この事業計画とそれと先ほどご説明しました27年度の7つの大綱がございまして、これについては基盤条件整備から行財政までは第4次振興計画を継承してございます。そういった中で、継承した事業の中で予算編成を実施したということでございます。当初予算編成につきましては、2月上旬に当初予算のほうは終了してございます。

以上でございます。

○議長（佐藤一美君） 再々質問ありませんか。

7番、猪股謙喜君。

○7番（猪股謙喜君） 婦人消防隊の条例という尋ねましたら、規則に載っているということで、私は、例規集の中の条例に載っていないと言っているのです。我々がもらっている例規集2冊ございます。2冊で1組の、その中に載っているのか載っていないのかという尋ね方だったのですが、そこまで伝わらなかったのは私の尋ね方が悪かったのかなと思いますので、再度質問いたします。我々議会議員が持っている下郷町の例規集、2冊で1組のやつございます。その中に婦人消防隊の位置づけというものが載っているかどうか、もう一度お尋ねいたします。

それから、消防団、婦人消防隊も組織として町には必要だけれども、団員の優遇措置は税制上何もできないという答えでした。組織としては必要だけれども、もう現状ではこれ以上優遇はできないよというお答えでした。これではなかなか消防団員もがっかりするのではないですか、どうでしょう。何か町が何とか存続するために、機械器具はしようがない、機械器具は予算つけて更新したり補充したりして組織の道具としては一生

懸命投資しています。ただ、人がいて初めて消防団のわけですから、そこを消防団に対する感謝の気持ちは検閲式等で皆さん述べています。ただ、感謝だけではなくて、もう一つ何かというのがこれからの若い人にとってのアピールになるのではないのかということでございます。町にとって必要な組織であるならば、もっといろんな税制面以外での優遇措置というのを、一生懸命汗かいて頭の中汗かいて考える必要があるのではないですか、どうですか。税制ではだめです、それで終わりなら、それでいいですけども、組織を維持するというのは人がいて、人がいるから維持ができるわけですから、その人をどうやってとどめておくのか、新しく入れるのかということをもう少し考えられないでしょうか。考える必要があると思うのですが、いかがでしょうか。婦人消防隊もかりです。組織があるところ、ないところ、各集落で自主防災組織をつくっているところ、つくっていないところございます。その自主防災組織にのっている婦人消防隊もなくしたくはないと町長おっしゃいました、存続したいと。でも、何の優遇もできないよということでございますから、やはりそれではなかなかその組織の維持というのは今後難しくなってくるのではないのでしょうか。よく町のほうでもあらゆる方策を考えていただけませんか。只見の場合、南会津町の場合のときに、合併前の旧町村に対する地区への一括補助という形みたいですが、下郷の場合は当初は各集落ごと多分組織されましたので、こういった年俸という形でその規則の中でいろいろやっているみたいですが、年俸自体ももう少し自主的なもので3,600円で果たしていいのかと。もう一度言いますが、出動手当という部分で火防督励や例えば検閲式で代表の方が、婦人消防隊です。婦人消防隊の代表の方が整列して検閲式に参加するわけです。そういった場合の団員は別に年俸で、検閲式は年俸の中に入っているという説明ですからいいのですけれども、婦人消防隊はそういった場合の出動手当なんかとも考えられると思うのです、私は。税制面とかどうのこうのではないわけです。そういった実際に働いた場合の手当というものが出動手当なわけですから、これは規則等を変えればできそうな気がするのですが、いかがでしょうか。検閲に参加した場合、それから毎月火防督励で各戸訪問で火の用心の戸別訪問の半日なら半日の出動手当、1日かかったら1日の出動手当と、こういったものを考えられないのかどうかお尋ねいたします。

予算では、温泉会館ですが、温泉会館で当初の町長の答弁以外にはお答えがいただけなかったのですが、もうつくるの前提で動き始めたわけでしょうが、これからワークショップ、アンケートをやりますということで、地域住民が望むものということなのですが、どのぐらいの人間が望めばゴーサインを出すのか。温泉会館のアンケートをとって、回収率が幾らで、その回収率の中でどのぐらいの賛成者がいればこういった（仮称）湯野上温泉会館をつくることになるのかどうか、お尋ねいたします。

過去に下郷町は養鱒センターということで直営でやりました。その後第三セクター、それから財団法人と衣がえして、今回の当初予算で1,750万ですか、補助する予算になっております。ハードをつくった場合、そういった人件費等、また仮称温泉会館で温泉の利用も含めて考えるということですから、これは温泉使うということは湯野上温泉会社にお湯代を支払うようになるわけだから、当然何らかの建物以外にも、もし温泉を利用

するのであればそういったものも当然発生するわけですから、この財政計画と基本構想ですか、今回補正で地方創生で湯野上地域整備基本構想策定事業等のつていますが、それと絡めるのでしょうか、よく将来10年後、20年後の下郷の財政状況それと湯野上地区のこういった構想を成功後の収入とをよく考えてこの計画を実行していくのかどうかお尋ねいたします。

27年度の予算でございますが、過疎計画が27年来年で一応終わって、さらに5年延長でやっていくと。それから、実施計画がローリング方式で、3年たったらローリング方式でやっていくということで、絶えずチェックしてやっていくという方針はわかりましたが、例えば今回の予算で特定と言ったらおかしいですが、理念はわかるのですが、実際まだ予算がついていないという項目も何箇所もあるわけですよ。そういったものもあるわけですから、改めてこうやって実施計画に沿った予算なのかとか、基本計画、基本構想、振興計画に基づいているのかという改めて尋ねたわけですが、こういった一番は基本的に財政の裏づけ、それから単年度限りでなくて継続性のある事業も中には見受けられわけですから、これはどうしても外せないと言ったらおかしいですが、長年継続している事業、それから国庫とか県支出金から来て長年継続性のある事業はおいておきますが、町長が望むものをこれから5年間かけてやっていくわけですね。その中で基本はやっぱり財政の裏づけがあつての一般会計予算でございますので、年度末等で慌てて基金を取り崩して現金が足りないよなんていうふうなみつももないまねをしないような予算であることをもう一度確認したいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤一美君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 例規集に入っているか入っていないかについては、課長から答弁させますけれども、消防団の優遇措置については、意見を尊重していきたいと、こう思っております。消防団、婦人消防隊、精神を尊重しながらということを先ほど1回目に答弁したとおり、検討してまいりたいと思います。

温泉会館については、1回目に答弁したとおりでございます。財政の裏づけを考慮しながらしていきたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤一美君） 答弁を求めます。

町民課長、星昌彦君。

○町民課長（星昌彦君） 先ほどの猪股議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、規約が議員お持ちの条例等に入っているのかどうかということでございますが、これについて規約については入ってございません。それと、報酬関係でございますが、これについては、条例に間違いなく入っております。

以上でございます。

○議長（佐藤一美君） 答弁漏れはございませんか。

○7番（猪股謙喜君） 財政計画で27年度年度末に慌てて基金を取り崩すようなことはないのでしょうかというふうな尋ね方に対しての答えはまだもらっていないのですが。

○議長（佐藤一美君） 総務課長。

○参事兼総務課長（星敏恵君） 財政の裏づけにつきましては、国、県補助、地方債ということで、地方債にしても有利な起債ということです。あとそれと一般財調の部分については、年度途中という取り崩しというのは一般財調の中でそれは調整していくようになりますので、よろしくご了解いただきたいと思います。

○議長（佐藤一美君） いいですか。

○7番（猪股謙喜君） はい。

○議長（佐藤一美君） これで7番、猪股謙喜君の一般質問を終わります。  
これで一般質問を終わります。

---

日程第2 議案第32号 平成27年度下郷町一般会計予算

日程第3 議案第33号 平成27年度下郷町国民健康保険特別会計予算

日程第4 議案第34号 平成27年度下郷町後期高齢者医療特別会計予算

日程第5 議案第35号 平成27年度下郷町介護保険特別会計予算

日程第6 議案第36号 平成27年度下郷町簡易水道事業特別会計予算

日程第7 議案第37号 平成27年度下郷町農業集落排水事業特別会計予算

日程第8 議案第38号 平成27年度下郷町宅地分譲事業特別会計予算

○議長（佐藤一美君） この際、日程第2、議案第32号 平成27年度下郷町一般会計予算の件から日程第8、議案第38号 平成27年度下郷町宅地分譲事業特別会計予算までの件7件を一括議題といたします。

お諮りいたします。ただいま一括議題となっております議案につきましては、会期中に各常任委員会に付託され、詳細なる説明を受ける予定でありますので、会議規則第37条第2項の規定により、議案の説明を省略することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 異議なしと認めます。

議案の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。ただいま議案説明の省略が決定され、議案の質疑についても、各常任委員会に付託の後、詳細に行いますので、これからの質疑は過般町長が行いました提案理由の説明の内容について行います。

ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。会議規則第37条第1項の規定により、議案第32号 平成27年度下郷町一般会計予算及び議案第38号 平成27年度下郷町宅地分譲事業特別会計予算の2件を総務文教常任委員会に、議案第33号 平成27年度下郷町国民健康保険特別会計予算から議案第37号 平成27年度下郷町農業集落排水事業特別会計予算までの5件を産業厚生常任

委員会に、それぞれ付託し審議願いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号 平成27年度下郷町一般会計予算及び議案第38号 平成27年度下郷町宅地分譲事業特別会計予算の2件を総務文教常任委員会に、議案第33号 平成27年度下郷町国民健康保険特別会計予算から議案第37号 平成27年度下郷町農業集落排水事業特別会計予算までの5件を産業厚生常任委員会に、それぞれ付託し審議することに決定しました。

---

### 日程の追加

○議長（佐藤一美君） お諮りします。

過般、産業厚生常任委員会に付託の継続審査になっておりました陳情第1号 町道湯野上小野線無散水消雪施設の設置に関する陳情、陳情第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情の件につきましては、先般3月12日に開催されました産業厚生常任委員会において審議を終了し、その結果について産業厚生常任委員会委員長より、請願・陳情審査報告書の提出がなされております。この件につきましては、去る3月10日開催の議会運営委員会で協議したところ、一般質問終了後直ちに日程に追加し議題とすべきである旨の話し合いがなされておりますので、議会運営委員会で協議されました議事運営に沿って議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 異議なしと認めます。

よって、直ちに日程に追加し、議題に追加することに決定いたしました。

追加議事日程を配付します。

（資料配付）

○議長（佐藤一美君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 配付漏れなしと認めます。

---

### 追加日程第1 請願・陳情

○議長（佐藤一美君） これから追加日程第1 請願・陳情を議題といたします。

産業厚生常任委員会に付託の継続審査になっておりました陳情第1号 町道湯野上小野線無散水消雪施設の設置に関する陳情、陳情第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情の2件について、お手元に配付のとおり請願・陳情審査報告書が提出されておりますので、委員長より報告を求めます。

産業厚生常任委員長、佐藤盛雄君。

○産業厚生常任委員長（佐藤盛雄君） 産業厚生常任委員会委員長の佐藤盛雄でございます。皆様のお手元にお配りしてあります報告書に基づきましてご報告申し上げます。

本委員会に付託の請願・陳情を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則

第89条第1項の規定によりご報告申し上げます。

記といたしまして、1、付託年月日、平成26年3月11日。2、件名、陳情第1号 町道湯野上小野線無散水消雪施設の設置に関する陳情。3、審査の結果、趣旨採択すべきものと決しました。4、審査日、平成26年3月11日、同じく6月9日、同じく9月12日、同じく11月6日、同じく12月15日、平成27年3月12日。5、出席委員名、出席委員は、平成26年3月11日が佐藤一美君、星輝夫君、室井亜男君、星嘉明君、佐藤勤君、そして私であります。昨年の3月委員会の構成がえがありまして、その後の委員会構成が変わっております。平成26年6月9日からは、星輝夫君、室井亜男君、星嘉明君、猪股謙喜君、小玉智和君、そして私であります。6、欠席委員は、平成26年9月12日、星嘉明君、小玉智和君が欠席であります。

続きまして、付託年月日、平成27年3月12日。件名、陳情第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情でございます。審査の結果、採択すべきものと決しました。審査日、平成27年3月12日。出席委員は、星輝夫君、室井亜男君、星嘉明君、猪股謙喜君、小玉智和君、そして私であります。欠席委員はありませんでした。

以上ご報告申し上げます。よろしく慎重審議お願い申し上げます。

○議長（佐藤一美君） これから委員長報告に対する質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから陳情第1号 町道湯野上小野線無散水消雪施設の設置に関する陳情についての件を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は趣旨採択であります。委員長報告のとおり趣旨採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第1号 町道湯野上小野線無散水消雪施設の設置に関する陳情についての件は趣旨採択することに決定しました。

これから陳情第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情についての件を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情についての件は採択することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

再開本会議は3月20日であります。議事日程並びに3月18日、19日に審議されます各常任委員会の説明者分担表を配ります。

(資料配付)

○議長（佐藤一美君） 配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（佐藤一美君） 本日はこれにて散会いたします。

本日はまことにご苦労さまでございました。(午後 2時24分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成27年3月17日

下郷町議会議長

同 署名議員

同 署名議員

平成27年第1回下郷町議会定例会会議録第3号

|                                                |                         |                     |     |           |            |
|------------------------------------------------|-------------------------|---------------------|-----|-----------|------------|
| 招 集 年 月 日                                      | 平成２７年３月１２日              |                     |     |           |            |
| 本会議の会期                                         | 平成２７年３月１２日から３月２０日までの９日間 |                     |     |           |            |
| 招 集 の 場 所                                      | 下郷町役場議場                 |                     |     |           |            |
| 本 日 の 会 議                                      | 開議                      | 平成２７年３月２０日　午前１０時００分 |     |           | 議長 佐 藤 一 美 |
|                                                | 閉会                      | 平成２７年３月２０日　午後　４時０３分 |     |           | 議長 佐 藤 一 美 |
| 応 招 議 員                                        | １番                      | 星                   | 正 延 | ２番        | 佐 藤 孔 一    |
|                                                | ３番                      | 佐 藤                 | 勤   | ４番        | 星 嘉 明      |
|                                                | ５番                      | 佐 藤                 | 盛 雄 | ６番        | 星 政 征      |
|                                                | ７番                      | 猪 股                 | 謙 喜 | ８番        | 室 井 亜 男    |
|                                                | ９番                      | 山 田                 | 武   | １０番       | 星 輝 夫      |
|                                                | １１番                     | 小 玉                 | 智 和 | １２番       | 佐 藤 一 美    |
| 不 応 招 議 員                                      | なし                      |                     |     |           |            |
| 出 席 議 員                                        | １番                      | 星                   | 正 延 | ２番        | 佐 藤 孔 一    |
|                                                | ３番                      | 佐 藤                 | 勤   | ５番        | 佐 藤 盛 雄    |
|                                                | ６番                      | 星                   | 政 征 | ７番        | 猪 股 謙 喜    |
|                                                | ８番                      | 室 井                 | 亜 男 | ９番        | 山 田 武      |
|                                                | １０番                     | 星                   | 輝 夫 | １１番       | 小 玉 智 和    |
|                                                | １２番                     | 佐 藤                 | 一 美 |           |            |
| 欠 席 議 員                                        | ４番                      | 星                   | 嘉 明 |           |            |
| 会議録署名議員                                        | ２番                      | 佐 藤                 | 孔 一 | ３番        | 佐 藤 勤      |
| 地方自治法第<br>１２１条の規定<br>により説明の<br>ため出席した<br>者の職氏名 | 町 長                     | 星                   | 學   | 副 町 長     | 玉 川 一 郎    |
|                                                | 参事兼総務課長                 | 星                   | 敏 恵 | 参事兼税務課長   | 室 井 孝 宏    |
|                                                | 町 民 課 長                 | 星                   | 昌 彦 | 健康福祉課長    | 渡 部 善 一    |
|                                                | 産 業 課 長                 | 佐 藤                 | 壽 一 | 建 設 課 長   | 室 井 一 弘    |
|                                                | 主幹兼会計管理者                | 星                   | 永津子 | 教育委員会委員長  | 白 石 光 史    |
|                                                | 教育長職務代理者                |                     |     |           |            |
|                                                | 教 育 次 長                 | 五十嵐                 | 正 俊 | 代表監査委員    | 渡 部 正 晴    |
|                                                | 農業委員会会長                 | 渡 部                 | 和 夫 | 農業委員会事務局長 | 湯 田 真 澄    |
| 本会議に職務<br>のため出席し<br>た者の職氏名                     | 事 務 局 長                 | 大 竹                 | 義 則 | 書 記       | 室 井 哲      |
|                                                | 書 記                     | 大 竹                 | 浩 二 |           |            |
| 議 事 日 程                                        | 別紙のとおり                  |                     |     |           |            |
| 会議に付した事件名                                      | 別紙のとおり                  |                     |     |           |            |
| 会 議 の 経 過                                      | 別紙のとおり                  |                     |     |           |            |

平成 2 7 年第 1 回下郷町議会定例会議事日程（第 3 号）

期日：平成 2 7 年 3 月 2 0 日（金）午前 1 0 時開議

開 議

- |         |           |                                                                                   |
|---------|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 日程第 1   | 報告第 1 号   | 専決処分の報告について<br>(専決第 1 号 損害賠償の額の決定及び和解について)                                        |
| 日程第 2   | 議案第 1 号   | 専決処分につき承認を求めることについて<br>(専決第 2 号 平成 2 6 年度下郷町一般会計補正予算（第 5 号）)                      |
| 日程第 3   | 議案第 2 号   | 人権擁護委員候補者の推薦について                                                                  |
| 日程第 4   | 議案第 3 号   | 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定について                                                     |
| 日程第 5   | 議案第 4 号   | 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の設定について                                        |
| 日程第 6   | 議案第 5 号   | 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の設定について                                       |
| 日程第 7   | 議案第 6 号   | 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の設定について                                                 |
| 日程第 8   | 議案第 7 号   | 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の設定について                                     |
| 日程第 9   | 議案第 8 号   | 特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の設定について                                                      |
| 日程第 1 0 | 議案第 9 号   | 教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の設定について                                                     |
| 日程第 1 1 | 議案第 1 0 号 | 下郷町行政手続条例の一部を改正する条例の設定について                                                        |
| 日程第 1 2 | 議案第 1 1 号 | 下郷町介護保険法に基づく地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の設定について                                   |
| 日程第 1 3 | 議案第 1 2 号 | 下郷町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の設定について |
| 日程第 1 4 | 議案第 1 3 号 | 下郷町介護保険条例の一部を改正する条例の設定について                                                        |
| 日程第 1 5 | 議案第 1 4 号 | 下郷町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の設定について                  |
| 日程第 1 6 | 議案第 1 5 号 | 下郷町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護                              |

|         |           |                                                               |
|---------|-----------|---------------------------------------------------------------|
|         |           | 予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の設定について        |
| 日程第 1 7 | 議案第 1 6 号 | 下郷町介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の一部を改正する条例の設定について |
| 日程第 1 8 | 議案第 1 7 号 | 保育の実施に関する条例を廃止する条例の設定について                                     |
| 日程第 1 9 | 議案第 1 8 号 | 下郷町公立保育所条例の一部を改正する条例の設定について                                   |
| 日程第 2 0 | 議案第 1 9 号 | 下郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の設定について                 |
| 日程第 2 1 | 議案第 2 0 号 | 下郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定について                         |
| 日程第 2 2 | 議案第 2 1 号 | 下郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定について                      |
| 日程第 2 3 | 議案第 2 2 号 | 下郷町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の設定について                                 |
| 日程第 2 4 | 議案第 2 3 号 | 下郷町公園条例の一部を改正する条例の設定について                                      |
| 日程第 2 5 | 議案第 2 4 号 | 町道の路線認定について                                                   |
| 日程第 2 6 | 議案第 2 5 号 | 平成 2 6 年度下郷町一般会計補正予算（第 6 号）                                   |
| 日程第 2 7 | 議案第 2 6 号 | 平成 2 6 年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）                             |
| 日程第 2 8 | 議案第 2 7 号 | 平成 2 6 年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）                            |
| 日程第 2 9 | 議案第 2 8 号 | 平成 2 6 年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）                               |
| 日程第 3 0 | 議案第 2 9 号 | 平成 2 6 年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）                             |
| 日程第 3 1 | 議案第 3 0 号 | 平成 2 6 年度下郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 4 号）                           |
| 日程第 3 2 | 議案第 3 1 号 | 平成 2 6 年度下郷町宅地分譲事業特別会計補正予算（第 1 号）                             |
| 日程第 3 3 | 議案第 3 2 号 | 平成 2 7 年度下郷町一般会計予算<br>（総務文教常任委員会報告）                           |
| 日程第 3 4 | 議案第 3 3 号 | 平成 2 7 年度下郷町国民健康保険特別会計予算<br>（産業厚生常任委員会報告）                     |
| 日程第 3 5 | 議案第 3 4 号 | 平成 2 7 年度下郷町後期高齢者医療特別会計予算<br>（産業厚生常任委員会報告）                    |
| 日程第 3 6 | 議案第 3 5 号 | 平成 2 7 年度下郷町介護保険特別会計予算                                        |

(産業厚生常任委員会報告)

日程第 3 7 議案第 3 6 号 平成 2 7 年度下郷町簡易水道事業特別会計予算

(産業厚生常任委員会報告)

日程第 3 8 議案第 3 7 号 平成 2 7 年度下郷町農業集落排水事業特別会計予算

(産業厚生常任委員会報告)

日程第 3 9 議案第 3 8 号 平成 2 7 年度下郷町宅地分譲事業特別会計予算

(総務文教常任委員会報告)

日程第 4 0 議員提出議案第 1 号 下郷町議会委員会条例の一部を改正する条例の設定  
について

日程第 4 1 議員提出議案第 2 号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見  
書の提出について

日程第 4 2 議員派遣の件

追加日程第 1 閉会中の継続審査申出について

追加日程第 2 町長提案理由の説明

追加日程第 3 議案第 3 9 号 教育長の任命について

散 会

閉 会

(会議の経過)

○議長(佐藤一美君) おはようございます。

ただいまの出席議員は11名であります。4番、星嘉明君から遅参の届けがありました。

定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。(午前10時00分)

本日の議事日程は、あらかじめお手元にお配りしましたとおりであります。

---

**日程第1 報告第1号 専決処分の報告について(専決第1号 損害賠償の額の決定及び和解について)**

○議長(佐藤一美君) 日程第1、報告第1号 専決処分の報告について(専決第1号 損害賠償の額の決定及び和解について)の件を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

室井哲君。

(議案朗読)

○議長(佐藤一美君) 本案について説明を求めます。

総務課長、星敏恵君。

○参事兼総務課長(星敏恵君) それでは、私のほうから専決の関係で説明させていただきます。

それでは、2ページのほうをお開きください。専決第1号 損害賠償の額の決定及び和解についてということで、町は平成26年11月2日発生した町道沼尾線での自動車事故について、次のとおり損害を賠償し和解する。1、損害を賠償し和解する相手方として、住所、福島県南会津郡下郷町大字小沼崎字家ノ平乙1450番地1、氏名については芳賀善一氏です。2番の損害賠償の額については9万720円ということで、全国町村会総合賠償補償保険による支払いによるものです。3番の事故の状況でございますが、平成26年11月2日、火防督励のため町消防団小沼崎班の団員が消防ポンプ積載車を運転していたところ、同日の午後6時10分ごろ、町道沼尾線において方向転換を行ったところ、車両後部が和解の相手方の所有の防護柵に接触し損害を与えたものでございます。4番の本件につきましては、損害賠償の額を上記のとおりといたしまして、各当事者ともに将来にわたり一切の異議申し立て、請求訴訟等は行わないとするものでございます。平成27年1月6日専決。下郷町長、星學。

地方自治法の第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。よろしく申し上げます。

○議長(佐藤一美君) これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

8番、室井亜男君。

○8番(室井亜男君) そのガードというか、フェンスが壊れたのですが、自分の車は壊れなかったのか、消防ポンプは。

○議長(佐藤一美君) 町民課長、星昌彦君。

○町民課長(星昌彦君) 町民課長です。私のほうからご説明を申し上げたいと思います。

消防自動車の後部のアルミ鋼板の鉄板部で押したような形になっておりますので、消防自動車については損害はございません。

以上でございます。

○8番（室井亜男君） 了解。

○議長（佐藤一美君） ほかにご質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件は法令に基づく報告でありますので、ご了承願います。

報告第1号 専決処分の報告について（専決第1号 損害賠償の額の決定及び和解について）の件を終わります。

---

**日程第2 議案第1号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第2号 平成26年度下郷町一般会計補正予算（第5号））**

○議長（佐藤一美君） 日程第2、議案第1号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第2号 平成26年度下郷町一般会計補正予算（第5号））の件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井哲君。

（議案朗読）

○議長（佐藤一美君） 本案について議案の説明を求めます。

総務課長、星敏恵君。

○参事兼総務課長（星敏恵君） それでは、4ページのほうをお開きいただきたいと思います。

専決第2号 平成26年度下郷町一般会計補正予算（第5号）につきましては、歳出の総額には変更はございません。内容につきましては、8ページをお開きいただきたいと思います。3款の民生費にきましては、湯野上保育所の食器洗浄器が壊れたことによりまして、新たに更新するための経費として113万4,000円を計上したところでございます。

次に、8款2目の道路維持の除雪委託料でございますが、昨年12月17から18日にかけて全国的に大雪になり、本町でも積雪が75センチとなりまして、除排雪経費がかさみ予算の不足となることから、2,500万円の除排雪経費を専決処分したものでございます。財源調整につきましては、14款の予備費2,613万4,000円を減額したところでございます。

地方自治法第179条第1項本文の規定によりまして、平成27年1月30日に専決いたしましたので、同条第3項の規定により承認を求めるものでございます。よろしく願います。

○議長（佐藤一美君） これから質疑を行います。ご質問ありませんか。

8番、室井亜男君。

○8番（室井亜男君） 保育所の洗浄器が新年度まで待っていらなかったからかえたとい

うことであると思うのですが、その壊れた洗浄器というのは何年ぐらいたっていたのか。  
それと、専決処分で2,500万の除雪料をとってございますが、現在まで除雪費が、新年度予算から総金額で除雪というものがどれだけかかったのか、合計で教えていただきたいと思います。

○議長（佐藤一美君） 答弁を求めます。

健康福祉課長、渡部善一君。

○健康福祉課長（渡部善一君） それで、湯野上保育所の食器洗浄器の件でございますが、食器洗浄器は湯野上保育所開設からずっと使ってございますので、ちょっと年数は定かたございませんが、かなりの年数になっているかと思えます。

それで、年明け早々に壊れまして、職員が手洗いでやっておりましたので、専決処分させていただいて、購入させていただきましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤一美君） 次に、建設課長、室井一弘君。

○建設課長（室井一弘君） 除雪経費について、委託料についてお答えいたします。

4,020万で当初予算いただきまして、12月補正で723万6,000円を補正予算、増額させていただきました。今回専決で2,500万円を計上させていただいて、トータルで7,243万6,000円となっております。ただ、3月補正でこれから2,000万を補正いただくことになります。3月20日現在の委託料の支出は8,648万5,000円でございます。

よろしくお願いいたします。

○8番（室井亜男君） 了解。

○議長（佐藤一美君） ほかにご質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第1号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第2号 平成26年度下郷町一般会計補正予算（第5号））の件を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は承認することに決定いたしました。

---

### 日程第3 議案第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（佐藤一美君） 日程第3、議案第2号 人権擁護委員候補者の推薦についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井哲君。

(議案朗読)

○議長(佐藤一美君) お諮りいたします。

本案につきましては、さきに提案理由の説明がなされておりますので、会議規則第37条第2項の規定により議案の説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号 人権擁護委員候補者の推薦についての件は議案の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お知らせいたします。人事案件に対する討論は行わないことを通例としております。

したがって、討論を省略し、直ちに採決に移ります。

これから議案第2号 人権擁護委員候補者の推薦についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号 人権擁護委員候補者の推薦についての件は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 議案第3号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定について

○議長(佐藤一美君) 日程第4、議案第3号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井哲君。

(議案朗読)

○議長(佐藤一美君) 本案について議案の説明を求めます。

総務課長、星敏恵君。

○参事兼総務課長(星敏恵君) それでは、私のほうから議案第3号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定についてご説明させていただきます。

議案書の11ページから16ページまでとなります。あと、新旧対照表につきましては1ページから5ページまでの対照表となっております。

それでは、この条例につきましては福島県人事委員会勧告による平成27年4月以降の給与制度の総合的見直しに基づく給与改定を実施するため、給与表等を改めるものでございます。

さらに、現行の災害派遣手当に準じ、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び大規模災害からの復興に関する法律の制定に伴いまして、災害派遣手当の支給について所要の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表のほうで説明させていただきます。1 ページの2 条及び2 ページの22 条、2 ページの下段になりますが、関係につきましては現行の災害派遣手当に準じ、新型インフルエンザ等の対策特別措置法及び大規模災害からの復興に関する法律の制定に伴いまして災害派遣手当の支給について所要の改正を行うものでございます。

派遣手当につきましては、町が災害時の派遣要請時等において、環境を整備するために6,620円を限度額に町長が定めるものとされております。

次に、1 ページの11 条の2、下段になりますが、単身赴任手当は基礎額2 万3,000円を3 万円にということで、右側が改正前、左側が改正後ということで3 万円に、加算限度額を4 万5,000円を7 万円に改正するというような内容でございます。

次に、2 ページの18 条の2 の関係につきましては、災害対処等、管理職員の平日深夜、午前零時から午前5 時までを勤務した場合に支給する対象を特別手当として6,000円を超えない範囲で支給するものでございます。これまでは平日のほうはなかったもので、休日のほうでは定められておりましたが、今回平日ということになります。

次に、2 ページの第23 条の2、一番下の段につきましては再任用の住居手当及び単身赴任手当の支給をこれまで再任用についても支給するという改正のものでございます。

次に、3 ページ、新旧対照表、附則の第5 項、特定職員の給料月額の減額支給等につきましては、特定職員の減額支給措置を現給と同様に、32 年の3 月31 日までの5 年間とするということで、これは現給保障ということで、現在総合的見直しの関係で高齢者というのですか、年齢の高い方は減額になっているわけなのですが、それを32 年3 月31 日まで5 年間、現在の給料を保障するというふうな内容でございます。今現在この現給保障数につきましては、4 月で70 人というふうになっております。1 月、定期昇給がございますので、28 年1 月には30 人という形で現給保障数が減ってくるという形になります。

次に、3 ページの別表第1 関係の給料表につきましては、人事院勧告に準じた世代間の給料表の配分、見直しまして、高齢層を中心に下げまして、若年層は引き上げた内容になっております。

別表の給料表、4 ページから5 ページになりますが、この給料表では2 級職員につきましては最高は2,900円のアップになります。6 級職員では、最高1 万4,600円の減額となる給料表になっております。町職員におきましては、若年層の増額ということで現在いる職員の中では4,300円の増額、あと高齢者層につきましては8,300円の減額というふうな形の給料表になっております。

次に、3 ページの7 条関係につきましては、これにつきましては18 年4 月1 日施行の給与構造改革時に措置しておりました現給保障を終期としまして、平成27 年3 月31 日までとする内容でございます。これにつきましては今まで該当がございません。

以上、給与改定の内容についてご説明申し上げました。よろしくお願ひします。

○議長（佐藤一美君）　これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

8番、室井亜男君。

○8番（室井亜男君） ちょっと1つだけ聞いてみたいのですが、10条の2ですか、住居手当は次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。月額9,500円を超える家賃を支払っているものということになりますと、職員の中でこれに該当する者は何人ぐらいいるのか。

もう一つは、第11条の2、単身赴任の手当の月額が3万円、または7万円を超えない範囲内、これは職員の中で11条の2に該当するのは何人ぐらいいるのか、これだけ教えていただきたい。

○議長（佐藤一美君） 答弁を求めます。

総務課長、星敏恵君。

○参事兼総務課長（星敏恵君） 住居手当につきましては、今何人ということは把握してございませんので、ご了承いただきたい。後から報告させていただきたいと思います。

11条の2の単身赴任手当につきましては、通常はないのですが、職員を派遣する場合に、この中でキロ数に応じてこの単身赴任手当を支給するということになります。そして、限度額については7万円ということになりますので、ご了承いただきたいと思います。

○議長（佐藤一美君） 8番、室井亜男君。

○8番（室井亜男君） 先ほど若年が値上がり、高齢者の方がマイナスということになって、プラス・マイナス、職員を全体的に引いたり上げたり、プラスしたりということになった場合、プラスになるのか、マイナスになるのか、ちょんちょんになるのか、引き算をしたり足し算をしたりした場合に、どういうふうになるのか教えていただきたい。

○議長（佐藤一美君） 総務課長、星敏恵君。

○参事兼総務課長（星敏恵君） 今回の当初予算につきましては、先ほど条例のほうで申し上げましたように、現給保障があるということで、減額分については現在の給料表になります。

あと、若年層の額については、アップするということでございますが、アップについては職員で80万円くらいのアップになります。

以上でございます。

○議長（佐藤一美君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第3号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

**日程第5 議案第4号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部  
を改正する条例の設定について**

○議長（佐藤一美君） 日程第5、議案第4号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井哲君。

（議案朗読）

○議長（佐藤一美君） 本案について議案の説明を求めます。

総務課長、星敏恵君。

○参事兼総務課長（星敏恵君） それでは、議案第4号ということで教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件でございますが、議案書の18ページをお開きいただきたいと思います。

新旧対照表の6ページになります。この条例につきましては、昨年12月、人事院勧告によりまして職員の勤勉手当に乗ずる割合が0.15月上げられました。それに伴いまして、福島県の人事委員会勧告において特別職においても期末手当に乗ずる割合を0.15月引き上げるという内容でございます。県人事委員会勧告及び県の取り扱いに準じまして、平成26年12月期に教育長に支給する期末手当の算定基礎額に乗ずる割合を改正するものでございます。この改正につきましては、平成26年12月期のみの改正になります。

第2条2項におきましては、平成26年12月期に支給する期末手当に乗ずる割合を現行の100分の150から100分の165として0.15月を引き上げる内容となっております。

この施行につきましては、公布の日から支給しまして、平成26年の12月1日から適用するというもので、これも議員の皆様と同様に、12月に支給する内容となっております。

以上でございます。

○議長（佐藤一美君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第4号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

**日程第6 議案第5号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の設定について**

○議長(佐藤一美君) 次に、日程第6、議案第5号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井哲君。

(議案朗読)

○議長(佐藤一美君) 本案についての議案の説明を求めます。

総務課長、星敏恵君。

○参事兼総務課長(星敏恵君) それでは、私から議案第5号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の設定についてご説明させていただきます。

それで、議案書の20ページをお開きいただきたいと思います。

新旧対照表の7ページになります。これにつきましても県人事委員会勧告及び県の取り扱いに準じまして、議会議員に支給する6月期と12月期に支給される期末手当の算定基準額に乗ずる割合を改正するものでございます。県の取り扱いによりまして、附則においては、平成26年12月期に支給する割合を改正し、12月1日から適用する内容となっております。

改正内容につきましては、新旧対照表のほうで説明させていただきます。第5条の第2項関係につきましては、期末手当の算定基礎額に乗ずる割合について、6月期を100分の140から100分の147.5月に、0.075月引き上げるものでございます。12月期においては100分の150から100分の157.5に、0.075月に改め、合わせて0.15月を引き上げるものでございます。これは、27年の4月1日からの適用になります。

次に、附則第5条関係につきましては、平成26年の12月に支給する算定基礎額に乗ずる割合は、現行の100分の150から100分の165に、0.15月引き上げまして、附則においては26年12月1日から適用するもので、今回の補正予算に期末手当分として46万2,000円計上しているところでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(佐藤一美君) これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

8番、室井亜男君。

○8番(室井亜男君) 我々の議員のこういうふうなものは、町長だとか教育長がやった後ろに持ってきてもらいたいのですが、何かいつもこういうふうの前に持ってくるのですね。後ろに持ってきてもらいたいというようなことを前言ったこともあるのです。

1つは、聞きたいのは、人事院勧告で、この時期に上げた理由というものがあると思

うのです。国並びに人事院勧告、なぜ上げたのか。考えてもいないことがこれ上がってきているということ。なぜなのでしょう。今まで減らす減らす減らす。

もう一つは、この後に出てくる、議案第8号で出てくる特別職報酬等審議会というのがあるのです。我々の議員の報酬だとか、そういうようなものが特別職報酬等審議会等かけないと、諮問してきましたと、こちらのほうで妥当ですよというようなことがよく言われるのです。三役並びに議員の報酬というものが。そうした場合に、こういうふうには値上げをした場合に、人事委員会がこういうふうなことを認めた場合には特別職報酬等審議会等にはかけなくてもよろしいのでしょうか。そちらのほうで認めないで、ただ単なる値上げしますよというようなことで、自分のを自分で決めるのですからいいのですかというようなことになれば、私たちは特別職報酬等審議会等というものがつくられているわけですから、やはりそれらも町長並びに教育長、そういうようなものも全て特別職ですから、考えざるを得ないのかなというようなこともあるのですが、それはやらなくてもいいのかどうか。

○議長（佐藤一美君） 答弁を求めます。

総務課長、星敏恵君。

○参事兼総務課長（星敏恵君） 今回の期末手当につきましては、人事院勧告の中で職員については勤勉手当の0.15月のアップということで12月に提案させていただきました。その後、12月以降、県の人事委員会のほうで今度特別職のほうに期末手当分としてその同率をアップするというような形の協議が行われまして、人事委員会の中で職員と同様に、今回の期末手当の中で0.15月を上げるというような流れになっておりました。

あと、それと報酬審議会等のほうでございますが、これまでのベースアップ等々含めまして、人事院勧告に伴うものにつきましてはこれまで慣例上、報酬審議会については開かれておりませんでした。

以上でございます。

○議長（佐藤一美君） いいですか。

○8番（室井亜男君） いいです。

○議長（佐藤一美君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第5号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（佐藤一美君） 異議なしと認めます。  
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

**日程第 7 議案第 6 号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の設定について**

- 議長（佐藤一美君） 次に、日程第 7、議案第 6 号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井哲君。

（議案朗読）

- 議長（佐藤一美君） 本案について議案の説明を求めます。

総務課長、星敏恵君。

- 参事兼総務課長（星敏恵君） それでは、議案書の 22 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 6 号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の設定についてご説明させていただきます。

議案書の 22 ページと新旧対照表の 8 ページから 9 ページになります。これにつきましても人事委員会に係るものにつきましては、議案第 5 号と同様の改正となりますので、説明については省略させていただきます。

あわせて改正される改正地方教育行政法の施行に伴いまして、教育長の給与等の支給根拠が自治法に定められていることから、町長等給与等条例に教育長を追加する規定となり、旧教育長に対する給与等の支給条例、議案第 4 号での条例については廃止となる内容でございます。

主な改正点でございますが、第 1 条及び別表関係につきましては教育長の給与等の支給根拠が自治法の第 204 条になることから、町長等の給与等の条例に教育長を追加する形で規定するものでございます。

2 条、第 3 条及び別表第 1 関係につきましては、町長等の給与等条例に別表は 1 つであるため、別表第 1 を別表に改正するものでございます。

附則の第 4 項については、旧教育長に対する給与等の支給条例を廃止するものでございます。

附則第 5 項につきましては、別表第 1 を運用していたための改正によるものでございます。

施行日につきましては、人事院勧告に係るものにつきましては公布の日。ただし 26 年 12 月期の期末手当に係る規定につきましては、平成 26 年 12 月 1 日から適用となる内容でございます。

よろしく申し上げます。

- 議長（佐藤一美君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

5 番、佐藤盛雄君。

○5番（佐藤盛雄君） ご質問します。

先ほどの議案第4号で、教育長の期末手当の率が6月支給分は140、12月支給分は165に条例が変わったわけですね。そして、今回の教育長の期末手当の額が、第4条中の140を147.5に改める。これはいいですね。その次、140の150というのは、これは間違いではないですか。第4条で160に条例改正したのですよ。だから、160を157.5に改めるというふうにするのが正しい表現だと思うのですが、その辺はどういう扱いにするのでしょうか。

○議長（佐藤一美君） 総務課長、星敏恵君。

○参事兼総務課長（星敏恵君） この条例につきましては、6月期と12月期に支給する率でございます。先ほどの教育長の部分につきましては、平成26年の12月1日からということとで、12月期に支給する分の支給率でございます。

教育長の場合には、先ほど議員の方、あと教育長の説明申し上げましたが、教育長の先ほどの議案については3月31日までの条例ということになります。

それで、12月期にその0.15月を支払うという条例の内容でございます。

○議長（佐藤一美君） 5番、佐藤盛雄君。

○5番（佐藤盛雄君） そうすると、先ほどの第4条の条例を改正したあれば27年の3月31日までの効力が発生すると、これどこに書いてあるのですか。

○議長（佐藤一美君） 総務課長、星敏恵君。

○参事兼総務課長（星敏恵君） 今のは、教育長の部分ですよ。

○5番（佐藤盛雄君） 教育長の部分。

○参事兼総務課長（星敏恵君） これにつきましては、議案第6号においての附則の第4項について、条例を廃止するのだということです。

○5番（佐藤盛雄君） もう一度。

○参事兼総務課長（星敏恵君） 議案書の22ページになります。

○議長（佐藤一美君） いいですか。

○5番（佐藤盛雄君） わかりました。

○議長（佐藤一美君） ほかにご質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第6号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第 8 議案第 7 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の設定について

日程第 9 議案第 8 号 特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の設定について

日程第 10 議案第 9 号 教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の設定について

○議長（佐藤一美君） 次に、日程第 8、議案第 7 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の設定について、日程第 9、議案第 8 号 特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の設定について、日程第 10、議案第 9 号 教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の設定についての件まで 3 件を一括議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井哲君。

（議案朗読）

○議長（佐藤一美君） 本案について議案の説明を求めます。

議案第 7 号から 8 号については総務課長、星敏恵君、議案第 9 号については教育次長、五十嵐正俊君に順次説明を願います。

総務課長、星敏恵君。

○参事兼総務課長（星敏恵君） それでは、初めに議案第 7 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の設定について、ご説明をさせていただきます。

これにつきましても改正地方教育行政法の施行に伴いまして、旧教育長及び教育委員長の制度の廃止に関する規定を整備するものでございます。

議案書の 24 ページと、新旧対照表の 11 ページをお開きいただきたいと思います。

改正内容につきましては、4 条第 2 項関係につきましては、教育委員たる旧教育長の旅費の額については別表第 1 に掲げる教育委員に支給する旅費の額は適用せずに、旧教育長に対する給与等の支給条例で定める額としていた例外規定を、削除するものでございます。

別表第 1 関係につきましては、教育委員制度が廃止されることから、教育委員長の報酬に関する規定を削ることになります。

施行期日につきましては、この条例は改正地方教育行政法の施行日、平成 27 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

続いて、議案第 8 号になりますが、特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の設定についてご説明申し上げます。

議案書の 26 ページと、新旧対照表の 12 ページになります。

改正地方教育行政法の施行に伴いまして、教育長の位置づけが一般職から常勤の特別

職に変わることから改正するものでございます。そのため特別職報酬等審議会に諮問することとなる特別職の範囲を整理するものでございます。

改正内容につきましては、諮問する特別職の範囲をこれまでの議会議員、町長、副町長に加えて、教育長を加えるという内容でございます。

施行期日につきましては、平成27年の4月1日から施行となるものでございます。

○議長（佐藤一美君） 教育次長、五十嵐正俊君。

○教育長職務代理者教育次長（五十嵐正俊君） 議案第9号 教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の設定についてご説明させていただきます。

今ほど総務課長から第7号、8号ということで地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正されたということで、このことによりまして教育長は常勤とし、法律または条例に特例の定めがある場合を除くほかは、その職務に専念しなければならないとされました。このため、その免除特例について必要な事項を、条例として設定したく提案するものであります。

28ページをお開きいただきたいと思います。第1条では、本条例を設定する目的を、第2条でもってその特例を（1）から（3）により規定したところでございます。

その下、（その他）として、第3条では特例に関しその他必要な事項は教育委員会規則で定めるとしてあります。

施行日につきましては、法の施行日と同じく平成27年4月1日となつてございます。

以上で説明終わります。よろしくお願いします。

○議長（佐藤一美君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

8番、室井亜男君。

○8番（室井亜男君） 二、三ちょっと聞いてみたいのですが、特別職報酬等審議会というもののメンバーというものは決まっているのでしょうか。今はいないのかどうか。

（「これ教育長のあれだよ」の声あり）

○8番（室井亜男君） 特別職の報酬等審議会のこと聞いているのです。議案8号のこと聞いているのだ。特別職報酬等審議会というのはいつごろ開催したのか、私も開催した記憶がこのごろないのですが、いつごろやった記憶あるのか、わかるならば教えていただきたい。

それで、教育長の職務に専念する義務の特例についてお伺いしますが、1条、2条、3条ということで、教育委員会規則で定める場合、3条でも教育委員会規則で定めると、こういうふうなことですが、この規則というものの、一覧表で出るならば教えていただきたい。

○議長（佐藤一美君） 答弁を求めます。

総務課長、星敏恵君。

○参事兼総務課長（星敏恵君） 今のメンバーについては確認させていただきます。

いつごろということについても、これについては大分前から開催していないということで、記憶にないくらいに開催していないのかなというふうに思います。

以上です。

○議長（佐藤一美君） 教育次長、五十嵐正俊君。

○教育長職務代理者教育次長（五十嵐正俊君） 教育委員会で定める規則というものを示せということでございますが、この規則につきましてはこの4月の定例会で定める予定としております。この教育委員会で定める教育長の職務に専念する義務の免除の内容につきましては、教育長には町関係の関係団体の教育長職として入っているいろんな団体、協議会等に入っている事例がございます。そういった会議に出席する場合においては、特例として義務免除を許しますよと。あるいは免許の更新、あるいは教育関係団体への会議の出席、こういったものを教育委員会で定めて、特例として認めるということを想定してございます。

以上です。

○議長（佐藤一美君） 総務課長、星敏恵君。

○参事兼総務課長（星敏恵君） 私のほうから特別職報酬の審議会の関係なのですが、これにつきましては委員6人をもって組織、その委員については下郷町の区域内の公共的団体等の代表者、そのほか住民のうちから必要の都度、町長が任命するという事になっております。

よろしくお願いします。

○議長（佐藤一美君） 8番、室井亜男君。

○8番（室井亜男君） 特別職報酬等審議会ということは、確かに私も記憶にこのごろないものですから、大分やらないということで、いつごろやったのか、後で結構ですから、教えてください。

教育委員会、ここに教育委員会規則で定めるということをちゃんと我々のこの議案として一応出しているわけですから、つくっていないということはおかしいでしょう。つくっていないのか、今回は。私らに一覧表が出ないのか、これコピーで。議長、もう一回お願いします。

○議長（佐藤一美君） 答弁を求めます。

教育次長、五十嵐正俊君。

○教育長職務代理者教育次長（五十嵐正俊君） これらの細かなものについての規則でございしますが、大変申しわけございませんが、規則をまだ定めてございません。この3月の定例会において定めたいというふうに思っているところでございます。

よろしくお願いします。

○議長（佐藤一美君） ほかにご質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第7号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第8号 特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第9号 教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第11 議案第10号 下郷町行政手続条例の一部を改正する条例の設定について

○議長（佐藤一美君） 次に、日程第11、議案第10号 下郷町行政手続条例の一部を改正する条例の設定についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井哲君。

（議案朗読）

○議長（佐藤一美君） 本案について議案の説明を求めます。

総務課長、星敏恵君。

○参事兼総務課長（星敏恵君） それでは、私のほうから議案第10号 下郷町行政手続条例の一部を改正する条例の設定についてご説明申し上げます。

議案書の30ページから31ページと、新旧対照表の13ページから19ページになります。

行政処分に関しまして国民が行政庁に不服申し立てる制度、行政不服審査制度が平成26年の6月に公平性の向上、使いやすさの向上、国民の救済手段の観点から、時代に即した見直しが行われました。

行政不服審査法の改正にあわせまして、行政手続法の一部の改正が行われたことから、下郷町行政手続条例の一部を改正するものでございます。

1つ目といたしましては、法律の要件に適合しない行政指導の中止を求める制度の整備、2つ目としては法令に違反する事実の是正のための処分、3つ目といたしましては行政指導を求める制度を整備するなどの措置を講ずる必要があることから、改正される

ものでございます。

改正条項につきましては、新旧対照表の16ページになりますが、主な改正内容でございますが、16ページの33条の2項、これにつきましては許可の権限の根拠についての条項で定めたものでございます。

続きまして、次のページの17ページにつきましては、34条の2から同条の3項までの条項につきましては、行政指導の中止を求める条項として新たに定めたものでございます。

次に、18ページの34条の3から同条の3項については、法令違反を是正するための処分についての条項を定めたものでございます。

次に、19ページにつきましては、本条の引用部分が条のずれによりまして、下郷町税条例の第4条の2項関係を附則において条例を一部改正した内容でございます。

以上、よろしくお願いします。

○議長（佐藤一美君）　これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第10号　下郷町行政手続条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君）　異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

**日程第12　議案第11号　下郷町介護保険法に基づく地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の設定について**

**日程第13　議案第12号　下郷町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の設定について**

○議長（佐藤一美君）　この際、日程第12、議案第11号　下郷町介護保険法に基づく地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の設定について、日程第13、議案第12号　下郷町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の設定についてまでの2件を一括議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井哲君。

(議案朗読)

○議長(佐藤一美君) 本案についての議案の説明を求めます。

---

#### 動議について

(「議長」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 5番、佐藤盛雄君。

○5番(佐藤盛雄君) この上程されました2案につきましては、第3次の国の一括法の法の施行によっている条例の設定だと思います。開会の日、概要につきましては説明いただいております。よって、この2案についての説明の省略の動議を提出いたします。

○議長(佐藤一美君) ただいま5番、佐藤盛雄君から説明を省略することの動議が提出されました。

この動議は、1人以上の賛成者により成立することになりますが、この動議に賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(佐藤一美君) この動議は、1人以上の賛成者がありましたので成立しました。

お諮りいたします。説明を省略することの動議を議題として採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この動議のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長(佐藤一美君) 起立多数であります。

したがって、議案第11号及び12号について説明を省略することの動議は可決されました。

---

○議長(佐藤一美君) これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

3番、佐藤勤君。

○3番(佐藤勤君) ちょっとご指導いただきたいと思います。

33ページのところでよろしくお願いいたします。第2条の(1)、(2)、(3)とございますね、中ほどに。そのところで下郷町はこの(1)から(3)の中のどこに該当されているのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

それから、もう一つ、このところで、35ページをよろしくお願いいたします。議案第12号のところでございますけれども、なかなか覚えにくい言葉なんですけれども、指定介護予防支援事業者と指定居宅介護支援事業者、これは中身はどのように違うのか、ちょっとご説明していただきたいと。

そして、先ほどの指定介護予防支援事業所、そして指定居宅介護支援事業所は町内ではどのくらいあるのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤一美君） 健康福祉課長、渡部善一君。

○健康福祉課長（渡部善一君） それでは、ご質問にお答えいたします。

第1点目のご質問の議案第11号のほうの地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の関係でございますが、第2条の（1）から（3）の下郷町はどこに当たるのだというご質問でございますが、ここにありますように、第1号被保険者の人数によってその職種、人数が変わってまいります。現在下郷町は第1号被保険者が、26年度で申しますと2,376名になってございますので、ここでいいますと（3）のおおむね2,000人以上3,000人未満ということで地域包括支援センターには保健師、その他これに準ずる者のうちから1人及び社会福祉士または主任介護支援専門員、その他これらに準ずる者のうちから1人ということで、この条項によりまして職員を配置してございます。

あと、次の議案第12号のほうの指定介護予防支援関係のご質問でございますが、介護予防関係につきましては介護の認定の要支援1と2の方が該当します。

あと、介護の支援の関係は介護1から介護5までの段階の方が該当します。

それで、社会福祉協議会ですと、デイサービス等々実施しておりますが、これは両方、介護予防のほうも介護のほうも該当してございます。

○3番（佐藤勤君） 以上です。

○議長（佐藤一美君） ほかにご質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第11号 下郷町介護保険法に基づく地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第12号 下郷町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいまより休憩します。（午前11時07分）

---

○議長（佐藤一美君） 再開いたします。（午前 11 時 15 分）

ただいま答弁いたしました健康福祉課長、渡部善一君より説明の訂正がありますので、許可します。

健康福祉課長、渡部善一君。

○健康福祉課長（渡部善一君） 先ほどの佐藤勤議員からご質問のありました議案第12号関係の指定介護予防支援等の事業の関係でございましたが、社会福祉協議会と申しましたが、誤りでございました。町の地域包括支援センターでございました。申しわけございませんでした。訂正させていただきます。

---

#### 日程第 14 議案第 13 号 下郷町介護保険条例の一部を改正する条例の設定について

○議長（佐藤一美君） 次に、日程第14、議案第13号 下郷町介護保険条例の一部を改正する条例の設定についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井哲君。

（議案朗読）

○議長（佐藤一美君） 本案について議案の説明を求めます。

健康福祉課長、渡部善一君。

○健康福祉課長（渡部善一君） それでは、議案第13号 下郷町介護保険条例の一部を改正する条例の設定についてご説明申し上げます。

それでは、議案書の51ページをお開きいただきたいと思います。介護保険制度も平成12年に創設されて以来、15年を経過しようとしているところでございます。この介護保険制度は、3年ごとに見直しが行われまして、介護保険料につきましてもこれまでの給付実績等により、今後の見込み量を推計しまして、今後3カ年の給付費が賄える介護保険料を設定するものでございます。

町の介護保険の状況を見てみますと、介護保険制度への理解も進みまして、すっかり定着しましたことから、介護認定者数の増加に伴いまして、介護サービス費も年々増加傾向にあります。特に特別養護老人ホーム等の老人福祉施設が飽和状態でありますことから、施設入所待機者の増加傾向を反映しまして、在宅関係の居宅介護サービス費が増加している状況にございます。しかし、平成26年12月に南会津町に50床規模の特別養護老人ホームが開設されまして、また本年7月には本町に80床規模の特別養護老人ホームレジデンスふじの郷の開設が予定されているところでございます。このような状況を踏まえながら、平成27年度から平成29年度までの3年間を計画期間とする第6期介護保険事業計画を策定したところでございます。

介護保険料の算定につきましては、施設入所者数の増加を見込んだ保険料の設定をしたところでございます。

また、国の制度改正に伴いまして第6期計画におきましては所得水準に応じてきめ細かな保険料設定を行うため、保険料の標準所得段階が現行の6段階から9段階へと見直

しが行われたところでございます。

さらに、低所得者の保険料負担を軽減するため、新たに公費が投入されることとなったところでございます。

それでは、議案書の51ページと、新旧対照表の20ページをお開きいただきたいと思います。

介護保険料につきましては、介護保険法施行令第38条により定められているところでございます。

新旧対照表でご説明いたしますと、第3条につきましては、保険料率の年度を平成24年度から平成26年度までを平成27年度から平成29年度までに改正するものでございます。

次に、現行の第1号から第6号までの各所得段階の年額保険料に第7号、第8号、第9号の3段階を新たに追加し、全部で9段階とするものでございます。現行では、第4号が基準額とされておりますが、9段階となりますことから、基準額は第5号というふうになります。第5号の保険料は、新旧対照表の現行で5万8,500円、改正額で5万8,800円が各段階の基準額となり、課税、非課税所得金額等により9段階に分かれ、各段階の保険料率が定められてございます。

第1号につきましては、現行の2万3,400円から2万9,400円に改正しまして、年額で6,000円、月額で500円を増額するものでございます。

第2号につきましては、保険料を現行の2万3,400円から4万4,100円に改正しまして、年額で2万700円、月額で1,725円を増額するものでございます。

第3号につきましては、現行の3万5,100円から4万4,100円に改正し、年額で9,000円、月750円を増額するものでございます。

第4号につきましては、現行の4万6,800円から5万2,920円に改正し、年額で6,120円、月額で510円を増額するものでございます。

第5号につきましては、現行の5万8,500円から5万8,800円に改正しまして、年額で300円、月額で25円を増額するものでございます。

第6号につきましては、現行の7万200円から7万560円に改正しまして、年額で360円、月額で30円を増額するものでございます。

第7号から第9号までの3区分につきましては、新たに追加されるものでございまして、第7号につきましては年額7万6,440円、月額6,370円とするものでございます。

第8号につきましては、年額で8万8,200円、月額で7,350円とするものでございます。

第9号につきましては、年額で9万9,960円、月額で8,330円とするものでございます。

また、2項を追加しまして、1項の規定にかかわらず、第1号、第1段階の方でございしますが、この方の平成27年度、28年度の保険料の減額賦課を行うものでございます。

内容は、基準額の10分の5の保険料から、さらに10分の0.5を軽減しまして、10分の4.5とし、保険料を年額2万6,460円、月額2,205円とするものでございます。これは、今後さらなる高齢化に伴いまして、介護費用増加と保険料負担水準上昇が避けられない中、制度を持続可能なものとするため、介護保険法の改正によりまして公費を投入して低所得者の保険料軽減を行う仕組みが設けられることとなりました。本町では、国の予算措

置等が行われた後、国の基準に従いまして軽減措置を講じる予定でございます。負担割合といたしましては、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1というふうになってございます。

第5条第3項につきましては、賦課期日後に第1号被保険者の資格取得または喪失があった場合の保険料額について規定するものでございます。

附則の第7条につきましては、新たに条項を追加するものでございます。これは、新たな介護予防事業の開始時期について定めるものでございます。日常生活上の支援が必要な高齢者が地域で安心して在宅生活を継続できるよう、かような主体による、かような生活支援サービスを充実強化するため、介護予防・日常生活支援総合事業を実施することが必要になってまいります。この事業では、これまで介護予防給付費としてサービス提供されておりました介護予防通所介護、介護予防訪問看護の2つのサービスが市町村事業として位置づけられるとともに、これらのほか、かような主体によるさまざまな生活支援サービスを提供していくとなります。この事業につきましては、原則といたしまして平成27年の4月1日から開始されることとされておりますが、円滑な制度移行を行うことができるよう、平成29年4月までその開始が猶予されております。

本町では、平成27年度及び28年度の2年間で、かようなサービスのあり方を検討しまして、平成29年の4月1日から介護予防・日常生活支援総合事業を開始することとするため、所要の規定を設けるものでございます。

また、附則の第1条によりまして、本条例の施行期日を平成27年の4月1日とし、第2条により経過措置を定めるものでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤一美君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

8番、室井亜男君。

○8番（室井亜男君） 1つだけ聞いてみたいのですが、1から9まで、介護料を納めている人が何人か。これを納めて、下郷町でこれを介護、例えばうちにいて、介護を受けたり、特老あたりにいて、受ける方もいるわけでしょうが、この受ける方というのは何人ぐらいなのか。この人数だけちょっと教えていただきたい。

○議長（佐藤一美君） 答弁を求めます。

健康福祉課長、渡部善一君。

○健康福祉課長（渡部善一君） それでは、第1点目の保険料についてでございますが、現在見込まれる人数でございますが、第1段階が437人、第2段階が267人、第3段階が152人、第4段階が420人、第5段階、基準となる段階でございますが、554人、6段階が28人、7段階が80人で、8段階が120人、9段階が271人というふうなことで見込んでございます。

あと、サービスの利用状況につきましては、介護予防の関係のサービス利用者が254人、あと地域密着型のグループホーム等でございますが、これの利用者が11名と、施設介護、介護老人福祉施設、これは特老でございますが、68人、介護老人保健施設が25人というふうなことになってございます。

以上でございます。

○8番（室井亜男君） 了解。

○議長（佐藤一美君） ほかにご質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第13号 下郷町介護保険条例の一部を改正する条例の設定についての件  
を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第15 議案第14号 下郷町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業  
の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改  
正する条例の設定について

日程第16 議案第15号 下郷町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サー  
ビスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護  
予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法  
に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の設定につ  
いて

日程第17 議案第16号 下郷町介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施  
設の指定に係る入所定員等に関する条例の一部を改正する  
条例の設定について

○議長（佐藤一美君） この際、日程第15、議案第14号 下郷町介護保険法に基づく指定地  
域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正す  
る条例の設定について、日程第16、議案第15号 下郷町介護保険法に基づく指定地域密  
着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サー  
ビスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正  
する条例の設定について、日程第17、議案第16号 下郷町介護保険法に基づく指定地域  
密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の一部を改正する条例の  
設定についての件まで3件を一括議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井哲君。

(議案朗読)

○議長(佐藤一美君) 本案についての議案の説明を求めます。

---

#### 動議について

(「議長」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 5番、佐藤盛雄君。

○5番(佐藤盛雄君) ただいま3議案が上程されました。

ただいまの議案第14号から16号までに関しましては、第3次の地方分権一括法の改正に基づく、法に基づく条例の設定でございますので、議会開会の当初の日に概要の説明いただきましたので、今回は議案の説明を省略する動議を提出いたします。

○議長(佐藤一美君) ただいま5番、佐藤盛雄君から説明を省略することの動議が提出されました。

この動議は、1人以上の賛成者により成立することになりますが、この動議に賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(佐藤一美君) この動議は、1人以上の賛成者がありましたので成立しました。

お諮りいたします。説明を省略することの動議を議題として採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この動議のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長(佐藤一美君) 起立多数であります。

したがって、議案第14号、15号及び16号について説明を省略することの動議は可決されました。

---

○議長(佐藤一美君) これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

3番、佐藤勤君。

○3番(佐藤勤君) 議案第14号でまたご指導願いたいのですけれども、文言がたくさんありまして、ちょっと理解しにくいので、よろしくお願いいたします。

この第14号につきましては、第9章で看護小規模多機能型居宅介護に、今までの複合型サービスからネーミングが変わると書いてありますけれども、そのところで、それで変わりまして、その施設の規模や内容はこれからどのように変わっていくのか。まず1点。

それから、次に、現在利用されている方、将来その利用者への変化はないのかどうか。

それから、3番目といたしまして、多機能型居宅介護というのはちょっと新しい言葉なのですけれども、全国に比べて、福島県とかにはどのくらいの施設があるのか。

また、下郷町としては、余り聞いたことないのですけれども、その辺もよろしくお願いいたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤一美君） 答弁を求めます。

健康福祉課長、渡部善一君。

○健康福祉課長（渡部善一君） それでは、2点目の利用者数ですか。

（「利用者の変化」の声あり）

○健康福祉課長（渡部善一君） 変化については、特にはないと思います。

あと、施設の数でございますが、県内はちょっと把握しておりませんが、郡内には南会津町にあります、かがやきという施設がこれに該当するものでございます。

最初の複合型サービスが看護小規模多機能型居宅介護に改正するというところでございますが、これにつきましてはこの条例を引用しております福島県の指定居宅サービス等事業の人員及び設備及び運営に係る基準に関する条例というものがございまして、この条例の中で複合サービスから看護小規模多機能型居宅介護ということで変わっておりますので、それを引用して代えてございます。

以上でございます。

○議長（佐藤一美君） 3番、佐藤勤さん。

○3番（佐藤勤君） ちょっと1つだけお願いいたします。

従来のものと、これからのネーミングが変わった後のサービスの内容はどのようなのでしょうか。大きく変わったところありましたらよろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤一美君） 答弁を求めます。健康福祉課長、渡部善一君。

○健康福祉課長（渡部善一君） 中身については、大きく変更はございません。

○3番（佐藤勤君） ああ、そうですか。では、表紙だけ変えたということですか。

○健康福祉課長（渡部善一君） はい。

○3番（佐藤勤君） わかりました。

○議長（佐藤一美君） ほかにご質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第14号 下郷町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号 下郷町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事

業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号 下郷町介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第18 議案第17号 保育の実施に関する条例を廃止する条例の設定について

日程第19 議案第18号 下郷町公立保育所条例の一部を改正する条例の設定について

日程第20 議案第19号 下郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の設定について

日程第21 議案第20号 下郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定について

日程第22 議案第21号 下郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定について

○議長（佐藤一美君） この際、日程第18、議案第17号 保育の実施に関する条例を廃止する条例の設定について、日程第19、議案第18号 下郷町公立保育所条例の一部を改正する条例の設定について、日程第20、議案第19号 下郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の設定について、日程第21、議案第20号 下郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定について、日程第22、議案第21号 下郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定について件まで5件を一括議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井哲君。

（議案朗読）

○議長（佐藤一美君） 本案について議案の説明を求めます。

---

動議について

（「議長」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 5番、佐藤盛雄君。

○5番（佐藤盛雄君） 議案第17号から21号までの、先ほど上程されました議案につきましては子ども・子育て支援法並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進等の法改正に基づく条例の廃止並びに条例の設定でございます。これに関しましても開会の日に概要の説明いただきました。町長の所信表明にもございました。ということで今回この5件につきましての法案の説明を省略する動議を提出いたしたいと思っております。

○議長（佐藤一美君） ただいま5番、佐藤盛雄君から説明を省略することの動議が提出されました。

この動議は、1人以上の賛成者により成立することになりますが、この動議に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（佐藤一美君） この動議は、1人以上の賛成者がありましたので成立しました。

お諮りいたします。説明を省略することの動議を議題として採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この動議のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤一美君） 起立多数であります。

したがって、議案第17号から21号について説明を省略することの動議は可決されました。

---

○議長（佐藤一美君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

8番、室井亜男君。

○8番（室井亜男君） 開会のときに町長の提案理由の説明の中でも言われたと思うのですが、忘れて、なかなか思い出せなくて、どういうふうになっていたのか、ちょっと説明も私は欲しかったなというのが率直な意見でございますが。

そうしますと、今まで保育所に子供を出す場合には、親がどこかに勤務しているかどうかというようなことがよく言われたり、または架空の中でも勤務しているように書類をつくったりして出していたような記憶がございます。ということになりますと、今回はこの法の改正により、保育所の条例の改正によりそういうふうなことがこれからはなくなったという解釈でよろしいのかどうか。それが1つでございます。

それから、下郷町放課後児童健全育成事業ということでございまして、我々委員会でもこの問題、これを聞いてみたときがございしますが、1時間当たり700円、指導者には上げるということで委員会であったわけですが、最賃にはひっかからなくて、もう少し上げることができなかったのかどうか。この放課後の指導体制というものをやっているみたいですが、もう少し賃金として払うことができないのか。わざわざそれ一本でやっている方もいると思うのですが、もう少し上げることはできないのか。または最賃にひっかからないのかどうか、お伺いをいたします。

○議長（佐藤一美君） 健康福祉課長、渡部善一君、答弁を求めます。

○健康福祉課長（渡部善一君） それでは、ただいまのご質問にお答え申し上げます。

保育所の入所基準の関係でございますが、現在は保育に欠ける者というような言い方をしております。これが今度の法改正によりまして、保育を必要とする者ということに変わっております。その要件でございますが、これにつきましては今お話しありましたように就労、あとはお母さんが妊娠、出産、保護者の疾病、障害、あとは同居または長期入院としている親族の介護とか看護が必要である方、あとは災害復旧、あと求職活動、仕事はしていないのだけれども、今探しているのだというような求職活動、あとは就学、大学生とかなんかでお子さんがいる方もいるかもしれませんので、そういうこと、あるいは虐待やDVのおそれがあること等となっております。

あと、もう一点の健全育成関係の放課後児童クラブの関係でございますが、これにつきましては先ほどご質問の中にありましたように、時給700円ということで今指導員の方にお支払いしております。これにつきましては、教育委員会で実施しています事業と同じ金額でということで、今お支払いしておりますので、今後その額についても教育委員会と検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（佐藤一美君） 教育次長、五十嵐正俊君。

○教育長職務代理者教育次長（五十嵐正俊君） 今、放課後子ども教室等の話が出ましたので補足させていただきます。

放課後子ども教室、児童クラブもそうでございますが、賃金として支払っているのではなく、あくまでも子供たちの面倒を見ていただくボランティア精神でもって見ていただくということで、報償費としてお支払いしているものであり、最低賃金に係るものではないでございます。

以上です。

○議長（佐藤一美君） 8番、室井亜男君。

○8番（室井亜男君） わかりました。

このごろ見ていると、うちの町は保育料というものは全部どなたも無料だということを、どこの市町村だか忘れちゃけれども、新聞でちょっと見たような記憶がございます。そうした場合に、今子供が少ないわけございまして、人口も減っているわけでございますから、将来的にはやっぱりそういうようなことも考えなければならないのかなというのが私の考えでございますが、今我が町は1人の保育料をいただいて、2人目の子供は無料、3人目はどうなっていたか。ちょっとその点、教えていただきますようお願いいたします。

もう一つは、湯野上保育所が何人、しもごう保育所が何人、田島に行っている人が何人と、この人数だけひとつ教えていただきたい。

○議長（佐藤一美君） 健康福祉課長、渡部善一君。

○健康福祉課長（渡部善一君） それでは、保育料の関係でございますが、現在制度としまして、同時入所の2人目以降、これは2人いても3人いてもあれですが、2人目、3人

目は無料になってございます。1人目はいただいております。

あと、湯野上保育所は今度4月から入る子供でございますが、52名でございます。し  
もこう保育所は116名でございます。

以上でございます。

（「田島」の声あり）

○健康福祉課長（渡部善一君） 田島には、広域入所という形で6名の児童が通うことにな  
っております。

○8番（室井亜男君） 了解。

○議長（佐藤一美君） 3番、佐藤勤君。

○3番（佐藤勤君） 議案第21号でちょっとまた教えていただきたいのですが、当事  
業、この放課後、それは最近にない、保護者にとってはありがたいという声がよく聞か  
れます。これは、大ヒット商品かなと私も思っております。これは、このまま続けてい  
ただければと思っておりますけれども、ここ二、三年の当事業の運営上の課題というも  
のはどういうものがあつたのかどうか、これをまず1つと。

それから、あと、支援員の数は支援員の単位ごとに2人以上と定められておりますけ  
れども、支援員はどのように配置されているのか、それもよろしく願いいたします。

それから、あと、支援員と補助員の人数は今25年、26年、どのくらいずついらっしや  
るのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

それと、あともう一点、各事業所の開所日数、江川、旭田、檜原の開所日数は1年に  
何日ぐらいあるのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤一美君） 健康福祉課長、渡部善一君。

○健康福祉課長（渡部善一君） それでは、お答え申し上げます。

この放課後児童健全育成事業に関しましては厚生労働省関係の事業でございまして、  
これにつきましてはただいま下郷町におきましては長期休業期間、夏休み、冬休み、春  
休みの期間を実施してございます。大体年間で三十七、八日だったかと思います。

それで、現在指導員は4名ほどおりまして、現在ちょっと障害を持っている方が参加  
しておりますので、その人がおりますので、今は3名体制で実施してございます。

（「補助員」の声あり）

○健康福祉課長（渡部善一君） 補助員という形ではなくて、その3名でローテーションを  
組んで回しています。

以上です。

○3番（佐藤勤君） 以上です。

○議長（佐藤一美君） 7番、猪股謙喜君。

○7番（猪股謙喜君） この条例でいわゆる子供、小学生までが対象になると思うのですが、  
町の第5次振興計画の中で子育て支援の環境整備や放課後児童の健全育成事業の充実と  
いうのが盛り込まれておりますが、この新しい条例もできました。これによると、あく  
までも保育とか育成、教育とは違うのですが、こういった教育との連携というのはこの

条例には特にうたってはおりませんが、この子育て支援と保育所内における保育のあり方等はこの条例によって変わるのかどうか。幼稚園に近くなるような保育の可能性はあるのかどうか。まず、お尋ねしたいと思います。

それから、この中で小規模事業者という部分がうたわれていたかと思うのですが、こういった部分、いわゆるしもごう保育所、湯野上保育所以外の小規模事業者等の参入等の可能性はあるのかどうかお尋ねいたします。

○議長（佐藤一美君） 健康福祉課長、渡部善一君。

○健康福祉課長（渡部善一君） それでは、お答え申し上げます。

第1点目のご質問でございますが、現在幼保連携と、下郷町に幼稚園はございませんが、幼保連携ということで、この新しい制度になりますと、その就労時間等によりまして、保育できる時間が変わってまいります。認定しまして、第1号認定、第2号認定、第3号認定という形で、例えばパートで就労している方で短い時間の方については7時半から4時半とか、そのぐらいまでの時間で保育を終わるという形で、それ以降については別途1日当たり幾らということではなくて、いろいろな形になってございます。

あと、小規模の可能性でございますが、現在のところはそういう動きは把握してございません。

以上でございます。

○議長（佐藤一美君） 7番、猪股謙喜君。

○7番（猪股謙喜君） 町長にお尋ねしたいのですが、町長のこういった子育てとか、子供に対するいろんな政策、考えておられて、公約にものっていらっしゃるんですが、今後保育所の完全無料化等のこの新条例に当たってのお考え等お聞きしたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤一美君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 7番、猪股謙喜議員の質問にお答えしたいと思います。この条例は条例の改正点でご了解いただきたいと思いますけれども、保育料の改正については、今後やっぱり検討していくような考えは持っていますので、そのときにまた新たな気持ちで対応していきたいと思っています。

以上です。

○7番（猪股謙喜君） ありがとうございました。

○議長（佐藤一美君） ほかにご質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第17号 保育の実施に関する条例を廃止する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第18号 下郷町公立保育所条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第19号 下郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第20号 下郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第21号 下郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいまより休憩します。（午後 零時01分）

---

○議長（佐藤一美君） 再開いたします。（午後 1時00分）

総務課長より発言を求められておりますので、許可します。

総務課長、星敏恵君。

○参事兼総務課長（星敏恵君） それでは、先ほどの室井議員からの住居手当の関係なのですが、これにつきましては13人で、33万2,900円を支払っております。

あと、それと特別職の報酬等の審議会でございますが、何年に開催されたかといいま

すと、平成11年の12月に開催されていましてということでご報告申し上げます。

---

**日程第23 議案第22号 下郷町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の設定について**

○議長（佐藤一美君） 次に、日程第23、議案第22号 下郷町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の設定についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井哲君。

（議案朗読）

○議長（佐藤一美君） 本案についての議案の説明を求めます。

建設課長、室井一弘君。

○建設課長（室井一弘君） それでは、議案第22号 下郷町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の設定についてご説明させていただきます。

道路法において、道路管理者は道路の占用につき占用料を徴収することができるとなっております。これに基づき道路管理者は、その道路の地価水準等を勘案して占用料を徴収しております。

占用料の額については、指定区間の国道においては政令で、その他の県、市町村においてはその市町村ごと、所在ごとに条例で定めることとしております。従来は、占用料の額の決定に当たっては甲乙丙の3区分で定められておりました。区域を3区分に分けて定められておりました。甲については人口50万以上の市、それから乙については甲以外、ですから50万以下の市で、丙については町村という3区分で定められておりましたが、町村においても地価の高騰している区域、それから辺地で地価が安い地域が同じ基準では不公平感があるということで、このたび道路法の改正によってこの区分を第1級地から第5級地までの5区分として国が定めたものでございます。

本町によっては従来は丙の町村に区分されておりましたが、今回は、指定では第5級地に定められたものでございます。この変更に基づいて下郷町の道路占用徴収条例を改正するものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（佐藤一美君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第22号 下郷町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第24 議案第23号 下郷町公園条例の一部を改正する条例の設定について

○議長（佐藤一美君） 次に、日程第24、議案第23号 下郷町公園条例の一部を改正する条例の設定についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井哲君。

（議案朗読）

○議長（佐藤一美君） 本案についての議案の説明を求めます。

建設課長、室井一弘君。

○建設課長（室井一弘君） それでは、議案第23号 下郷町公園条例の一部を改正する条例の設定について説明させていただきます。

一昨年度より整備しておりましたパークゴルフ場ができ上がりまして、ことし1年、芝の養生等でオープンはしておりませんでした、27年オープンの予定でございまして、これに伴い、下郷町公園条例の中に使用料としてパークゴルフ場、町民は無料、町民以外については200円、レンタル用具を使用する場合は100円を加算するという事でこの部分をつけ加えるという条例でございします。

よろしく願いいたします。

○議長（佐藤一美君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

7番、猪股謙喜君。

○7番（猪股謙喜君） 条例はわかりましたが、使用料、町民以外200円の設定の理由、それからレンタル用具の使用料100円、これもあわせて理由をお願いいたします。

それから、これの利用者に向けての利用するための規則等はどうなっているのか。パークゴルフ場を利用するための利用者のための規則ですか、禁止事項等とか、ないのかどうか。

それから、27年度オープンということでしたが、大体27年の何月ぐらいに向けてのオープンなのかお尋ねいたします。

○議長（佐藤一美君） 答弁を求めます。

建設課長、室井一弘君。

○建設課長（室井一弘君） 料金の設定に当たりましては、県内のパークゴルフ場の使用料を資料として、参考として集めさせていただきました。9ホールで設定しているところはございませんので、明確にその比較にはなりません、須賀川あたりのホールであれば、27ホールですが、大人520円、子供310円と、レンタル料は200円。一番小さい18ホールで運営しております新地町に2つあるのですが、新地町、この部分については料金が大人500円、子供300円で、レンタル料は200円。もう一つ、二本松に日山パークゴルフ場

というのがありまして、これも18ホールなのですが、大人500円、子供250円で、レンタル料は定めていないということでございます。ちなみに隣の西郷村、太陽の国パークゴルフ場については、料金設定はしていないということでございます。

うちのほうでは、9ホールしかないということで500円は取れないということで200円。ただ、レンタル料については同じだろうということで100円を設定させていただいたものでございます。

よろしくお願いします。

○議長（佐藤一美君） 教育次長、五十嵐正俊君。

○教育長職務代理者教育次長（五十嵐正俊君） まず、パークゴルフ場の管理等の規則でございまして、これにつきましては本条例をご議決いただきましたならば、コミュニティーセンター等の管理等の規則がございまして、その中にこの料金等を含めて、コミュニティーセンター管理等の職員の規則等がありますので、その中に一緒に入れていきたいというふうに思っているところでございます。

もう一つは、オープンの日でございまして、4月の早い時期にオープンしたいというふうに考えております。遅くとも連休前にはオープンしたいなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○7番（猪股謙喜君） 了解。

○議長（佐藤一美君） 5番、佐藤盛雄君。

○5番（佐藤盛雄君） 料金設定の件なのですが、これから将来的には18ホール整備して、いろんな県内の大会等が想定されるのですが、そういった場合にそういうイベント、あるいは試合等をやる場合には、団体でやる場合の価格設定、こういうのもやっぱり将来検討するべきだと思うのですが、これはあくまでも個人の料金ですが、団体ですと、団体で幾らとか、そういうようなことをやる気はあるかどうか、お尋ねします。

○議長（佐藤一美君） 教育次長、五十嵐正俊君。

○教育長職務代理者教育次長（五十嵐正俊君） ゴルフですので、団体利用とかと、そういったものはございません。あくまでもコース使用料とか用具の使用料のみで、団体で利用するから幾らという料金設定は考えてございません。よろしいでしょうか。

○議長（佐藤一美君） 5番、佐藤盛雄君。

○5番（佐藤盛雄君） 確かにゴルフは個人種目かもしれないのですが、これからのことを想定した場合に、例えばパークゴルフの体験を加味した団体をつくって、何々杯というようなパークゴルフ大会を開いた場合に、湯野上温泉に宿泊してもらって、例えば1泊2日で泊まってもらって、下郷でやってもらうのだという。要するに宿泊を伴って、そういうイベントをやる場合に、団体でやった場合には、では団体でこのチームですと、例えば4人とか5人とかの中で団体で出る場合、大会に。やっぱりそういうことも想定した料金設定も必要ではないかと思うのですが、将来にわたっての考え、町長、どうでしょうか。

○議長（佐藤一美君） 町長、星學君。

○町長（星學君） ただいまの議員の質問については、教育次長、お答えしたとおりでございますが、あくまでも個人競技でございますので、団体さんが開催される場合は団体さんで運営方法を考えていただくことが一番よろしいのではないかと。盛雄議員もゴルフをやっているから、そういう点でやっているはずですよ。そんなことで了解していただきたいのですが。

○議長（佐藤一美君） 5番、佐藤盛雄君。

○5番（佐藤盛雄君） あくまでも個人種目ですけれども、要するに湯野上に宿泊を伴った誘致をやる場合に、ああ、下郷町は団体であれば、例えばこういう割引がありますよとか、だからそういう得点を与えてもいいかなというような考えから、そういう発言をしたわけです。これも将来にわたって町長、検討をお願いできればと思っております。以上です。

○議長（佐藤一美君） 町長、星學君。

○町長（星學君） 誘客あるいは宿泊客の増につながるように、やはりその団体が企画したものに町が公認していくという形でいけば、そういう宿泊客も多くなると思いますから、大いに18ホールできたときには利用していただきたい。まず、9ホールの健康づくりをメインにしてやっていきたいと考えております。

よろしくお願いします。

○5番（佐藤盛雄君） 了解。

○議長（佐藤一美君） ほかにご質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第23号 下郷町公園条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第25 議案第24号 町道の路線認定について

○議長（佐藤一美君） 次に、日程第25、議案第24号 町道の路線認定についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井哲君。

(議案朗読)

○議長(佐藤一美君) 本案について議案の説明を求めます。

建設課長、室井一弘君。

○建設課長(室井一弘君) それでは、議案第24号 町道の路線認定についてご説明申し上げます。

皆様のお手元に町道赤岩線の平面図、資料として添付させていただいておりますので、ごらんいただきたいと思います。

本町道については、町が企業を誘致しました株式会社コトブキ下郷工場に県道からの進入路として整備したものでございます。延長が77.9メートル、幅員が5.6メートルでございます。

よろしく願いいたします。

○議長(佐藤一美君) これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

3番、佐藤勤さん。

○3番(佐藤勤君) ちょっと教えてください。

これで町道が全部で町では何本になって、総延長がどのくらいあるのか教えていただけますか。わかれば結構です。

○議長(佐藤一美君) 答弁を求めます。

建設課長、室井一弘君。

○建設課長(室井一弘君) 申しわけございません。ただいま手元に資料がございませんので、後ほど答えさせていただきます。

○3番(佐藤勤君) わかりました。

○議長(佐藤一美君) ほかにご質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第24号 町道の路線認定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第26 議案第25号 平成26年度下郷町一般会計補正予算(第6号)

日程第27 議案第26号 平成26年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)

日程第 28 議案第 27 号 平成 26 年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 29 議案第 28 号 平成 26 年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）

日程第 30 議案第 29 号 平成 26 年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）

日程第 31 議案第 30 号 平成 26 年度下郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 4 号）

日程第 32 議案第 31 号 平成 26 年度下郷町宅地分譲事業特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（佐藤一美君） この際、日程第26、議案第25号 平成26年度下郷町一般会計補正予算（第6号）の件から日程第32、議案第31号 平成26年度下郷町宅地分譲事業特別会計補正予算（第1号）の件まで7件を一括議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井哲君。

（議案朗読）

○議長（佐藤一美君） 本案について議案の説明を求めます。

議案第25号については総務課長、星敏恵君、議案第26号、議案第27号については町民課長、星昌彦君、議案第28号については健康福祉課長、渡部善一君、議案第29号については建設課長、室井一弘君、議案第30号については産業課長、佐藤壽一君、議案第31号については総務課長、星敏恵君、順次説明を願います。

総務課長、星敏恵君。

○参事兼総務課長（星敏恵君） それでは、私から議案第25号 平成26年度下郷町一般会計補正予算（第6号）につきまして説明させていただきます。

126ページになりますが、既決予算の総額から4,380万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ45億4,713万2,000円とするものです。

次に、131ページをお開きいただきたいと思います。第2表の地方債の補正についてご説明申し上げます。

初めに、公共事業等の事業債、これにつきましては経営体育成基盤整備事業につきましては倉檜圃場整備事業の本年度の事業費確定に伴いまして、事業負担の減により地方債の限度額1,460万円から335万円を減額し、1,125万円とするものでございます。

次に、過疎対策事業債、一般分につきましてはパークゴルフ場の整備事業の確定に伴うものと、定住促進住宅整備事業の実施計画委託料の減額に伴いまして、地方債の限度額9,770万円を4,870万円に減額し、4,900万円とすると、限度額を定めるものでございます。

次に、緊急防災・減災事業債につきましては、南会津地方広域市町村圏組合が事業主体の消防救急デジタル無線整備事業が当初は全額起債事業でありましたが、国庫補助事業としての対象になったことから、限度額1億1,870万円から2,530万円を減額しまして、9,340万円と限度額を定めるものでございます。

次に、補助・直轄災害復旧事業費につきましては農業施設災害現年災害復旧費の十文字流石の災害復旧工事が事業費の変更に伴いまして、起債限度額1,290万円から330万円を減額し、960万円に定めるものでございます。

続いて、132ページをお開きいただきたいと思います。第3表の繰越明許費についてご説明申し上げます。

初めに、2款の総務費の1項、総務管理費の社会保障・税番号制度システム整備事業447万3,000円につきましては、12月で議決いただきましたシステム整備委託料を繰り越しし、整備するものでございます。

次に、2款の総務費から10の教育費までの事業につきましては、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業、地方創生の先行型で実施する事業で、5つの事業、合わせて3,259万3,000円となります。

次の7款商工費につきましても同事業の地域消費喚起・生活支援型ということで1,250万円、これらの事業につきましては平成26年度に予算を計上しまして、平成27年度に実施する事業でございます。地方創生の事業内容につきましては、予算の中で詳しく説明させていただきます。

次に、11款の災害復旧費、1項の農林水産業施設災害復旧費の災害復旧事業につきましては、8月の台風11号による被害、十文字堰の改修工事、同じく2項の公共土木施設災害復旧費の災害復旧事業につきましては、同じく8月の台風被害による町道大松川音金線の工事を平成27年度へ繰り越しする事業を繰り越して事業を実施するものでございます。よろしく願いいたします。

次に、136ページをお開きいただきたいと思います。2の歳入の主なものについてご説明させていただきます。

初めに、136ページの1款町税の1目の固定資産税につきましては、償却資産分の減額見込みが見込み額が少なかったために1,057万6,000円の増額計上になります。

次、137ページの6款地方消費税交付金につきましては1,152万7,000円、9款の地方交付税のうち特別交付税が8,510万3,000円の増額計上となっております。

続きまして、138ページをお開きいただいて、13款の国庫支出金、1目社会福祉費国庫補助金の臨時福祉給付金事業補助金につきましては、交付見込み額の確定に伴いまして1,344万円を減額計上するものでございます。

次に、139ページをごらんいただきまして、13款国庫支出金、目の総務費国庫補助金4,000万円が計上されておりますが、これは先ほど繰越明許費のほうでも説明いたしました平成26年度の地域活性化・地域住民生活等の緊急支援交付金事業の地方創生先行型として2,800万円、地方消費喚起・生活支援型として1,200万円、合わせて4,000万円を新たに計上したものでございます。事業内容につきましては、歳出のほうで説明させていただきます。

次に、140ページをお開きください。14款県支出金、9目の農業施設現年災害復旧費補助金につきましては、事業費の確定に伴いまして647万1,000円の減額計上となります。

次に、141ページ、15款の財産収入、4目の物品売払収入でございますが、これにつき

ましては226万8,000円、除雪ドーザ等の売払収入となっております。

142ページをお開きいただいて、17款繰入金、1目の財政調整基金繰入金につきましては1億円を取り崩してございますが、7,000万円今回補正で減額するものでございます。その他繰入金につきましては、事業の確定に伴いまして減額計上するものでございます。

次に、143ページの町債につきましては合わせて8,065万円の減額になりますが、先ほど地方債の補正のほうで説明しておりますので、省略させていただきます。

次に、144ページの1款議会費につきましては、先ほど条例でご承認いただきました県の取り扱いに準じ、12月1日基準日による期末手当を3月に支給するための増額補正でございます。

次に、2款1目の一般管理費の給料から共済費までにつきましては、副町長の不在期間の人件費を含めた減額ということで412万円の減額が主なものでございます。

同じく2目の文書広報費、15節工事請負費につきましては役場庁舎に設置してある防災行政無線操作卓の改修工事の事業費が終了したことに伴いまして373万9,000円を減額するものでございます。

次に、歳入で説明いたしました地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業の中で地方創生先行型では、ページが前後しますが、ご説明申し上げます。

初めに、145ページの2款総務費、6目の企画費の委託料につきましては、国の総合戦略を勘案し、本町の地域の特性を踏まえ、下郷版の総合戦略を策定する地方版総合戦略計画策定業務委託料として972万円が計上してございます。

それと、地域資源の磨き直しによる地域の魅力向上、集客力向上につながる住民一体のまちづくりを支援する湯野上地域整備基本構想策定業務委託料として594万円、合わせて1,566万円が計上してございます。

次に、149ページをお開きいただきたいと思います。149ページにつきましては、3款民生費、3目の老人福祉費の扶助費に高齢者タクシー助成事業700万円が計上してございます。これにつきましては、700万円が下の地方創生先行型になります。

次に、154ページになりますが、6款農林水産業費、3目の農業振興費の下段にあります夢ある農業担い手育成支援事業として366万円、次に162ページの教育費になりますが、10款の教育費、4目の学校給食共同調理場運営費、19節の学校給食費補助金として627万3,000円の事業費が上がってございます。これらの事業につきましては、地方創生の先行型として合わせて3,259万3,000円を計上したところでございます。

それでは、地方消費喚起生活支援型につきましては、155ページに戻っていただきまして、7款の商工費、1目の商工振興費の商工会補助金として消費喚起、プレミアムつきの商品券発行事業として1,250万円を計上いたしております。いずれも平成26年度で予算計上いたしまして、平成27年度への繰り越し事業となりますので、よろしく願いしたいと思います。

次に、146ページに戻りますが、2款の総務費、12目の教育施設整備基金積立金は学校の教育環境の整備のための施設修繕の積立金として今回4,000万円を積み立てるものでございます。

次に、3 款の老人福祉費になりますが、高齢者タクシー助成事業につきましては、中ほどになりますが、先ほど説明した700万の上になりますが、交付実績に伴いまして1,216万円、今回減額計上するものでございます。

以下、150ページから155ページまでにつきましては事業の精査、請差等の処理等によるものでございますので、減額計上となっております。説明を省略させていただきます。

次に、156ページに入りまして、8 款土木費の2 目道路維持費の委託料の除雪委託料につきましては、先ほど1 月30日付で2,500万円の専決処分をさせていただきましたが、その後例年にならぬ降雪によりまして、除雪経費等が不足する状況になったことから、新たに2,000万円を増額計上したところでございます。

同じく4 目の橋梁維持費の積立金につきましては、今後の橋梁の維持補修計画によりまして橋梁整備基金積立金として4,000万円を計上したところでございます。

次に、157ページをごらんいただいて、定住促進住宅建設費では建設のための基本設計、実施設計委託料につきましては基本設計からの見直しということで3,965万円の減額計上となっております。

次に、158ページ、9 款の消防費、1 目の非常備消防費の負担金、南会津地方広域市町村圏組合負担金、これにつきましては広域消防署のデジタル無線の整備事業費の確定に伴いまして2,536万6,000円の減額計上となったところです。

次に、159ページの教育費、2 目の教育振興費でございますが、11需用費に、5 年に1 回の教科書改訂に伴う図書購入として513万5,000円を増額計上してございます。

続いて、160ページから163ページまでにつきましては、先ほども説明した事業費の確定、請け差等による減額計上でございますので、説明を省略させていただきます。

以上、一般会計の主なものの補正について説明させていただきました。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤一美君） 次に、町民課長、星昌彦君。

○町民課長（星昌彦君） 私から議案第26号 平成26年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明を申し上げます。

議案書164ページをお開きください。歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ1,435万4,000円を減額し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ10億709万7,000円にするものでございます。

170ページをお開きいただきたいと思います。2 の歳入についてご説明申し上げます。平成26年度の高額医療費共同事業費等の見込み額の確定による主な補正内容になってございます。

3 款国庫支出金については56万5,000円の減、1 つ飛ばしまして6 款県支出金につきましても同額の56万5,000円の減でございます。

7 款の共同事業交付金について、1 目の高額医療費共同事業交付金の170万4,000円の減、2 目の保険財政共同安定化事業交付金については連合会の再算定によるもので精査した結果、2,061万4,000円の減額計上となっております。

4 款に戻りまして、療養給付費交付金につきましては療養給付費の見込みの確定に伴

いまして支払基金の再算定によるもので909万4,000円の増額計上となります。それぞれの収入見込み額が確定したところでございます。

次に、172ページをお開きいただきたいと思います。3の歳出についてご説明申し上げます。2款の保険給付費の1目一般被保険者療養給付費1,200万円の減につきましては、医療費見込み額の再算定による減額補正でございます。

2款保険給付費、1項高額療養費、1目一般被保険者高額療養給付費につきましては、財源内訳の補正でございます。

続きまして、7款共同事業拠出金につきましては、歳入でもご説明申し上げましたが、事業費の確定に伴いまして、歳出においても1目の高額医療費共同事業拠出金226万円の減額、2目の保険財政共同安定化事業拠出金については16万5,000円の減額計上となります。それぞれの歳出見込み額が確定したところでございます。

予備費につきましては7万1,000円の増額となり、予備費総額を2,521万4,000円に調整したところでございます。

この補正予算につきまして、去る3月4日に開催されました国民健康保険運営協議会におきまして適当である旨の答申をいただいておりますので、申し添えます。

続きまして、議案第27号 平成26年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

議案書174ページをお開きください。歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ254万6,000円を減額し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ6,931万7,000円にするものでございます。

180ページをお開きいただきたいと思います。2の歳入についてご説明申し上げます。1款の後期高齢者医療保険料、1目の特別徴収保険料119万2,000円の減額計上になってございます。2目の普通徴収保険料、1節現年度分98万5,000円の減額、2節の過年度分1万8,000円の減額計上、合計で219万5,000円の減額につきましては平成26年度の調定見込み額の確定に伴い、減額補正をしたもので、現年度分保険料総額を1,312万7,000円、過年度分総額を1万8,000円とするものです。現年、過年の計を合わせまして1,314万5,000円とする内容でございます。

続いて、3款の繰入金についても保険料の額が確定しましたので、保険料軽減分の保険基盤安定繰入金が35万1,000円減額計上し、繰入金総額を2,855万5,000円とする内容でございます。

次に、181ページの歳出についてご説明申し上げます。2款の後期高齢者医療広域連合納付費につきましては、先ほど歳入でご説明申し上げました保険料及び一般会計からの繰入金の減額補正によりまして、歳入と同額の254万6,000円を減額計上しまして、広域連合会の納付するための予算額を6,782万3,000円とする内容でございます。

以上でございます。

○議長（佐藤一美君） 次に、健康福祉課長、渡部善一君。

○健康福祉課長（渡部善一君） それでは、182ページをお開きいただきたいと思います。議案第28号 平成26年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,761万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億2,279万円とする提案内容でございます。

それでは、191ページをお開きください。3の歳出についてご説明申し上げます。1款総務費、1項総務管理費、1目総務管理費の13節委託料でございますが、これは計画策定業務終了によります12万6,000円の減額となっております。

続きまして、2款保険給付費、1項介護サービス等諸費でございますが、1目居宅介護サービス給付費、3目地域密着型サービス費、7目居宅介護福祉用具購入費、8目居宅介護住宅改修費、9目居宅介護サービス計画給付費につきましてはそれぞれ給付見込みの精査によります1,284万円の減額となっております。

続きまして、192ページ、同じく2款保険給付費、3項その他、諸費、1目審査支払手数料につきましては、精査によります15万円の減額であります。

次に、5項高額医療合算介護サービス等費及び7項特定入所者介護サービス等費につきましては、給付見込みの精査によります減額となっております。

193ページをお開きください。続いて、10款の予備費でございますが、財源調整によります397万1,000円の減額となっております。

次に、188ページをお開きください。2の歳入についてご説明申し上げます。3款国庫支出金、1項国庫負担金でありますが、これは再算定によります424万8,000円の減額となっております。

続きまして、3款国庫支出金、2項国庫補助金でありますが、これも再算定によります6万円の減額となっております。

次に、4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金及び2目地域支援事業交付金（介護予防事業）につきましては、再算定によります減額となっております。

189ページ、5款県支出金、1項県負担金及び2項県補助金につきましては、それぞれ再算定によります減額となっております。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金につきましては、再算定による287万4,000円の減額であります。これらは歳出で申しあげました保険給付費の見込み減による減額補正であります。

2目介護予防事業費繰入金、4目その他、一般会計繰入金、5目地域包括支援センター運営費繰入金につきましては、再算定によります減額であります。

続きまして、190ページ、同じく2項の基金繰入金、1目の介護給付費基金繰入金であります。給付見込みが減額計上になったことにより、基金繰り入れが不要になったことから、1,000万円を減額計上するものでございます。

以上、ご説明申し上げましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤一美君） 次に、建設課長、室井一弘君。

○建設課長（室井一弘君） それでは、議案第29号 平成26年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について説明させていただきます。

194ページをお開きください。歳入歳出総額からそれぞれ825万1,000円を減額し、歳入

歳出それぞれ2億1,719万円とする内容でございます。

200ページをお開きください。200ページ、歳入歳出、一緒に説明させていただきます。一般会計からの繰入金511万の減額でございまして、高料金対策として419万2,000円、そして町単独工事費分として91万8,000円、これは中山の中央監視装置設置工事の終了による減額、それから倉檜圃場整備配水管布設替工事、県からの委託事業で減耗控除による一般会計の持ち出し分の減額、事業費確定による減額でございます。

この下の県支出金については、倉檜の圃場整備配水管移設の測量工事の完了に伴うもの、それから小沼崎バイパス設置に伴う田代地区の配水管布設測量の事業完了に伴う減額、それから倉檜圃場整備の配水管移設工事の完了による減額でございます。

歳出に入ります。歳出につきましては、今ほど言いました委託料につきましては、測量設計の委託料の事業完了による減額、それから工事請負費111万8,000円の減額については、県からの委託工事による配水管移設工事、それから中山簡水の中央監視機能新設工事、テレメーターの設置工事の完了による減額でございます。それから、27公課費につきましては、25年度消費税確定による減額補正でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤一美君） 産業課長、佐藤壽一君。

○産業課長（佐藤壽一君） 202ページをお開きください。議案第30号 平成26年度下郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明を申し上げます。

本予算につきましては、歳出予算の補正によるもので、総額に変更はございません。

それでは、206ページをお開きください。1目の農業集落排水事業費でございますけれども、役務費、汚泥処分料、それから13節、処理施設管理委託料、ともに事業費の確定による補正減でございまして、合計の409万8,000円につきましては予備費で調整させていただいております。

以上でございます。

○議長（佐藤一美君） 次に、総務課長、星敏恵君。

○参事兼総務課長（星敏恵君） それでは、宅地分譲事業特別会計について説明させていただきます。

207ページになります。議案第31号 平成26年度下郷町宅地分譲事業特別会計補正予算（第1号）について説明させていただきます。

既決予算の総額から592万4,000円を減額しまして、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ9万6,000円とする内容でございます。

213ページをお開きいただきまして、歳入につきましては分譲地1区画の売り込みが見込みが立たないということで今回補正で減額させていただきます。財産収入として579万3,000円の減額、繰入金として事務費等の確定に伴いまして13万円の減額と、諸収入として1,000円の減額となっております。

214ページをお開きいただいて、宅地分譲費につきましては9の旅費、11の需用費ということでPR関係の事業が終了しましたので、ここで減額計上となっております。

2款の諸支出金につきましては、一般会計からの繰出金につきましては579万2,000円

の減額、予備費で10万円の減額ということで、実績のみの計上となっております。

これにつきましては、いろいろと観光、イベント等に含めまして分譲のPRをやっているわけですが、1区画についてはなかなか売れない現状でございますので、皆様のご協力もお願いしたいと思います。

以上でございます。

（「議長、質問の前で休憩」の声あり）

○議長（佐藤一美君） ただいまより休憩します。（午後 1時59分）

---

○議長（佐藤一美君） 再開いたします。（午後 2時10分）

建設課長より発言を求められておりますので、許可します。

建設課長、室井一弘君。

○建設課長（室井一弘君） それでは、先ほど佐藤勤議員から質問のありました町道の認定本数、それから総距離数についてお答えします。

赤岩線を入れまして、町道の認定本数は総計で720本となります。

総延長は399.48キロメートルでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤一美君） これから質疑を行います。ご質問ありませんか。

8番、室井亜男君。

○8番（室井亜男君） 二、三聞いてみたいと思います。

これページ数、ちょっとわからないものですから、ぱぱっと言いますから。クライנגルテンが168万7,000円ほどマイナスになっていますけれども、これは4棟分ぐらいのことなのかどうか。今4棟あいているのかどうか。

それから、庁舎宿直、民間の宿直の警備のだろうと思うのですが、委託料がマイナス230万4,000円ということになりますと、警備やらないときあったのかどうか。なぜマイナスになっているのか。

高齢者タクシーの助成事業でマイナス1,216万と書かれながら、その下に先行型でまた700万、これどういうふうに解釈すればいいのか、マイナスにしてみたりプラスにしてみたり。

それから、鳥獣被害の報償費に対して40万の補正とってございますが、熊だとか鹿だとか猿だとか、とった金額に払うということの報奨金だと思うのですが、この40万の中にはどういうふうな区別をしたらよろしいのかお願いします。

それから、海の子山の子アドベンチャーなんか、大分ふるさと創生事業であるわけですが、この中で残ったからやったということで、前は海の子の人が、下郷の山の子に放射能があるからということで出席率が悪いからということで、去年とかおとしあたりやらなかったときもあったわけですが、今回はそういうことがなかったのかどうか。

その下のほうにふるさと応援基金積立金というのがございまして、5万円ほど積立金が補正でとってございますけれども、ふるさと応援基金というのは、この5万円をプラ

スして基金というのはどのぐらいになっているのか。この辺まで教えていただきますようお願いいたします。

○議長（佐藤一美君） 総務課長、星敏恵君。

○参事兼総務課長（星敏恵君） それでは、財産管理費の、144ページになりますか。庁舎の宿直民間委託料、登記業務委託料ということで230万4,000円なのですが、この内訳につきましては、庁舎の宿直業務民間委託料554万3,000円ということで請け差で40万2,000円減額になっております。そのほか登記業務委託料として、当初200万とってございましたが、実績で9万8,000円ということで、今後見込みがないということで190万2,000円を減額させていただいております。

以上の内訳です。

○議長（佐藤一美君） 産業課長、佐藤壽一君。

○産業課長（佐藤壽一君） ただいまの8番、室井議員のご質問でございますが、まず1点目、クライנגアルテンのことでございますけれども、予算書、ページでいきますと138ページの2段目でラウベの使用料ということでご指摘のとおり26棟分、しかも25棟は1年間の契約ということで40万円をかけまして1,000万円、途中から1名、7月から昨年度入りまして月割り計算によりまして30万円、1,030万円というふうな形になっております。予算書が当初は1,200万円ですから、その差額170万円の減額というふうなことでございます。

続きまして、予算書でいきますと153ページの農業振興費で報償費、有害鳥獣捕獲報奨金でございますけれども、ただいまの予算現計が83万円になっております。今回40万円を補正させていただきまして、123万円というふうな形になります。その内訳でございますけれども、現在のところ、3月14日現在でございますけれども、連絡いただいているということで、熊が50頭、猿が9頭、イノシシが23頭、鹿が28頭、120頭分については支出予定というふうな形になっております。

それから、3点目の海の子山の子の事業についてでございますが、震災直後の23年だったと思いますけれども、海の子がこちらのほうにおいでになる番でしたということで、そのときは震災の影響で来られませんでした。今回26年度につきましては、その後、隔年で実施しておりますので、2回目のおいでになっていただくというふうな事業の内容でございました。私たちもその震災後の影響ということで心配しておりましたが、結果的に海の子のほうからは、28名が参加しまして、町の子供たち24名と合わせまして52名の参加を得まして、コミュニティーセンター等で実施をしております。ですから、今後、来年は、27年度は行く番ですけれども、28年度はまた来る番というふうなことになりますけれども、ほとんど横浜のほうの保護者には、ご理解をいただいているというふうに感じているところでございます。

以上です。

○議長（佐藤一美君） 健康福祉課長、渡部善一君。

○健康福祉課長（渡部善一君） それでは、私のほうから高齢者タクシーの関係について、お答えさせていただきます。

議案書の149ページの老人福祉費のところの扶助費でございます。高齢者タクシー助成事業、2段にかかっていまして、平成26年度分につきましては、上段のほうになります。それで1,216万円の減額となっておりますが、26年度、対象者を1,866人といたしまして、予算計上いたしました。それで、実際3月5日現在で申請して助成券を受領した方が690人ということで、ある程度の余裕を見まして1,216万円を減額させていただきました。

その下の同じく高齢者タクシー助成事業ということで、これは先ほど総務課長のほうから説明ございましたが、地方創生先行型ということで、これにつきましては今回補正に上げまして、繰り越して27年度分として事業を行うというようなことでございます。これにつきましては、対象者を1,854人、それで今年度からの実績から見まして約700人ということで見まして700万円を計上いたしまして、繰り越して平成27年度に事業化するというようなことでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤一美君） 総務課長、星敏恵君。

○参事兼総務課長（星敏恵君） それでは、私のほうからふるさと応援基金ということで、今現在の残高なのですが、169万1,127円が2月末の現在高でございます。

よろしくお願いします。

○議長（佐藤一美君） 8番、室井亜男君。

○8番（室井亜男君） 報奨金のことでちょっと熊だとかあれが聞きたいのですが、これオール1万円ずつ報奨金ですか。熊にいくら、猿にいくら、単価をちょっと教えていただきたい。

最後になりますが、今年もプレミアム商品券の補正としてございますが、いつものとおり6月とか、また商工会に任せるというようなことになるかと思うのですが、その結果というものが町として、去年、おとしと2年間やったわけですが、町全体にその金が使われたということであるかと思うのですが、活性化になったのかどうか、最後にお尋ねをして終わりにしたいと思います。

○議長（佐藤一美君） 産業課長、佐藤壽一君。

○産業課長（佐藤壽一君） 報奨金につきましては、全て1万円でございます。

2点目のプレミアム商品券の効果ということでございますけれども、産業厚生常任委員の皆さんにつきましても視察ということで途中、プレミアム商品券の発行の実行委員会会長さんに、お話をいただいているところでございます。これにつきましては、十分に町内の活性化になったということで、その場でも、来年以降もぜひ続けていただきたいというふうなことで、また要望もいただいております。それに対しまして町長、来年もというふうなことで、27年度にもやっているような状態ですので、十分に町内での経済効果があったというふうに、認識してございます。

以上です。

○8番（室井亜男君） 了解。

○議長（佐藤一美君） 10番、星輝夫君。

○10番（星輝夫君） 10番の星ですけれども、質問させていただきます。

議案第31号の宅地分譲事業特別会計で質問させていただきますけれども、今までに問い合わせは何件くらいあったのか。それから、面積は幾らくらいあるのか。それから、下水、水道、そこら辺の状態はどういう状態なのか。それから、この計画に消費税は含まれているのか。その4点、ひとつよろしく願いいたします。

○議長（佐藤一美君） 総務課長、星敏恵君。

○参事兼総務課長（星敏恵君） 面積、規格等については、資料持ち合わせございませんので、大変失礼します。

それで、宅地分譲の問い合わせなのですが、現在東京都等へ観光と一体になってチラシ配布、またティッシュ配布しているわけなのですが、今のところここ数年、問い合わせ等はございません。

そして、また区画につきましても1団地、2団地とあるのですが、その奥側のちょうど1区画ということでなかなか場所等についてもそういった懸念の中で売れ残りがあるのかなというふうに思います。

それで、今現在残っている部分については、ナンバー8の部分なのですが、329.14平米、99.56坪になるのですが、これが579万2,900円ということで今この1区画が残っている状態でございます。次年度につきましても、チラシ、ティッシュ等をつくりながら、いろんな広報等も考えていきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

（「消費税は」の声あり）

○参事兼総務課長（星敏恵君） すみません。これにつきましては、税込みになっております。

（「下水とか入っていますね」の声あり）

○参事兼総務課長（星敏恵君） 下水等については、合併浄化槽という形で入っています。

（「合併浄化槽は自分で設置するんですか」の声あり）

○参事兼総務課長（星敏恵君） 合併浄化槽は、自分で設置するということです。

あと、水道については各区画には取り込んであるということでございます。

○10番（星輝夫君） はい、わかりました。

○議長（佐藤一美君） ほかにご質問ありませんか。

5番、佐藤盛雄君。

○5番（佐藤盛雄君） まず歳入から、142ページごらんいただきます。19款の諸収入の雑入、大内宿の駐車場の協力金の30万3,000円減額になっておりますが、大内宿も震災以来、大分入り込み客も減ってきたのですが、昨年あたりから大分戻ってきたというような話でございしますが、現在までの入り込みの数、数量、台数。

それから、当初予定した協力金が幾らで、今回30万3,000円減額したのですが、その実績、どうなっているのかお伺いいたします。

それから、歳出の145ページ、総務費の企画費の13節の委託料、今回国の地方創生の先行型として交付金を受けて、それを先行投資して次年度に事業を執行するということで

ございますが、町の総合戦略計画の策定業務委託料として975万ぐらいを上げておるということでございますが、今回第5次の町の振興計画を策定しました。27年度は、町の過疎計画も見直しがあるということでございます。そういったこととあわせて、どのような総合戦略をお立てになるのか。

それで、この戦略を立てる場合にどういう手順でやるのか。いろいろワークグループをつくって、それに対して取り組むのか。ある程度各地区の聞き取り、あるいは各団体の聞き取りをやって、内容をまとめて、それで業務委託するのか。ただ、最初から業務委託した場合を想定しますと、これ全国一律に交付金が出ているわけですね。ですから、単に業務委託に丸投げしてしまいますと、金太郎あめみたいな、どこも同じような、特色のないような、成果品ができ上がってしまうのではないかという心配があるのです。ですから、町長もいろいろ町の将来のことを考えたことを織り込んだ、そういうようなことをやっていただきたいのですが、その手順とか方法につきましてお伺いいたします。

それと、湯野上温泉の基本構想も同じくどのような手順、どのような内容でこれから業務委託するのかお伺いいたします。

それから、149ページの民生費の中の老人福祉費の扶助費、先ほど室井亜男議員が質問しましたが、高齢者タクシーの件でございますが、実績は690人に1万円のタクシー券を配布したということでございますが、当初の予想の人数からすれば約33%ということで、ちょっと思ったほどの伸びがなかったのかな。

それから、当然1万の券は発行したのですが、要するに3月までで使い切る、1万円の券もまだ使えない券があると思うのですが、今までにそのタクシー会社から上がってきた実績の数量というのはどれだけになっているのでしょうか。

それから、151ページの民生費の中の児童福祉費の20節の扶助費の中で子育て世帯に対する臨時特例給付金が消費税アップに伴って、そういうものが国から交付されているわけですが、この実績、どれぐらいになっているか。141万が減額になっているのですが、この実績がどれだけになったのか。

それから、ページ数でいきますと155ページ、商工費の中の目の観光費の中の15節工事請負費、塔のへつりのトイレの改修費が減額補正されております。27年度期の予算審議しましたが、その中で288万が計上されております。この塔のへつりのトイレ改修工事は当初317万5,000円が多分計上されたと思うのですが、なぜ本年度中に施工できなかったのか。

それから、金額的に26年度の当初予算上げたものと、27年度の当初予算上げた288万と金額が違っておりますが、工事の施工に多少の違いがあるのかどうか、その辺もあわせてお答えいただきたいと思います。

それから、158ページ、消防費の中の非常備消防費として広域消防にデジタル無線の導入による各町村の負担金として、町で補助したわけですが、これの減額が2,536万6,000円として、かなりの金額ですね。当初の予定した、見積もったときの金額が幾らなのか。

それから、入札によって決定した金額が幾らなのか。請け差が幾らになったのか。その辺をお知らせいただきたいと思います。

それから、159ページの教育費の小学校費、2目の教育振興費の中で11需用費513万5,000円、図書費を予定しているということでございますが、これだけの513万5,000円という図書費というのは、私もびっくりしています。なぜこの時期に、これを上げる必要があったのか。

そして、今まで各小学校からの要望で、図書の計画がなかったのか、あったのか。

そして、この513万の本、どのような本をどれだけ買って、どこに配置するのかお伺いします。

それから、160ページの社会教育費の中の社会教育総務費の中で8報償費、放課後子ども教室運営委員の謝礼金として、減額補正されております。それに関する委員の謝礼金、管理員の謝金として、減額されております。

お伺いしますが、先ほど議案第21号で下郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例が先ほど可決されました。その中の第10条の3項に支援員の資格要件等がうたわれております。ですから、今度この条例に基づいて支援員を設置するのか。その辺をお答えいただきたいと思います。

それから、最後に162ページ、教育費の中の学校給食の共同調理場の運営費ということで学校給食費補助金が117万2,000円減額されております。それで、来年度の予算で先行で627万3,000円が予算化されておりますが、今年の、26年度の実績で小学校、保育所を含めて……これは学校給食ですから、学校関係で何人の子供らに幾らの補助金をやったのか。実績をお示しいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（佐藤一美君） 答弁を求めます。

教育次長、五十嵐正俊君。

○教育長職務代理者教育次長（五十嵐正俊君） まず、歳入のほうの大内宿駐車場協力金でございますが、震災以来、確かに順調に伸びてきたところであります。平成24年度は前年比34.98%、25年度は前年比で13.8%、合計で48%ぐらい、23年度比で、25年度は。ただし本年、26年度につきましては前年比で12.51%減ってございます。台数にいたしますと、乗用車で1,300台、マイクロバスで800台、大型バスで2,497台が前年より少なくなっております。そのために26年度の当初予算の算定に当たっては順調に伸びてきたところであり、410万ほど計上したところでございますが、その予算額に対して30万3,000円が減ったということでございます。

続きまして、159ページの需用費で513万5,000円の消耗品、この需用費の使い道につきましては、先ほど総務課長からもありましたように、5年に1度、来年、小学校の教科書が全部改訂されます。このために先生方が使う指導書をこの26年度の補正でもって新学期が始まる前に買う必要があることから、今回の補正に組み込ませていただきました。

なお、この改訂につきましては来年度は中学校が、28年度改訂でございますので、来年度の3月の補正、同時期に指導書の価格が決まらなないと、なかなか予算も組めないところもありますし、新年度では間に合わないところがありますので、毎年度5年に1回ずつこの3月の補正でお願いしているところでございます。

続きまして、教育費の社会教育費の放課後子ども教室でございますが、放課後子ども教室の運営に当たっては授業日数223だと思ったのですが、そのうち190日を見込んで計画を練ってございます。実績において各学校ばらばらですが、平成26年度においては檜小が191日、旭田小が185日、江川小が187日ということで、これらが総体的に開催日が減ったことによって指導員の報償費、謝礼金が減ったための減額ということでその分、その下のほうにありますけれども、謝金95万4,000円が主な要因となってございます。

もう一点、ここでは議案第21号、下郷町放課後児童健全育成事業と、私たちのほうで実施しています放課後子ども教室、私どものほうは文科省管轄の事業でやってございます。健康福祉課長がやっているのは、厚生労働省のほうの関係でございまして、今のを若干説明させていただくと、幼保連携みたいなのをやっていますけれども、うちのほうとしては幼稚園がもうありませんので、この21号とは何ら関係のない事業としてやってございます。

あと、給食費ですが、今年度の実績でしたか。26年度の教育実績。平成26年度の給食につきましては……ちょっと今調べてきます。

（「じゃ、後でまた」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 総務課長、星敏恵君。

○参事兼総務課長（星敏恵君） それでは、私のほうから地方創生の関係についてご説明させていただきます。

今回の地方版の総合戦略計画策定業務委託ということで972万計上してございます。これにつきましては、町村で1,000万円の上限で予算が割り当ててございます。この内容につきましては、地方の人口ビジョンということで、その委託部分は将来の人口部分を含めた総合戦略の計画の中で、どういったビジョンが描けるかという部分のその分の委託料でございます。これについては、地方人口ビジョンの委託料、あと人口変化影響による分析ということで人口の将来展望にわたる調査等と、住民意識調査を含めまして、これにつきましては委託料で実施するというところでございます。

それで、委託料で、並行するわけなのですが、あと地方の創生型、今回の先行型ということで事業、4事業ほどのってございますが、これにつきましては国から26年度で実施する事業を上げなさいということで、26年度で予算化して、27年度で実施するということで、これは国のほうで先行型で26年度で上げなさい。そして、その分の26年度で上げた事業については、今後の地方創生の計画の中での盛り込まれる事業ということで、さきに国のほうからも、了解をもらっている事業ということで、今後の計画の中にはこの4事業が盛り込まれる事業になります。

それと、新たな事業につきましては、これからいろんな形で住民主体とした事業、いろんな意見をもらいながら、そういった下郷町ではどういった事業が取り組まれるのかということで広く意見を求めながら、事業を展開していくということで、今の4事業プラス新たな事業が加わった形で地方創生版ということで出てくるようになります。その計画につきましては、9月ごろまでにその計画書をつくって、国のほうに提出するという形になります。

それから、27年度の事業については、今のところ繰越事業分だけなのですが、今後計画を出すことによって、こういった形で国の予算づけになるかわかりませんが、それに付きましても新たな事業が展開されるということでございます。

計画については、5年間の計画の中で計画書をつくっていくということになります。この事業につきまして、今回第5次の振興計画もできたということで、振興計画と27年度の過疎の計画の見直しも含めながら、整合性をとりながらそういった事業に取り組んでいくということで、とりあえず今年度分については、この4事業について国の了解をいただいて、27年度繰り越しさせていただいて、実施するというような事業でございます。

以上でございます。

○議長（佐藤一美君） 健康福祉班長、渡部善一君。

○健康福祉課長（渡部善一君） それでは、ご質問の149ページの高齢者タクシー助成事業の関係について実績はというご質問でございますが、先ほど人数については609人の申請があって、交付しましたということでお話ししましたが、年代別に中身ちょっと見てみますと、一番多い年代が80歳から84歳で190人、次いで75歳から79歳で150人、次いで85から89歳が120人というようなことの交付人数でございます。合計で609人となります。

あと、使用枚数につきましては、20枚全て使い切ったという方が52人、あと10枚から19枚という方が131人、あと1枚から9枚という方が261人ということでございますが、ゼロという方が165人いらっしゃいます。

それで、金額のほうでございますが、その助成券合計で4,123枚、これ3月5日現在でございますが、4,123枚で、金額にしまして合計206万1,500円というような状況になってございます。

続きまして、子育て世帯に対する臨時特例給付金の関係でございますが、支給実績でございますが、327件で609人、合計で609万円の給付額になってございます。これは、11月末までということでしたが、2月の頭まで約2カ月間延長して、その間何回か勧奨しまして、早目に申請してくださいということでお願いしましたが、最終的に未申請の方が2件、3人ございました。

以上でございます。

○議長（佐藤一美君） 産業課長、佐藤壽一君。

○産業課長（佐藤壽一君） ただいまの5番、佐藤議員の塔のへつりのトイレ改修についてでございますけれども、今回の補正につきましては塔のへつりの駐車場、塔のへつりの下のトイレありますよね。そこのトイレの改修及び自動二輪車、オートバイ等の駐車場ということで整地をしました。

それで、27年度の予算にかかっております部分につきましては、塔のへつり駅の駅舎のほうのトイレを改修して、それに対して補助をするというふうな部分ですので、別物の内容になってございます。

以上です。

（「26年度にできなかった理由は」の声あり）

○産業課長（佐藤壽一君） いや、26年度は執行しました。3月20日工期ということで、きょう完了しましたということで、報告をいただいております。その場所は、塔のへつりのロータリーありますよね。あそこにトイレありますよね。あそこの駅の部分で完成したので、事業費の請け差でもって、今回補正減をさせていただいているということでございまして、27年度分につきましては、今度は違うところの、塔のへつり駅の中のトイレの改修を補助金で会津鉄道が行いますので、補助金でもって、支出するというふうな年度区分になって、場所も違います。

以上でございます。

○議長（佐藤一美君） 総務課長、星敏恵君。

○参事兼総務課長（星敏恵君） それでは、158ページの広域市町村圏の負担金2,536万6,000円の減額なのですが、これにつきましてはデジタル化ということで、26年度から実施しております。総事業費で9億3,137万3,000円なのですが、そのうちの当初1億929万5,000円負担の予定をしておりましたが、国の補助が該当になったということで、これにつきましては旧田島町については、既にデジタル化になっているということで、デジタル化の区域の部分については、国の補助の該当になるということで、その国庫補助をいただけることになった関係で、各町村の負担金が今回減額されているというふうになっています。

それで、今年度、27年度実施につきましては南会津町以外になりますので、これにつきましては補助対象、これは過疎対策事業債のほうで予算化しておりますので、過疎事業のほうで事業を実施、負担をするというような形になっております。

よろしくお願いします。

○議長（佐藤一美君） 教育次長、五十嵐正俊君。

○教育長職務代理者教育次長（五十嵐正俊君） 大変失礼しました。学校給食費の補助金につきましては、平成26年度当初予算については小学校が262名、中学校が159名で積算したところでございます。

実績につきましては、転出転入もございますけれども、延べ人数で232人になってございます。中学校においては、同じく転出も含めまして140人の実績ということになってございます。この補正の内訳につきましては、当初小学校の全児童生徒分、全部の数を入れていましたけれども、その中には他法の制度を利用する、要するに就学援助を受ける子供の数も入っておりましたので、その分はここで減額となったということでございます。

○議長（佐藤一美君） ほかにご質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第25号 平成26年度下郷町一般会計補正予算（第6号）の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第26号 平成26年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第27号 平成26年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第28号 平成26年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第4号）の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第29号 平成26年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第30号 平成26年度下郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第31号 平成26年度下郷町宅地分譲事業特別会計補正予算（第1号）の

件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第33 議案第32号 平成27年度下郷町一般会計予算

日程第34 議案第33号 平成27年度下郷町国民健康保険特別会計予算

日程第35 議案第34号 平成27年度下郷町後期高齢者医療特別会計予算

日程第36 議案第35号 平成27年度下郷町介護保険特別会計予算

日程第37 議案第36号 平成27年度下郷町簡易水道事業特別会計予算

日程第38 議案第37号 平成27年度下郷町農業集落排水事業特別会計予算

日程第39 議案第38号 平成27年度下郷町宅地分譲事業特別会計予算

○議長(佐藤一美君) この際、日程第33、議案第32号 平成27年度下郷町一般会計予算の件から日程第39、議案第38号 平成27年度下郷町宅地分譲事業特別会計予算までの7件を一括議題といたします。

以上7件につきましては、3月17日の本会議においてそれぞれ各常任委員会に付託され、その審査結果が委員会報告書として提出されております。委員会条例第2条に定める建制順序により委員長より報告を求めます。

議案第32号 平成27年度下郷町一般会計予算及び議案第38号 平成27年度下郷町宅地分譲事業特別会計予算の2件については、総務文教常任委員長佐藤勤君より、議案第33号 平成27年度下郷町国民健康保険特別会計予算から議案第37号 平成27年度下郷町農業集落排水事業特別会計予算までの5件については、産業厚生常任委員長佐藤盛雄君より順次報告を求めます。

総務文教常任委員長、佐藤勤君。

○総務文教常任委員長(佐藤勤君) 総務文教常任委員会委員長の佐藤勤でございます。皆さんのお手元に配付してあります委員会審査報告書に基づきましてご報告を申し上げます。

本委員会に付託の審査事件について、会議規則第73条の規定により下記のとおり報告いたします。

記といたしまして、1、付託事件名、議案第32号 平成27年度下郷町一般会計予算、議案第38号 平成27年度下郷町宅地分譲事業特別会計予算。2、審査日、平成27年3月18日。3、出席委員は山田武君、星正延君、佐藤孔一君、星政征君、佐藤一美君、そして私、佐藤勤であります。4、欠席議員はありませんでした。5、説明のための出席者名は記載のとおりであります。6、経過並びに審査の結果、原案を可決すべきものと決しました。

以上、報告申し上げます。

○議長(佐藤一美君) 次に、産業厚生常任委員長、佐藤盛雄君。けがのため、自席での報

告を認めます。

○産業厚生常任委員長（佐藤盛雄君） 大変恐れ入りますが、自席で報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

産業厚生常任委員会委員長の佐藤盛雄でございます。皆様のお手元に配付してあります委員会審査報告書に基づきましてご報告申し上げます。

本委員会に付託の審査事件について、会議規則第73条の規定により下記のとおり報告いたします。

記といたしまして、1、付託事件名、議案第33号 平成27年度下郷町国民健康保険特別会計予算、議案第34号 平成27年度下郷町後期高齢者医療特別会計予算、議案第35号 平成27年度下郷町介護保険特別会計予算、議案第36号 平成27年度下郷町簡易水道事業特別会計予算、議案第37号 平成27年度下郷町農業集落排水事業特別会計予算。2、審査日、平成27年3月19日。3、出席委員は星輝夫君、室井亜男君、星嘉明君、猪股謙喜君、小玉智和君、そして私、佐藤盛雄であります。4、欠席委員はありませんでした。5、説明のための出席者名は総務課長、星敏恵君ほか記載のとおりであります。6、経過並びに審査の結果、原案を可決すべきものと決しました。

以上、報告申し上げます。

○議長（佐藤一美君） ただいま各常任委員長から報告がありましたが、これから各常任委員長の報告に対し質疑を行います。ご質疑ありませんか。

7番、猪股謙喜君。

○7番（猪股謙喜君） 総務委員長にお尋ねしますが、今回の一般会計の審査において下郷作業所ホイップの改修の件については、この81万3,000円の予算化についてどのように議論されたのか教えていただきたいのですが。

○議長（佐藤一美君） 総務委員長、佐藤勤君。

○総務文教常任委員長（佐藤勤君） ただいまの質問の内容につきましては、今ここでお答えはできません、内容をちょっと調べてからではないと、頭の中に入っておりませんので。一応議論いたしまして、皆さんの理解で賛成ということになっていきますけれども、原案のとおりであります。

○議長（佐藤一美君） 質疑ありませんか。

（「事務局で答弁させろ、事務局に。委員長、答弁できなかつたら事務局に答弁させて、課長に答弁させるしかないでしょう。じゃ休憩」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 暫時休憩します。（午後 3時00分）

---

○議長（佐藤一美君） 再開いたします。（午後 3時19分）

議会運営委員会を開催し、その結果、委員長より報告させます。

3番、総務文教委員長、佐藤勤君。

○総務文教常任委員長（佐藤勤君） いろいろとお騒がせをして、まことに申しわけありません。

3月18日の総務文教常任委員会のときに、そのホイップでの補助金のことにつきましてある委員の方から質問がありました。その回答でありますけれども、一応あかまつ荘に今入所されている構成メンバー、つまり町村別の案分で、今後は理事長に、このような補助金の場合にはお願いいたしますというこの回答がありました。そのことにつきまして質問者は、今後は法制化していきたいとの答弁があったので、質問は了解いたしましたということで、そこで私は委員長として、それらを踏まえまして、では採決をいたしますということで、3月18日は採決をいたしました。経緯はそのことです。よろしくお願いします。

○議長（佐藤一美君） 7番、猪股謙喜君。

○7番（猪股謙喜君） あかまつ荘に入っていて、何が決まったのか。

それから、何を今後決めてほしいのかというのが、今の答弁ではわからないのですが、まずあかまつ荘に入所されている人のお話があったわけですね。ホイップとかあかまつ荘に入所されている人というのは、下郷の人が入所されているという話だったのですか。入所されている人がいて、それをもとに補助が決まったというお答えだったのですが、その間が今の答弁だとちょっとわかりにくかったのと。

それから、また質問された方が今後はそういったことのないようにしてくださいということで、その改善をお願いしたのですが、何ををお願いしたのかという部分がちょっと今の答弁ではわからないのですが、そのところをよろしくお願いします。

○議長（佐藤一美君） 3番、佐藤勤君。

○総務文教常任委員長（佐藤勤君） 記録を見ないとちょっと、人間ですから、わからないのですけれども、いわゆるあかまつ荘には下郷とか田島とかと、各町村の人たちがいらっしやると思います。下郷では恐らく7割方、ご利用なさっているのではないかと思います。たまたまホイップは下郷の町内にあるということで、その修理をしたいということで補助金81万3,000円ですか、それをお願いしたいということで委員長として採決をしたわけですが、それは田島とか下郷とかの入所者を案分をして、その案分でこれから割り出して、補助金を出しましょうということを理事長にお願いをしたと、答弁したと、そういうことです。つまり下郷だけのあれではなくて、案分をして、田島には大勢いけば田島のほうからと、下郷に大勢いけば下郷からと、案分をして、そういうことでこれからやってくださいよということで、理事長にお願いをしたということです。答弁の方。そして、質問者は了解いたしました。ということで、私は委員長として、では採決をお願いしますということなので。きょうは、ここまでしかお話はできません。

以上です。

○議長（佐藤一美君） 7番、猪股謙喜君。

○7番（猪股謙喜君） 今理事長にお願いしたということなのですが、あかまつ荘、またはホイップが下郷町に対して補助申請を出したからこの予算がついたのですよね、今回は。

○総務文教常任委員長（佐藤勤君） ええ。

○7番（猪股謙喜君） それで、今のご説明だと下郷の入所者が7割ぐらいいるから、それを勘案して補助率を決めて、この81万、そうではないのですか。

○総務文教常任委員長（佐藤勤君） そうではないのです。さっき言ったように案分ということ覚えてください。

（何事か声あり）

○議長（佐藤一美君） ちょっと待ってください。

○総務文教常任委員長（佐藤勤君） すみませんけれども、案分ですから、あかまつ荘に例えば100人入所しているという場合、下郷は何名、田島は何名、ほかは何名ということで案分でこれからはお願いをしたいと、何か修理やる場合の補助金ですね、町でお願いしますということで理事長にお願いしたということです。だから、今回はそれを法制化しようということです、そういうことです。それは、案分ということで覚えてください。

（何事か声あり）

○総務文教常任委員長（佐藤勤君） ええ。

それと、法制化をするということです。

○7番（猪股謙喜君） 最後に、その理事長というのは誰ですか。お願いした理事長というのは誰ですか。

○議長（佐藤一美君） 総務文教委員長、佐藤勤君。

○総務文教常任委員長（佐藤勤君） いわゆる理事長にということですか。

○7番（猪股謙喜君） では、全協か何か、一回とめて……

（何事か声あり）

○議長（佐藤一美君） いや、再々質問で猪股謙喜君の質問は終わりますけれども……

（「はい、議長」の声あり）

○議長（佐藤一美君） はい。

○5番（佐藤盛雄君） 委員長報告だから……

（何事か声あり）

○議長（佐藤一美君） ちょっと待ってください。

○5番（佐藤盛雄君） 委員長報告に対するあれだよ。だから、一回休議して、全協に切りかえるとか何かしないと。

（何事か声あり）

○5番（佐藤盛雄君） 一回暫時休議して、全協に切りかえしたら。

○議長（佐藤一美君） それでは、暫時休憩します。（午後 3時25分）

---

○議長（佐藤一美君） 再開いたします。（午後 3時38分）

ご質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第32号 平成27年度下郷町一般会計予算の件を採決します。  
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第33号 平成27年度下郷町国民健康保険特別会計予算の件を採決します。  
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第34号 平成27年度下郷町後期高齢者医療特別会計予算の件を採決します。  
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第35号 平成27年度下郷町介護保険特別会計予算の件を採決します。  
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第36号 平成27年度下郷町簡易水道事業特別会計予算の件を採決します。  
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第37号 平成27年度下郷町農業集落排水事業特別会計予算の件を採決します。  
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第38号 平成27年度下郷町宅地分譲事業特別会計予算の件を採決します。  
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

**日程第４０ 議員提出議案第１号 下郷町議会委員会条例の一部を改正する条例の設定  
について**

○議長（佐藤一美君） 日程第40、議員提出議案第１号 下郷町議会委員会条例の一部を改正する条例の設定についての件を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

室井哲君。

（議案朗読）

○議長（佐藤一美君） お諮りします。

本案につきましては、ただいま職員をして議案を朗読させ、さらに提案理由も記載されておりますので、議案の説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第１号の件は議案の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議員提出議案第１号 下郷町議会委員会条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

**日程第４１ 議員提出議案第２号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見  
書の提出について**

○議長（佐藤一美君） 日程第41、議員提出議案第２号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出についての件を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

室井哲君。

（議案朗読）

○議長（佐藤一美君） お諮りします。

ただいま議題となっております議員提出議案第２号につきましては、会議規則第37条

第2項の規定により、議案の説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は議案の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議員提出議案第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第42 議員派遣の件

○議長（佐藤一美君） 次に、日程第42、議員派遣の件について議題といたします。

お諮りします。本件につきましては発議の朗読を省略し、お手元に配付してごさいます発議のとおりであります。

これから質疑を行います。ご質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。この件については発議のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については発議のとおり決定しました。

次に、お諮りします。ただいま可決された議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取り扱いを議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

---

#### 日程の追加

○議長（佐藤一美君） 以上で上程されました議案は全部終了しました。

お諮りします。議会運営委員会委員長、総務文教常任委員会委員長、産業厚生常任委員会委員長及び議会広報常任委員会委員長から閉会中の継続審査申出についての件、さらに皆さんのお手元に追加議案が配付されております。去る3月10日開催した議会運営委員会におきまして議案審議終了後、直ちに日程に追加し、議題とする旨の話し合いがなされておりますので、議会運営委員会で協議されました議事運営に従って議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続審査申出についての件、町長提案理由の説明の件、議案第39号 教育長の任命についての件を直ちに日程に追加し、議題にすることに決定いたしました。

追加議事日程を配付します。

（資料配付）

○議長（佐藤一美君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 配付漏れなしと認めます。

---

#### 追加日程第1 閉会中の継続審査申出について

○議長（佐藤一美君） これから追加日程第1、閉会中の継続審査申出についての件を議題といたします。

本件につきましては、議会運営委員会委員長、総務文教常任委員会委員長、産業厚生常任委員会委員長及び議会広報常任委員会委員長からお手元に閉会中の継続審査申出書が提出されておりますので、朗読を省略し、お配りの発議にてご了承願います。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。この件については、発議のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続審査申出についての件は発議のとおり決定しました。

---

#### 追加日程第2 町長提案理由の説明

○議長（佐藤一美君） これから追加日程第2、町長提案理由の説明を行います。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） それでは、ただいま本定例会に提案いたしました全議案につきまして議員各位のご理解とご協力をいただき、原案どおり決定を賜りましたこと、厚く御礼を申

し上げます。

皆様方には、大変お疲れのところ時間をいただき、申しわけございませんが、ご提案申し上げました議案についてご説明を申し上げます。

議案第39号 教育長の任命についての件でございますが、ご承知のように前大竹康隆教育長が平成27年1月14日をもって任期満了となり、現在空席となっております教育長を改正地方教育行政法による新教育長を任命するに当たり議会の同意をお願いするものであります。

後任の教育長といたしまして、下郷町大字塩生字上ノ原1212番地の11に住所を有する渡部岩男氏を任命したく、議会の同意をお願いするものであります。

渡部氏は、昭和52年3月、福島大学卒業後、同4月から県内の小学校教師として教鞭をとられ、平成6年4月には只見町立明和小学校教頭、平成8年からは南会津教育事務所指導主事、平成12年1月からは本町の旭田小学校校長に就任されました。そして、平成16年4月から再び南会津教育事務所指導主事、平成20年からは南会津教育事務所業務次長兼指導管理課長を務められ、郡内の教育振興に尽力されました。平成21年4月からは南会津町立田島小学校校長、平成24年4月、南会津町立田島中学校校長に就任し、平成26年3月に退職しております。その間、郡内小中学校校長会会長、郡内小中学校長協議会会長などを務められ、福島県教育委員会より教育功労賞を、また東北PTA連絡協議会会長表彰、全国PTA連絡協議会会長特別表彰等を受賞されております。渡部氏は、義務教育界に身を置くこと37年、終始一貫、誠実な研究態度と、積極的な教育振興への情熱をささげられた方であります。本町のさらなる教育の進展のためにご尽力を賜りますには、経験、職験、人柄ともにふさわしい方であると思料されますので、議会の同意を切にお願いするものであります。

以上です。よろしくお願い申し上げます。

---

### 追加日程第3 議案第39号 教育長の任命について

○議長（佐藤一美君） 追加日程第3、議案第39号 教育長の任命についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井哲君。

（議案朗読）

○議長（佐藤一美君） お諮りいたします。

本案につきましては、さきに提案理由の説明がなされておりますので、会議規則第37条第2項の規定により議案の説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号 教育長の任命についての件、議案の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

8番、室井亜男君。

○8番（室井亜男君） ちょっと聞いてみたいのですが、渡部岩男さんは旭田小学校の校長をやり、その前は桧原の元議員だった渡部幸生さんの息子さんだということは百も承知でございます。でも家族の方が、聞くとところによると北会津のほうに住んでいらっしゃるということだけれども、きょうの議案の中に塩生上ノ原1212番地の11ということですが、教育長になるために手回しよく塩生に住所を移したのかどうか。まずこの点を。子供たちとか家族の方がどこに住んでいるのか。次男坊ですから、桧原にはいないなとは思っていたのですが、それをひとつ聞きたい。

もう一つ、町長、教育委員というか、教育長は教育委員の中から外れるということですが、一つは教育長もまぜた場合、教育委員全体で5人、5人のうちに学校の先生の方が3人ということになるのです。余りにも少し私は多いのではないだろうかというような感じが持たれますけれども、任命された町長、この3人に対してどう解釈をするか、一言聞いてみたい。

もう一つは、昨年の、26年の3月31日で退職されていますけれども、この1年間、やや1年間でございますが、何をやっていらしたのか。年金生活でボランティアか何かやっていたのかなと思いますけれども、わかる範囲内で結構ですから、教えていただきます。お願いします。

○議長（佐藤一美君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 第1点は、渡部氏の住所の関係でございますが、これは地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律に基づいて選ぶことになっていますので、その地方公共団体の長及び被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し職験を有する者のうちから選んでくださいというような法律の改正になっているところでございます。やはり私の考えとしては、下郷町に住んでもらって、そして下郷の教育のためにやっていただくというのが理想であるということで、お話ししたところでございます。ご了解願いたいと思います。

それから、退職されたのですが、県の生涯教育アドバイザーとして1年間をやられた方でございます。

家族の構成は、奥さんと2人で、子供たちは、現在のところは若松のほうにいるわけですが、子供たちは若松市外のほうに嫁いでいるということだと思います。それ以上はちょっとわかりませんが、いなかったと。2人生活でした。

以上です。

（「先生3人は多いのでないか」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 星學君。

○町長（星學君） 教育委員会の構成が教職員を退職された方3名になるわけですが、その辺は十分に承知しております。町の教育行政振興のために大いに活躍していただきたいと、こう思っております。

以上です。

○議長（佐藤一美君） 5 番、佐藤盛雄君。

○5 番（佐藤盛雄君） 渡部岩男氏の教育長の任命の案が上がってまいりました。渡部岩男氏が旭田小学校の校長のとき、私も P T A の副会長やって、よくその能力なり人格なりを存じておりますし、立派な方だと思っております。

ここでちょっとお伺いしたいのは、1 月14日、大竹康隆教育長が退任してから、現在まで教育長が空席であったということに対して、先ほどの町長の提案理由の説明の中で、要するに今まで空白であったということに対するおわびの言葉がなかった。やはり教育行政に対してそれなりの、教育長がいないということは、多少なり問題があったと思うのです。それに対する、町長が教育長が不在だったということに対する反省の意味も述べるべきだったと私は思います。

それから、本日議会で可決されれば、町長が就任について任命をするわけですが、4 月1日付で任命するのか。その2件についてお伺いします。

○議長（佐藤一美君） 答弁を求めます。

星學君。

○町長（星學君） 1 月14日付で退任されましたけれども、1 月14日に地方教育行政組織法の第20条に基づいて職務代理者を教育委員会において決定していただきました。次の日、1 月15日に南会津教育事務所長をお伺いし、その報告をし、同時に各学校長へ連絡して、事務の遅延、停滞のないよう指導したところでございます。ですから、そのように手続を踏まえて、そして3月議会で提案して、地方教育行政組織法の法律の一部改正する法律に基づいて、やはり4月1日、辞令を交付したいという考えから、この3月議会に提案したものでございます。

よろしくをお願いします。

（何事か声あり）

○議長（佐藤一美君） 星學君。

○町長（星學君） 4 月1日付で、同意していただければ、そのように手続はしたいと思っております。

○議長（佐藤一美君） 5 番、佐藤盛雄君。

○5 番（佐藤盛雄君） 確かに教育長の職務代理者を任命して教育事務所にお届けをしたということは行政手続上、当然のことであります。

しかし、実際には教育長不在ということは、やっぱり目に見えないいろいろなハンディがあったと思っております。教育次長には、この間大変なご苦労なされたと思うのです。この時期は、教職員の人事に絡む問題でございますので、この時期、大切な時期に教育長いなかったということは、大変な事態だと私は解釈しております。

ですから、町長はその1 月14日以降、教育長をつくれなかったということに対する、これはやっぱり反省していただかなければならないと思っております。その点でもう一度町長、ご答弁をお願いします。

○議長（佐藤一美君） 町長、星學君。

○町長（星學君） ただいま議員の質問のとおり、反省すべき点を反省して今後努めてまい

りたいと思います。

○5番（佐藤盛雄君） わかりました。

○議長（佐藤一美君） ほかにご質問はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お知らせいたします。人事案件に対する討論は行わないことを通例としております。  
したがって、討論を省略し、直ちに採決に移ります。

これから議案第39号 教育長の任命についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号 教育長の任命についての件は原案のとおり可決されました。  
お諮りいたします。本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって本日で閉会をしたいと思います。ご異議  
ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日をもって閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成27年第1回下郷町議会定例会を閉会いたします。大変ご苦労さまでございました。

（午後 4時03分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成27年3月20日

下郷町議会議長

同 署名議員

同 署名議員